

設備運転管理業務仕様書

1. 件 名
三重県サンアリーナ設備運転管理委託業務
2. 委 託 内 容
本委託業務は、県営サンアリーナの施設に設置されている電気設備、冷暖房設備（遠方操作、状態監視を含む）給排水設備、衛生設備、消防設備の日常監視点検、記録、機器の操作ならびに冷暖房設備、給排水設備、衛生設備の定期点検、照度測定とする。
3. 一 般 事 項
本仕様書は委託契約書に付随する約款の下で適用されるものとする。
4. 契 約 期 間
委託契約書及び約款に記載する通りとする。
5. 業 務 場 所
伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地 4 三重県営サンアリーナ内
6. 業 務 の 内 容
本契約にかかる設備運転管理業務の種類は以下の通りとする。
 - (1) 設備操作監視管理業務…別記 1
 - (2) 機械設備定期点検業務…別記 2
7. 作業従事者及び保有資格
 - (1) 乙は、本委託業務を遂行するため3名以上の作業従事者を選任し、その中から作業責任者を定めなければならない。作業責任者は、契約内容の履行、作業従事者の監督、関連部署との連絡調整、作業従事者の服務管理について総括すること。なお、この作業責任者を約款第4条第1項に記載する統括管理責任者が兼務することができるものとする。
 - (2) 前項の作業従事者の中で、以下の作業・運転資格を有していること。
 - ア. 第1種電気工事士
8. 管 理 指 針 値
点検にあたっての管理指針値（標準値又は許容値）は、乙の推奨する標準値、許容値又は製造業者等の規格値も準用するものとする。
9. 提 出 書 類
乙が本委託業務を履行するにあたっては、以下の書類等を提出すること。
 - (1) 月間作業計画書
乙は月毎に作業当該月の前月末までに、業務履行上の問題点や実施スケジュール等について、甲と十分協議を行い、下記事項を記載した作業計画書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲の指示（承諾）により記載内容を含め一部を省略することができる。
 - ア. 作業概要
 - イ. 全体行程表
 - ウ. 作業工程表
 - エ. 作業組織表（常駐作業従事者以外の作業従事者による作業の場合）
 - オ. 作業項目、点検項目、点検要領書等

カ. その他必要なもの

- ① 乙は、作業計画書の内容に変更が生じた場合にはその都度、原則として当該作業に着手する前に変更に関する事項について変更計画書を提出しなければならない。
- ② 乙が項目、内容その他について補足を求めた場合は、追記した作業計画書を提出しなければならない。

(2) 月間作業実施報告書

- ア. 乙は、月毎に作業当該月の翌月初めに、作業実施の結果を、建築保全業務報告書様式に従って記入し甲に提出する。
- イ. 月間作業報告書には、「6. 業務の内容」に示す3種の業務種別に分別して作業実績、結果を記載すること。
- ウ. 主要な機械設備定期点検作業については、実施時の写真を工程毎に撮影し、工種、内容等を記入の上整理し、月間作業実施報告書に添えて提出すること。

(3) その他の報告

- ア. 作業実施において対象設備、機器の機能に異常がある場合、または劣化が発見された場合には、随時速やかに甲に報告すること。なお、必要に応じ劣化状況を示す写真及び図面を提出すること。
- イ. 乙は月間作業実施報告書とは別に、毎日運転日誌を記録作成し、翌週の初めに一週間分を甲に提出する。
- ウ. その他必要なもの、緊急を要するものは、その都度提出する。

10. 勤務体制

- (1) 乙は、業務実施にあたり常にその機器の目的、性能を把握し操作、点検調整を確実に実施できる熟練した技術者を作業従事者として派遣し、責任を持てる体制で業務を施工するものとする。
- (2) 技術者とはその内容に応じ必要な知識及び技能を有するもので、取扱い機器に関連する国家免許及び技術講習修了者若しくは同等以上の技能を有する者をいう。
- (3) 業務体制において乙は、常駐作業従事者及び統括責任者ならびに資格者を本委託業務に割当てることができる。
- (4) 統括責任者が現場を離れるときは、常に所在場所を明らかにしておくとともに、代行者を指定し甲に報告するものとする。
- (5) 常駐者の勤務体制
 - ア. 勤務日・勤務者数、勤務時間等の勤務割は、甲の貸館状況、業務内容に応じ、当該月の前月に甲乙協議の上決定することを原則とし、乙は必要に応じ第1種電気工事士資格者1名を勤務させなければならない。
 - イ. 通常勤務時間は、午前8時15分から午後9時00分とする。
 - ウ. 通常勤務時間外の貸館が可能なことから、甲は通常時間外勤務を要請する場合がある。
 - エ. 年間の勤務形態は以下を原則とする。
 - i) 通常開館日の通常勤務時間における勤務
 - ① 勤務時間と勤務者数

午前8時15分～午後1時	;	2名以上
午後1時～午後5時	;	2名以上
午後5時～午後9時	;	1名以上
 - ② 中央監視室の監視、操作勤務
常時1名の勤務員が中央監視室における監視、操作勤務についていることを原則とする。
 - ③ 巡視、点検、整備、修理作業
本仕様書に記載する館内各施設、設備の巡視、点検、整備、修理作業は、②の中央監視室での常時監視、操作業務に支障のないよう、計画的に行うものとする。

ii) 大規模利用日、月例点検日及び通常勤務時間外の勤務

貸館状況や業務内容に応じ、通常開館日や通常勤務時間を超える業務負荷が予測される場合も、原則としてア、に記す事前協議により必要な勤務割を計画し実施すること。

iii) 事故発生時の対応

管理対象設備の事故発生に伴う応急復旧作業時にも、原則として中央監視室の監視、操作勤務は継続実施されること。

但、1名勤務の時はその限りでない。

オ. 本仕様書に記載あるいは想定する範囲を大きく超える勤務が発生した場合で、甲乙協議の上必要と認められる場合は、本委託契約費用と別に清算するものとする。

(6) 常駐業務に関すること

ア. 業務内容については、別記1「設備操作監視管理業務内容」及び甲の担当者の指示により施設設備の操作監視、設備管理を遂行すること。

イ. 設備操作監視管理業務日誌は、週の初めに一週間分を提出すること。これに併せて、常駐者勤務日報も一週間分を提出すること。

ウ. 通常勤務時間外においても設備に異常が発生した場合は、早急に現場に到達し復旧に努めるとともに甲にその状況を連絡すること。また常時甲と連絡ができるようにしておくこと。

エ. 服務規律を遵守し、業務に適する作業服、名札の着用、責任と節度を持ち来客の対応には十分留意すること。

オ. 事務室として、中央監視室及び機械室の一部を使用し、中央監視室、電気室、機械室等は、機器の保全上常に整理、整頓、清掃を行うこと。

カ. 業務施行上必要な事務用品及び消耗品は本業務に含まれるものとする。

キ. 「常駐者（技術者）」の変更は次による。

① 変更する場合は、事前に甲の承認を得ること。

② 新たに変更するときは、業務に対する研修終了後行うこと。

③ 甲が不適切と認めるときは、誠意を持って変更すること。

11. 業務上の義務

(1) 乙は、業務行程表に示された作業量に対し十分対応できる機械器具を準備し、作業を行うものとするが、作業場、甲が所有する特殊工具等の必要がある場合、甲はこれを認め、使用することについて拒まないものとする。

(2) 乙は、業務実施中において当該設備に障害等を発見、発生したときは、直ちに甲に発生原因及び経過等の内容について報告し、次の処置を行わなければならないものとする。

ア. 本業務に起因して、甲の管理する構造物及び機器等に損傷等を与えた場合は、乙の負担で甲の指示に従い修理又は取替えを行うものとする。

イ. 本業務に関わる施設、機器の監視操作時あるいは点検時に補修、修繕の必要ある物を発見したときは、甲が別途指示するが、軽微な修繕（補修塗装を含む）については乙の負担で実施するものとする。

ウ. 本業務に関わりのない機器等で障害等を発見したときは、甲の指示を仰ぐものとする。

(3) 乙は、常に作業環境の整備を行い、作業現場内及び公衆の出入りする場所での作業については、周囲に不快感を与えないよう整理整頓し清潔に保たなければならない。なお、点検作業により生じた不用物は甲の指示により適切な処理を行うものとする。

(4) 乙は、業務の遂行上、必要な仮設備を甲の承認を得て施設するものとする。なお、業務完成後は速やかに撤去し、後片付け、清掃を行うものとする。

(5) 別途工事が施工される場合は、乙はその工事関係者と協調を図り、全ての工事が円滑に行われるよう協力するものとする。

(6) 疑義のある場合は甲と協議の上、決定するものとする。

12. 安全管理

- (1) 車両、重機その他作業機器は使用に先立って始業点検を行い、安全を確認した上で使用するものとする。
- (2) 作業従事者は必要な場合は必ず安全保護具等を着用して作業にあたるものとする。
- (3) 統括管理責任者は常に作業員に対し作業指揮はもとより、作業態度、服装、安全具の使用等指揮監督を行うものとする。
- (4) 乙は、作業に先立ち下記事項等について甲と協議し、必要により表示等の処置を行うものとする。
 - ア. 開閉機器類の操作と禁止標示
 - イ. 高低圧等の充電部の注意標示又は立入禁止処置と標示
 - ウ. 作業区域標示と立入禁止措置等
 - エ. 機器の取扱注意標示
 - オ. 危険物標示
 - カ. その他必要なもの

13. 点検部品等について

設計書、仕様書に記載なき場合でも点検において必要とされる消耗品雑材料及び軽微な部品等は、乙の負担において用意するものとする。

14. 現場発生品

乙は、本委託業務において不用品等が発生したときは、調書を作成のうえ提出し、甲の検収を受けるものとする。検収後は、甲の指示により乙の責任において適正に処理するものとする。また廃棄物については、関係法規ならびに指針等に従い処理するものとする。

15. 作業用電力

本委託業務に必要な電力は、甲が無償で支給するが、方法等については別途協議するものとする。ただし、停電を伴う作業については、乙が用意するものとする。

16. 図面等の閲覧

乙は、本委託業務の範囲に関わり甲が管理する図面、取扱説明書等を閲覧することができるものとする。なお、閲覧図書は本業務以外に使用してはならない。

17. 補則

- (1) 乙は、本仕様書において記載されていない事項については、作業に先立ち甲と打合せを行い、議事録あるいは打合せ内容を含んだ図面を速やかに提出し、甲の承認を得るものとする。
- (2) 設計書、仕様書にない事項であっても機器の保全上当然必要と認められる軽易事項については、乙の負担においてこれを施工しなければならない。

別記 1

設備操作監視管理業務

名称	業務内容	点検回数	備考
電気設備・機械設備 各共通事項	・ 運転日誌の記録（主要機器の運転状態、電流、異音、振動、温度等）	毎日	指定する様式とする。
	・ 異音、異臭、振動等運転状態の点検	毎日	
	・ 配管、弁類からの漏水、漏油の点検	毎日	
	・ 各計器の指示値の確認	毎日	
電気設備・機械設備 共通 監視制御設備 (各 1 面計 4 面)	・ 中央監視盤の監視とシステムによる機器の操作及び運転時間の設定	毎日	
	・ 防災盤の監視と操作	随時	
	・ 各部屋空気環境維持の為の温湿度設定と換気操作	毎日	
	・ 各機器の状態表示と計測指示値の確認(受電盤、空調機盤、監視 TV 盤含む)	毎日	
	・ データローガの監視、操作と記録整理	随時	
	・ 各機器の事故発生時における現場確認と応急復旧操作並びに関係者への連絡	随時	
受変電設備 (高、低圧盤 39 面)	・ 運転日誌の記録 (Kw:Kwh:V:A:PF 日集計) と電気開閉所の巡視点検。	毎日	発電機、低圧を含む
	・ 巡視点検、記録(高圧機器・キュービクル・分電盤・電気開閉所)	月 1 回	発電機を含む
	・ 主要機器、接続端子部の温度監視	月 1 回	発電機、低圧を含む
	・ 最大需要電力使用時の記録 (Kw:V:PF)	随時	
	・ 最大電力、力率の制御と操作	随時	
	・ 最大電力の記録、レストラン電気使用量の日報、月報、年計表の作成	毎日	
	・ 受変電設備年次点検立会及び機器操作	年 1 回	
	・ 電力会社等との連絡調整	随時	
	・ 電力会社検針の立会	月 1 回	
・ 電気室の清掃	随時		

名称	業務内容	点検回数	備考
受変電設備 (高、低圧盤 39 面)	・配電線停電時、構内電気事故、故障時等の応急復旧操作と、関係者への連絡	随時	
	・電気事故、故障停電、作業停電の記録、	随時	
	・その他保安規程に基づく点検。	随時	
電灯動力設備 (低圧分電盤 153 面) (動力制御盤 032 面)	・巡視点検、記録(制御盤・分電盤・配線・電気機械器具を含む)	月 1 回	
	・漏洩電流の測定(トランス 2 次側接地線、各フィーダー)	月 1 回	
	・電気機械器具の接地線の点検立会	年 1 回	
	・絶縁抵抗の測定(分電盤以降負荷側)立会	年 1 回	
	・鳥羽二見ライン道路下歩道用照明器具の絶縁測定	年 1 回	
	・仮設電気設備の工事及び送電時の試験立会	随時	
	・照明器具、配線器具等の外観点検	毎日	24. 367 m ²
	・照明器具のランプ交換	随時	24. 367 m ² 1, 500W ハロゲン灯は除く
	・室内照度測定	年 6 回	
・その他保安規程に基づく点検	随時		
発電機設備 (625KVA ガスタービン 1 式)	・発電機の試運転及び点検記録	月 1 回	試運転移動用発電機 4 台含む
	・非常時の発電機の運転	随時	
	・発電電力量月報の作成(送電時のみ)	随時	
	・付属蓄電池の点検(液面の確認と均等充電)	月 1 回	
	・消防法法定点検の立会	年 2 回	
・その他保安規程に基づく点検	随時		
地下タンク設備 (1 基)	・地下オイルタンク貯蔵設備の機能点検	月 1 回	A 重油 3, 000L
	・地下オイルタンクの漏洩点検	週 1 回	
	・地下オイルタンク貯蔵設備の外観点検	毎日	サービスタンク 390L

名称	業務内容	点検回数	備考
直流電源設備 (整流装置、蓄電池)	・ 巡視点検、記録	毎日	蓄電池 AMH300PE*86F
	・ 蓄電池の点検 (液面の確認と均等充電、フォークリフト含む)	月 1 回	整流器 CRIA145-50SM
	・ 消防法年次点検の立会	年 2 回	
	・ フォークリフトの充電	随時	
	・ その他保安規程に基づく点検	随時	
電話設備	・ 電話設備定期点検、改修、修繕工事の立会	随時	6 回線内 1 回線 FAX. INT 共用
	・ 臨時電話用電話機の取付、取外し	随時	
時計設備	・ 時計設備定期点検、改修、修繕工事の立会	随時	水晶式親・子時計装置
	・ 停電復旧時親時計の指針調整	随時	S=片面 67 台・D=デジタル 4 台
	・ 子時計の指針調整	随時	塔時計 1 台
消防設備	・ 誘導灯蓄電池の外観点検	月 1 回	誘導灯 198 台 誘導標識 2 枚
	・ 非常灯蓄電池の外観点検	月 1 回	非常灯 メイン 16 台・管理会議棟 3 台・サブ 6 台
	・ 防火戸外観点検	月 1 回	
構内配電線路設備	・ マンホール蓋の外観点検 (消防用水含む)	月 1 回	電気専用 22 ヶ所 消防用水 3 ヶ所
	・ マンホール内部配線の確認	年 1 回	
	・ マンホール内浸透水の排出 (豪雨の後)	随時	
屋外投光器設備	・ 投光器灯具及び制御盤の外観点検	毎日	灯具 24 台
	・ 制御盤の機能点検	月 1 回	制御盤 3 面
	・ 外灯、投光器の操作と臨時設置	随時	
屋外照明設備	・ 投光器灯具の外観点検	月 1 回	灯具のみ 40 台
	・ ポールの外観点検	月 1 回	ポール灯具 42 基 (SUS)
避雷設備	・ 避雷針先端部及び導体の外観点検	月 1 回	メイン、スカイデッキ、サブ 3 基

名称	業務内容	点検回数	備考
避雷設備	・ 接地端子盤の外観点検	月1回	接地端子盤 2面
冷熱源機設備	・ 冷温水発生機各号機冷温水入口、出口温度の記録	毎日	冷温水発生機 350RT 3基
	・ 各号機冷却水入口、出口温度の記録(冷房期間のみ)	毎日	
	・ 各号機再生器の温度、真空度の記録	毎日	
	・ 各号機冷媒ポンプ、吸収ポンプ運転状態の確認	毎日	
	・ 各号機ガス漏れ有無の確認	毎日	
	・ 各号機燃焼、異音、振動、水漏れ等運転状態の確認	毎日	
	・ 各号機電流値、冷温水設定温度の記録	毎日	
	・ 冷却塔各号機電流値、導電率、酸性度の記録(冷房期間のみ雨天除く)	毎日	冷却塔 3基
	・ 各号機散水状態の確認(冷房期間のみ)	毎日	
	・ 各号機ジオネオラ菌検査	年1回	
	・ 各号機冷却塔の外観点検	毎日	
	・ 各号機冷却塔の外観点検(冷房期間のみ)	月1回	
	・ 冷却水、冷温水各ポンプ異音、振動、水漏れ等運転状態の確認	毎日	冷却水ポンプ 3φ30Kw 3台
	・ 各電動機電流値の記録	毎日	冷温水1次ポンプ 3φ11Kw 3台
	・ 冷却水、冷温水1次2次ポンプ外観点検	月1回	冷温水2次ポンプ 3φ18.5Kw 3台
・ 1次ヘッダー、2次ヘッダー、還ヘッダー各温度、圧力の記録	毎日		
・ 各エアコン各号機電流値の記録	毎日	PAC エアコン 25台・WAC エアコン 14台 39台	
冷熱源機設備	・ 各号機異音、振動等運転状態の確認	毎日	
	・ 各号機室外機の外観点検	月1回	
温熱源機設備	・ 温水ヒータ各号機燃焼、異音、振動、水漏れ等運転状態の確認	毎日	真空温水ヒータ 250,000Kcal/H 2基

名称	業務内容	点検回数	備考
	・各号機ガス漏れ有無の確認	毎日	
	・給湯循環1次、2次ポンプ電流値の記録	毎日	給湯循環1次ポンプ 3φ0.75Kw 2台
	・各号機温水入口、出口温度の記録	毎日	給湯循環2次ポンプ 3φ0.4Kw 1台
	・貯湯槽点検清掃	年1回	貯湯槽 4,800L (SUS) 2基
冷暖房関連設備	・エヤハンドリングユニット外観点検	月1回	メインアリーナ 8台
	・各号機電流値の記録	毎日	管理会議棟 7台
	・各号機異音、振動等運転状態の確認	毎日	サブアリーナ 4台
	・送風機、排風機各号機電流値の記録	毎日	送風機 16台
	・各号機異音、振動等運転状態の確認	毎日	排風機 55台 (トイレ用排風機 3φ含む)
	・天井扇 (FVタイプ) の外観点検	年1回	M=12台・K=18台・S=12台・42台
昇降機設備	・エスカレーターの外観点検	毎日	1台
	・エレベーターの外観点検	毎日	1台
	・照明器具のランプ交換 (支給品のみ)	随時	
給水設備	・受水槽の外観点検	月1回	呼称 36t タンク 1基
	・雑用水の水質測定 (外観・臭気・PH・残留塩素)	週1回	
	・ウォータークーラー、電気湯沸し機の外観点検	月1回	
衛生器具設備	・洗面器・手洗器・清掃用流し・シンクの外観点検	年2回	
	・小便器・大便器の機能点検	年2回	
	・排水トラップの外観点検	随時	
加圧給水ポンプ設備	・飲用水ポンプの外観点検	月1回	飲用給水ポンプ 3φ3.7Kw 2台
	・飲用滅菌機用ポンプの運転調整	随時	滅菌補給水ポンプ 3φ0.03Kw 1台
	・雑用水ポンプの外観点検	月1回	雑用給水ポンプ 3φ5.5Kw 2台

名称	業務内容	点検回数	備考
	・雑用滅菌機用ポンプの運転調整	随時	滅菌補給水ポンプ 3φ0.03Kw 1台
	・空調補給水ポンプの外観点検	月1回	空調補給水ポンプ 3φ2.2Kw 2台
排水ポンプ設備	・電気開閉所湧水ポンプの機能点検	月1回	湧水ポンプ 1φ0.4Kw 2台
	・発電機室湧水ポンプの機能点検	月1回	湧水ポンプ 3φ0.75Kw 2台
	・発電機室雑用水槽補給水ポンプの機能点検	月1回	自吸式渦巻きポンプ 3φ0.75Kw 1台
	・機械室8 湧水ポンプの機能点検	月1回	湧水ポンプ 3φ0.75Kw 2台
	・機械室10 排水ポンプの機能点検	月1回	排水ポンプ 1φ0.4Kw 2台
	・機械室11 排水ポンプの機能点検	月1回	排水ポンプ 1φ0.4Kw 2台
消防設備	・消防設備法定点検の立会	年2回	
	・消火器の外観点検	月1回	消火器 104本、電気開閉所 1本
	・スプリンクラー設備の外観点検	月1回	Sポンプ 3φ37Kw 1台
	・スプリンクラー設備の待機状態の記録	毎日	
	・屋内消火栓設備の外観点検	月1回	Xポンプ 3φ7.5Kw 1台
	・屋内消火栓設備の待機状態の記録	毎日	1級P型発信機 9台 屋内消火栓 29台
ガス漏れ警報設備	・ガス遮断弁コントロールユニット待機状態のチェック	毎日	1面
	・ガス会社の検針立会	月1回	
防災用非常用発電機 25KVA210/105V 60HZ	・発電機の試運転及び点検記録	月1回	
	・分電盤の点検	月1回	
	・燃料タンク貯蔵設備の点検	月1回	
その他	・甲が管理する小破修繕(該当物件に対して他業者と業務委託していないもの)	随時	業務委託物件においては外観点検のみ
	・空調設備・電気設備予備品の在庫管理	月1回	
	・ガス、水道の使用量、主要機器運転時間等の日報、月報、年計表の作成	月1回	
	・施設排水溝及び敷地内(インターロッキング内)排水溝の清掃	年2回	

点検業務内容

- ・ 外観・機能点検とは各機器を実際に運転(作動)させ外部より正常に運転(作動)している事を確認する業務。各機器を分解取外して行う点検・修理等はこの業務には含まれない。この場合は甲乙別途協議を要する。

別記 2

機械設備定期点検業務

名称	業務内容	点検回数	備考
冷熱源機設備	・冷温水発生機各号機冷暖房切り替え機能点検	年 2 回	冷温水発生機 350RT 3 基
	・各号機冷房暖房期間機能点検	年 2 回	
	・空冷パッケージエアコン冷房・暖房機能点検	年 2 回	室外機 12 台 室内機 13 台
	・空冷パッケージエアコン冷房専用機機能点検	年 1 回	室外機 2 台 室内機 2 台
	・空冷マルチパッケージエアコン冷房・暖房機能点検	年 2 回	室外機 9 台 室内機 39 台
	・空冷ルームエアコン冷房・暖房機能点検	年 2 回	室外機 4 台 室内機 4 台
	・ウォースルー型エアコン冷房・暖房機能点検	年 2 回	室内機 14 台
	・ファンコイルユニット冷房・暖房機能点検	年 2 回	51 台
	・全熱交換機機能点検	年 2 回	38 台
	・上記空調機フィルター清掃	年 3 回	
	・空気調和機冷房・暖房機能点検	年 2 回	19 台
	・上記フィルター清掃	年 3 回	
	・冷却塔各号機機能点検各号機導電率計含む(冷房期間のみ)11 月水抜き	年 2 回	冷却塔 3 基 導電率計 3 基
	・冷却塔各号機水抜き清掃(11 月)	年 1 回	
	・冷却水ポンプ機能点検	年 2 回	3φ30Kw 3 台
	・冷温水 1 次ポンプ機能点検	年 4 回	3φ11Kw 3 台
	・冷温水 2 次ポンプ機能点検	年 4 回	3φ18.5Kw 3 台
	・空調補給水ポンプ機能点検	年 4 回	3φ 2.2Kw 2 台
	・1 次ヘッダー、2 次ヘッダー、還ヘッダー、配管各機能点検	年 1 回	配管長 964m
・上記膨張タンク機能点検	年 1 回	2,000L 1 基	

名称	業務内容	点検回数	備考
冷熱源機設備	・ダクト、吹き出し、吸い込み	年2回	ダクト 964m 51箇所
	・ダンパー	年1回	69台
衛生給排水設備	・真空温水ヒータ各号機機能点検	年2回	真空温水ヒータ 250,000Kcal/H 2基
	・給湯循環1次ポンプ機能点検	年1回	給湯循環1次ポンプ 3φ0.75Kw 2台
衛生給排水設備	・給湯循環2次ポンプ機能点検	年1回	給湯循環2次ポンプ 3φ0.4Kw 1台
	・飲用加圧給水ポンプ機能点検	年2回	飲用給水ポンプ 3φ3.7Kw 2台
	・雑用加圧給水ポンプ機能点検	年2回	雑用給水ポンプ 3φ5.5Kw 2台
	・湧水槽排水ポンプ機能点検	年1回	200V5台 100V6台 11台
	・送風機・排風機機能点検	年2回	71台
	・送風の風量測定	年1回	16台
自動制御設備	・各空調機器冷暖房切り替え時機能点検	年2回	空気調和機 19台ファンコイル 51台中継器 20台他
	・コントロール機器の警報・表示・操作・印字機能点検	年2回	
	・計量リモート機能点検	年2回	

点検対象機器

点検機器		数量	単位	備考
電気設備	照明器具配線器具等	24,367	m ²	
	照明器具のランプ交換	24,367	m ²	
	低圧分電盤	153	面	
	動力制御盤	35	面	
	高圧受電盤	39	面	
	ガスタービン発電機	1	式	
	整流装置、蓄電池	3	組	
構内配電線路設備	マンホール、ケーブル	22	箇所	
屋外照明設備	アリーナ外周外灯、水銀灯	65	基	
避雷設備	メイン及びサブアリーナ、スカイデッキ	3	基	
地下タンク設備	自家発電用、容量 3000L	1	基	
屋外投光器設備	制御盤	3	面	
監視制御設備	受電盤	1	面	
	空調機盤	1	面	
	監視テレビ盤	1	面	
	防災盤	1	面	
空調設備	冷温水発生機	3	台	
	パッケージ形空気調和機	39	台	
	真空式温水発生器	2	基	
	冷却塔	3	基	
	空気調和機	19	基	
	冷温水等ポンプ	20	台	
	送風機、排風機	71	台	
	全熱交換器	38	台	
	ヘッダ	3	台	
	膨張タンク	1	基	

点検機器		数量	単位	備考
空調設備	ファンコイルユニット	51	台	
	ダクト	964	m	
	配管	964	m	
	吹出し、吸込み口	51	箇所	
	ダンパー	69	台	
	煤煙濃度計	1	台	
	煙道及び煙突	1	基	
	導電率計	3	台	
	昇降機設備	エレベーター	1	台
エスカレーター		1	台	
給排水衛生設備	貯水槽	1	基	
	貯湯槽	2	基	
	電気温水器	7	台	
	ウォータークーラー	14	台	
消防設備	衛生器具	40	箇所	
	消火器	109	台	
	スプリンクラー	1	式	
	誘導灯、誘導標識	198	台	
	屋内消火栓	29	台	
	防火戸	11	台	
	消火ポンプ	1	台	
	スプリンクラーポンプ	1	台	
	粉末消火設備	3	基	
非常用発電設備	防災用発電機	1	台	
	燃料タンク貯蔵所	1	基	

保安警備管理業務仕様書

1. 件 名
三重県サンアリーナ保安警備管理委託業務
2. 委 託 内 容
本委託業務は、県営サンアリーナの来訪者及び勤務員の安全確保や施設・設備・機器類のならびに規律及び風紀を維持し、安全・快適なアリーナ空間を確立するための館内保安警備を主たる業務とする。
3. 一 般 事 項
本仕様書は委託契約書に付随する約款の下で適用されるものとする。
4. 契 約 期 間
委託契約書及び約款に記載する通りとする。
5. 業 務 場 所
伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地の 4 三重県営サンアリーナ内
6. 主 要 な 業 務
 - (1) 来訪者及び観覧者が安全かつ、快適に観覧できるように館内の秩序維持にあたる。
 - (2) 物品、施設等の安全管理、器物損壊の防止及び阻止にあたる。
 - (3) 火災発生等の恐れがある状態の早期発見及び、処置ならびに火災の拡大阻止にあたる。
 - (4) 搬出入作業者の監視にあたる。
 - (5) 立入り禁止区域（箇所）へ立ち入り者の発見及び、処置にあたる。
 - (6) 規律、風紀を乱す不良行為、不正行為及び、加害行為等の発見及び、処置にあたる。
 - (7) 貸館施設使用後の利用者退館確認、戸締り確認にあたる。
 - (8) その他、不測の事態の防止と阻止にあたる。
 - (9) その他貸館補助業務（委託者の指示による）
7. 委託業務と警備体制
 - (1) 本委託業務は機械警備と警備員による人的警備を含むものとする。
 - (2) 機械警備は本委託業務に含まれ、そのための設備、機器の敷設は、本委託業務の中で受託者が行うものとする。
 - (3) 本委託業務に含まれる人的警備は 8. (1) に示す通りとし、通常昼間の人的警備は委託者の勤務員によるものとする。
 - (4) 受託者は就役する警備員の名簿を委託者に提出すること。
 - (5) 本仕様書に記載のない詳細な業務内容は、別記 1 「保安警備業務特記仕様書」によるものとする。
8. 警 備 配 置
 - (1) 人員配置
 - ア. 契約期間内（年間）毎日、サンアリーナ内に以下の人員を勤務配置させるものとする。
 - ① 午後 5 時から午後 9 時まで 1 名
 - ② 午後 9 時から翌日午前 7 時まで 2 名
 - ③ 午前 7 時から午前 9 時まで 1 名
 - イ. 上記アと別に、年末年始に 6 日間、以下の人員を特別勤務配置させるものとする。
 - ① 午前 9 時から午後 5 時まで 1 名

- (2) 機械警備
- ア. 終日 24 時間機械警備が可能とすること。
 - イ. 別記 1 に添付の「機器配置図」に示される設備・機器が設置されること。
 - ウ. 館内各所に設置する各検出器からの異常検出は、1 階警備室にて詳細ブロック毎に把握できるとともに、2 階事務管理室及び 1 階中央監視室においてもそれぞれ異常検出が総括的に把握できること。
 - エ. 1 階警備室にて、検出器の配置ブロック毎に機械警備の稼働、解除の操作設定が可能とすること。
 - オ. 警備室に集約される機械警備の異常検出は、電話回線を通じて自動的に受託者の「警備センター」に通報され、常時遠隔監視されるものとする。
 - カ. 異常が発生した場合は、機械遠隔自動通報、警備員電話通報あるいは委託者からの電話通報に基づき、必要に応じ時間帯に係らず受託者の「警備センター」から支援警備員が駆けつけるものとする。
- (3) 館外周パトロール
- 受託者は、上記の警備員配置及び機械警備と別に、受託者のパトロール車による不定期の館外周パトロールを実施すること。

9. 警備員業務

警備員は勤務中に、警備室での機械警備の監視と別に、以下の業務を行うものとする。

(1) 館内巡回

夜間の勤務時間内に 3 回の館内巡回パトロールを行うこと。

- ア. 火災、盗難等の予防及び早期発見と処置・残業者、残留者の責任者名、人員の確認
- イ. 館における不審徘徊者、不法侵入者、潜伏者の発見と処置・アラーム機器の正常作動状態の点検と処置
- ウ. 近隣から波及する危険状態の早期発見と処置
- エ. その他館における異常の有無、点検と確認及び非常事態発生時の処置

(2) 出入管理（管理、会議棟）

本委託業務に含まれる出入管理は、警備員の配置される午後 5 時から翌日午前 9 時までとし、玄関及び職員玄関（通用口）において実施するものとする。

ア. 玄関の出入者管理

玄関からの入館者については、下記の者について、入館を制限する処置をとるものとする。

- ① めいてい者等、他人に迷惑となる行為をする恐れのある者
- ② 資料、施設等を損傷する恐れのある者

観覧者以外の業者については、職員玄関（通用口）から入館するよう指示すること。

イ. 職員玄関（通用口）の出入管理

① 職員

職員については、確認による出入管理を行う。但し、午後 8 時から翌日午前 8 時までの間及び、特別休館日の出入管理については、事前に届出を行うものとし、氏名及び出入時刻を「職員出入管理簿」に記録する。

② 訪問者

訪問者については、訪問先及び用件を確認の上、館担当者に連絡し、その指示に従う。入館許可者については、訪問者用バッジを貸与、装着させ入館させる。なお、入・出時刻、訪問先及び用件を「訪問者出入管理簿」に記載する。

③ 業者

業者については、次のとおり取り扱うものとする。作業入館者については、予め委託者が証する「用務届」が提出された場合に限り、用務届に記載された氏名と身分証明書等を照合、確認の上、業務用バッジを貸与、装着させ入館させる。なお、入・

出時刻を「業務出入管理簿」に記載する。予め「用務届」が提出されていない業者については、用務を確認の上、委託者担当者に連絡し、その指示に従う。なお、入館許可者については「用務届」の提出があった業者と同様に取り扱う。

④ 官公署職員

緊急事態発生時の警察、消防署関係者以外は、前記訪問者の入館手続きに準ずる。

⑤ 入館を拒否する者

- ・ 用件及び訪問先を明らかにせず入館しようとする者
- ・ 正規の手続きを経ず入館しようとする者
- ・ 身分が明らかでなく不審と認められる者
- ・ 委託者から指示のある者

ウ. 物品の搬出入管理

- ① 館より物品の持ち出しは、職員、関係者の何れを問わず、所定の持ち出し許可書がない限り禁止する。
- ② 夜間及び早期の物品の搬出入は、必ず品名、数量の点検を行い、搬出入者が搬出入を行う場合には「物品搬出入簿」に記録する。
- ③ 各種作業のため入館する業者の搬出入については
 - ・ 工事に使用する物品については、持ち込みは許可するが、工事に不必要な物品についての持ち込みは禁止する。
 - ・ 工事終了後の物品の搬出は、点検、確認のうえ許可する。
 - ・ 引火性、油脂等の危険物の持ち込みは、作業に使用し、かつ委託者の持ち込み許可のある場合に限り許可する。

(3) 受付管理

ア. 郵便物、新聞等の受領、夜間の電話の用件記録。

イ. 遺失物、拾得物の受付処理は、委託者担当者と協議のうえ処理する。

ウ. 鍵の保管管理については、「鍵貸出管理簿」に貸受者名、目的、取扱警備員名、貸出時間、返却時間を記入し、管理を確実に期す。

10. 緊急連絡及び処置

(1) 火災

ア. 火災発生時には、直ちに消防署に通報するとともに委託者の責任者及び警備センターへ通報する。

イ. 消防車到着まで、在館者の安全誘導を図るとともに、初期消火作業に従事する。

ウ. 発見が早期で消火可能と判断した場合は、周辺の応援を求め、消火作業をする。なお、上記消火作業は、委託者の自衛消防組織の協力体制において行う。

(2) 盗難、破壊侵入等

盗難、破壊侵入等の場合は、可能な限り現場保存に努め、警備センター、警察署及び、委託者の緊急連絡先に通報し、必要な処置を行う。

(3) その他緊急時

その他の緊急時には、警備センター、関係各所及び館の緊急連絡先に通報し、直ちに必要な処置を行う。緊急を要しない事項については、その都度処置をとり、警備日誌に細部を記録し報告する。

11. 報告、引継

(1) 警備日誌、各入館者名簿を毎日委託者責任者に報告する。

(2) 郵便物、新聞は毎日、委託者担当者へ提出する。

(3) 荷受台帳により受領した物品は、必要の都度、委託者担当者へ提出する。

12. 特記事項 1

本契約は1年間としているが、委託者は、委託者がサンアリーナの指定管理者である間は格段の事情がない限り毎年契約を更新することを受託者に約束するものとする。ただしこの場合、契約金額、契約条件については委託者及び受託者が協議し決定するものとする。

13. 特記事項2

前項に記載する格段の事情等により本契約が翌年度に更新されない場合、受託者は本契約期間内に機械警備のための設備・機器及び配線を受託者の負担で撤去するものとする。ただし、委託者と受託者が協議のうえ撤去条件を変更する場合はこの限りでない。

別記 1

保安警備業務特記仕様書

1. 件 名 三重県サンアリーナ保安警備業務委託
2. 業 務 場 所 三重県伊勢市朝熊町 4383 番地-4
3. 機器設置場所 同上
4. 施 工 工 程 別紙あり

5. 主な業務内容

(1) 常駐警備員

ア. 勤務時間

通 常	17 : 00 ~ 9 : 00 (365 日)	1 名
	21 : 00 ~ 7 : 00 (365 日)	1 名
年末年始	9 : 00 ~ 17 : 00 (6 日)	1 名

イ. 勤務内容

保安警備業務仕様書に記載するとおりとする。

ウ. 勤務場所

サンアリーナ内 警備室

エ. 巡回内容

保安警備管理業務仕様書に記載するとおりとする。但し特別警戒の場合は状況に応じ警備の強化を実行するものとする。パトロール中の装備品としヘルメット、懐中電灯、警棒、無線機を所持するものとする。

オ. 特別警戒

パトロール開始 5 分前に伊勢支社（警備管理センター）に連絡し開始を伝える、終了時の報告も同様とする。中間ポイント地点で、警備室との無線連絡を行いお互いの状況確認を行うものとする。

カ. 施設内巡回時間

通 常	22 : 00 ~ 22 : 30	計 3 回
	24 : 00 ~ 24 : 30	
	2 : 00 ~ 2 : 30	
特別警戒中	9 : 15 ~ 9 : 55	計 5 回
	22 : 00 ~ 22 : 40	
	24 : 00 ~ 24 : 40	
	2 : 00 ~ 2 : 40	
	4 : 00 ~ 4 : 40	

※2 名内 1 名が警備室内で待機のうえ、1 名が巡回を行う。

キ. 施設外巡回（施設内常駐者以外の警備員が行うものとする）

通 常	0 : 00 ~ 4 : 00 の間に 1 回
特別警戒	22 : 00 ~ 5 : 00 の間に 3 回

(2) 機械警備

ア. 設置機器名所

オンラインセキュリティシステム

- イ. 設置場所
別紙図面あり
- ウ. 機材数量
- | | |
|-----------------------|-------|
| 大型制御盤 (50ch 区分操作可) | 1 台 |
| 一括警報灯 | 3 台 |
| BUSラインシステム | |
| パッシブセンサー (BUS-6612) | 109 台 |
| マグネットスイッチ (MG-103S) | 32 台 |
| シャッターセンサー (BUS-S3) | 1 台 |
| 通報器 (オリジナル・オンラインシステム) | 1 台 |
| 電気錠制御装置 | 1 台 |
| 電気錠 | 2 台 |
| その他、接続機器 | |
- エ. 制御盤仕様
- 大型制御盤
警備室に設置し、50ch に区分分けされた表示灯に警戒中の場所・発報した場所がすべて表示され、警戒・解除が行えるもの。
 - 一括警報灯
警備室、事務職員室および中央監視室にそれぞれ設置し、1 箇所以上の異常検出時に一括して警報表示・音を出せるもの。表示・音の解除は、警備室の大型制御盤でのみ行うものとする。
- オ. 機器保守
機器の点検・トラブルについては、警備会社がおこなうものとする。誤報が合った場合は、早急に警備会社に連絡し確認してもらうものとする。

(3) 駆け付け警備員

ア. 駆け付け内容

アリーナ内から警備監視センター（伊勢支社）へ発報信号を受信したとき、警備員待機所より警備員 2 名が出動し、アリーナ内に夜間常駐する警備員あるいは昼間の委託者管理員に状況を確認しつつ現場に急行するものとする。到着の際状況に応じ警察・消防署等に連絡し、必ず警備センター・常駐警備員・委託者管理員に報告を行うものとする。

イ. 警備体制

人数	2 名 (日中 1 名)	365 日
時間	24 時間	365 日
オンラインシステム管理	24 時間	365 日

ウ. 発報時の駆け付け時間

アリーナから警備司令センター（伊勢支社）までの通報信号	常時 5 秒～20 秒
警備司令センターから警備員待機室連絡・出動まで	常時 7 秒～10 秒
警備員待機室から現場（アリーナ発報場所）まで (この間に発報場所の正確な場所を確認する)	日中 10 分～15 分 夜間 5 分～7 分

エ. 侵入者・火災時の処理方法

警備業法に定められている対応方法で安全で無理のないようにスムーズに処理にあたるものとする。

自動電話交換装置保守点検業務仕様書

1. 件 名

三重県サンアリーナ自動電話交換装置保守点検委託業務

2. 委 託 内 容

本委託業務は、県営サンアリーナの施設に設置されている自動電話交換装置、各電話機、関連設備ならびに電話配線系の保守点検を行うものである。本委託業務は、本仕様書及び別紙の特記仕様書に従いこれを履行しなければならない。

3. 一 般 事 項

本仕様書は委託契約書に付随する約款の下で適用されるものとする。

4. 契 約 期 間

委託契約書及び約款に記載するとおりとする。

5. 業 務 場 所

伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地の 4 三重県営サンアリーナ内

6. 業務の内容

乙は、この仕様書及び別記 1「特記仕様書」に基づき、甲の指示監督に従い委託業務を実施するものとする。

保守物件（電話交換設備）

・電子交換機（CX-9000IP 型）	1 台
・多機能電話機（HI-24D-TELS D）	23 台
・多機能電話機（HI-24D-TELP F）	3 台
・D S S 装置（多機能電話機に含まれる）	8 台
・一般電話機（HIT-E5）	67 台
・一般電話機（HI-W2）	1 台
・その他同様設備に付帯する装置 （特記仕様書別表-1に基づく機器）	一式

7. 本委託業務の執行にあたっては、必要な技能及び資格を有する技術者を就役させなければならない。

8. 本委託業務の保守点検は、特記仕様書別表 1 に示す点検内容と点検周期で実施するものとするほか、故障等により、甲から指示があったときは、乙は直ちに適切な処置を行うものとする。

9. 各機械のヒューズ等の消耗品の取替は、乙の負担とする。ただし、バッテリーに関してはこの限りでない。

10. 乙は甲に保守管理、点検報告書を提出するものとする。

別記 1

自動電話交換機装置点検業務特記仕様書

第1節 適用

この仕様書は、甲が別に定める自動電話交換装置保守点検業務仕様書（以下「仕様書」という。）という特記仕様書で、自動電話交換装置点検業務に適用する。

第2節 概要

1. 自動電話交換装置は、構内の局線及び内線を交換接続するための設備であり、本装置が円滑に動作し、その機能を正常に維持するために、点検業務を行うものである。
2. 点検場所
三重県伊勢市朝熊町字鴨谷 4383-4
3. 点検期間
仕様書に定める期間とする。
4. 業務技術者について
本委託業務に必要な技能及び資格を有する技術者を就役させなければならない。

第3節 履行設備

1. 履行設備は、次の通りとする。

設備名	規 格	数量	単位	備 考
自動電話交換装置	CX9000IP	1	台	
多機能電話機	HI-24D-TELSA	23	台	
	HI-24D-TELPF	3	台	
一般電話機	HIT-E5	67	台	
	HI-W2	1	台	
DSS		8	台	
設備に付帯する装置		1	式	

第4節 業務履行内容及び履行回数

1. 業務履行内容

設備名	規 格	履行内容	備 考
自動電話交換装置	CX9000IP	別表-1のとおり	
多機能電話機	HI-24D-TELSA	同 上	
	HI-24D-TELPF		
一般電話機	HIT-E5	同 上	
	HI-W2		

2. 履行回数、履行時期

履行回数は、別表1「業務履行内容一覧表」に示す点検周期により、1ヵ月点検10回、6ヵ月点検1回、12ヵ月点検1回、計12回を行うものとする。乙は、点検の実施時期について事前に甲に申し出、甲の承認を得るものとする。

第5節 提出書類

乙は、点検実施後すみやかに点検結果報告書を作成し、甲に提出するものとする。

第6節 履行注意

本業務の履行にあたっては、他の既設設備及び構造物等に損傷を与えないよう十分注意をするも

のとする。万一、損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、請負者の負担において修復又は取替を行うものとする。

第7節 既設装置の運用停止

本業務の履行にあたって、既設設備の運用を一時停止する必要がある場合には、事前に甲と協議し、その指示に従うものとする。

第8節 設計変更等

1. 当該期間中に装置の変更等があった場合は、甲と協議のうえ、設計変更を行うものとする。
2. 当該期間中における機器障害時のオンコールについては、別途協議するものとする。

業務履行内容一覧表

No.	点検項目	点検内容及び判定基準	点検周期			備考
			1 ヶ月	6 ヶ月	12 ヶ月	
1	運用確認					
	発着信通話試験	内線、NTT 回線の通話状態を聴話にて良否を確認する				
	各種信号音確認	各種信号音を聴話にて良否を確認する	○			
	稼働状態の確認	外見、構造、架内ケーブル等の目視点検、ランプ表示及び通話管理装置のメッセージ等による動作運用状態確認				
2	中央処理系装置試験	障害診断試験、稼働処理状態表示を行い保守装置のメッセージ等により良否を確認する。	○			
3	通話路系装置試験	通話路(SP)系指定指定接続試験、保守装置による各種トランクの接続試験。			○	
4	I/O 系試験	保守装置の接続動作試験及びフロッピーディスク装置等の動作試験確認	○			
5	内線接続試験	内線の発着信試験			○	
6	障害警報動作試験	疑似障害を発生させ、異常監視機能の作動を警報表示等により確認		○		
7	各部の清掃	筐体及び架体の清掃			○	
8	配線盤端子盤点検	MDF 各端子、接続部及びケーブル点検			○	
9	構内電線路点検	線路抵抗、絶縁抵抗及び接続部の点検			○	
10	内線電話機点検	動作状態及び外観点検			○	
11	整流器電圧の測定	入力電圧、整流器出力電圧及び蓄電池電圧の測定		○		
12	記録表の作成	作業記録及び障害記録の作成を行う	○			
13	図書類、局及び内線データの整理	装置、配線及び工事図と現況との確認			○	

消防設備保守点検業務仕様書

1. 件 名
三重県サンアリーナ消防設備保守点検委託業務
2. 委 託 内 容
本委託業務は、県営サンアリーナの施設に設置されている消防設備及び防火・防煙設備等の保守点検を行うものである。
3. 一 般 事 項
本仕様書は委託契約書に付随する約款の下で適用されるものとする。
4. 契 約 期 間
委託契約書及び約款に記載する通りとする。
5. 業 務 場 所
伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地 4 三重県営サンアリーナ内
6. 業 務 の 内 容
乙は、以下の内容に基づき、消防法に定められた保守点検業務を行う。
 - (1) 業務範囲及び数量
 - ア. 乙は期間内（年）に消防法に定められた定期点検及び保守を行うものとし、点検対象機器は、別添の下記仕様書及び管理対象設備・機器一覧表に示すとおりとする。
 - 別記1 三重県営サンアリーナ消防設備等の概要
 - 別記2 消火器管理表
 - 別記3 粉末消火設備管理表
 - 別記4 消防用水設備管理表
 - 別記5 自動火災報知設備・ガス漏れ刑法設備・誘導灯設備管理表
 - 別記6 防火戸・排煙設備警戒区域一覧表
 - 別記7 シャッター・防煙垂れ幕設備管理表
 - イ. 前記ア以外の業務
管理対象設備・機器に不具合、事故、故障が発見された場合に、甲の指示に従いすみやかに技術者を派遣し、調査、点検、修理を行うこと。
 - (2) 業務仕様
 - ア. 前項アに記載する機器については「消防法に定められた点検項目(仕様)」により行う。
 - イ. 前項イに記載するものについては別途指示する。
7. 行 為 の 禁 止
 - (1) 乙は、本工事の施行に当たり、サンアリーナの来客者に迷惑になるような行為をしてはならない。
 - (2) 作業の実施に当たっては、施設（機器）が稼働中又は未稼働中にかかわらず、甲の立ち会い又は了解なしに操作又は作業を行ってはならない。
8. 関係法規の遵守
乙は業務に当たり、約款に規定する法令、規則、規格、その他関係諸法令を遵守し、業務の円

滑なる進捗をはかるとともに諸法令の適用は、乙の負担と責任において行うものとする。

9. 管理指針値

点検にあたっての管理指針値（標準値又は許容値）は、乙の推奨する標準値、許容値又は製造業者等の規格値も準用するものとする。

10. 提出書類

乙が本委託業務を履行するにあたっては、以下の書類等を提出すること。

(1) 作業計画書

乙は、定期点検実施に先立ち、作業当該月の前月末までに、業務履行上の問題点や実施スケジュール等について甲と十分協議を行い、下記事項を記載した作業計画書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲の指示（承諾）により記載内容を含め一部を省略することが出来る。

ア. 作業概要

イ. 全体工程表

ウ. 作業工程表

エ. 作業組織表

オ. 作業項目、点検項目、点検要領書等

カ. その他必要なもの

① 乙は、作業計画書の内容に変更が生じた場合にはその都度、原則として当該作業に着手する前に変更に関する事項について変更計画書を提出しなければならない。

② 甲が項目、内容その他について補足を求めた場合は、追記した作業計画書を提出しなければならない。

(2) 作業実施報告書

ア. 乙は、作業実施当該月の翌月初めに、作業実施の結果を、甲に提出する。

イ. 作業報告書には、「6. (1) イ」に示す緊急作業の結果も記載すること。

ウ. 主要な機械設備定期点検作業については、実施時の写真を工種毎に撮影し、工種、内容等を記入の上整理し、作業実施報告書に添えて提出すること。

(3) その他の報告

ア. 作業実施において対象設備、機器の機能に異常がある場合、または劣化が発見された場合には、随時速やかに甲に報告すること。なお、必要に応じ劣化状況を示す写真及び図面を提出する。

イ. その他必要なもの、緊急を要するものは、その都度提出する。

11. 業務施行及び管理

(1) 乙は、業務実施にあたり常にその機器の目的、性能を把握し操作、点検調整を確実に実施できる熟練した技術者及び作業者を派遣するものとする。

(2) 乙は、技術者及び作業者の中から作業責任者を選定し、責任を持てる体制で業務を行うものとする。

(3) 乙は、業務工程表に示された作業量に対し十分対応できる機械器具を準備し、作業を行うものとするが、乙は作業上、甲が所有する特殊工具、クレーン等の必要がある場合、甲はこれを認め、使用することについて拒まないものとする。なお、甲がその使用機械器具類が不適当と認めたものは使用してはならない。

(4) 乙は、業務実施中において当該設備に障害等を発見（生）したときは、ただちに甲に発生原因及び経過等の内容について報告し、次の処置を行わなければならないものとする。

ア. 本業務に起因して、甲の構造物及び機器等に損傷等を与えた場合は、乙の負担で甲の指示に従い修理又は取り替えを行うものとする。

イ. 本業務に関わる機器の点検結果、補修、修繕の必要ある機器等を発見したときは、甲

が別途指示するが、軽微（補修塗装を含む）なものについては乙の負担で実施するものとする。

ウ. 本業務に関わりのない機器等で障害等を発見したときは、甲の指示を仰ぐものとする。

- (5) 乙は、既設構造物を汚損又はこれらに損傷を与える恐れがあるときは適切な養生を行うものとする。
- (6) 乙は、常に作業環境の整備を行い、作業現場内及び公衆の出入りする場所での作業については周囲に不快感を与えないよう整理整頓し清潔に保たなければならない。
- (7) 乙は、業務の遂行上、必要な仮設備を甲の承認を得て設置するものとする。業務完成後は、速やかに撤去し、後片づけ、清掃を行うものとする。なお、点検作業により生じた不用物は甲の指示により適切な処理を行うものとする。
- (8) 別途工事が施工される場合は、乙はその工事関係者と協調をはかり、全ての工事が円滑に行われるよう協力するものとする。
- (9) 疑義のある場合は甲と協議のうえ決定するものとする。

12. 安全管理

- (1) 車両、重機その他作業機器は使用に先立って始業点検を行い、安全を確認した上で使用するものとする。
- (2) 作業従事者は必要な場合は必ず安全保護具を着用して作業にあたるものとする。
- (3) 乙の作業責任者は、統括管理責任者と協力し、常に作業員に対し作業指揮はもとより、作業態度、服装、安全具の使用等指揮監督を行うものとする。
- (4) 乙は、作業に先立ち、下記事項等について甲と協議し、必要により表示灯の処置を行うものとする。
 - ア. 開閉機器類の操作と禁止標示
 - イ. 高低圧等の充電部の注意標示又は立入禁止処置と標示
 - ウ. 作業区域標示と立入禁止措置等
 - エ. 機器の取扱注意標示
 - オ. 危険物標示
 - カ. その他必要なもの

13. 点検部品、交換等について

本委託業務において必要とされる消耗品雑材料及び軽微な部品等は、乙の負担において用意するものとする。ただし、通常点検、保守による当該設備の性能、機能維持水準を大きく超える事故、故障の修理の場合あるいは機器の経年劣化に伴い消耗品が大量に発生する場合は、甲及び乙は、誠意を持って協議し負担方法を決定するものとする。

14. 現場発生品

甲は、本委託業務において不要品等が発生したときは、調書を作成のうえ提出し、甲の検収を受けるものとする。検収後は、甲の指示により乙の責任において適正に処理するものとする。また、廃棄物については、関連法令及び指針に従い処理するものとする。

15. 作業用電力

本委託業務に必要な電力は、甲が無償で支給するが、方法等については別途協議するものとする。ただし、停電を伴う作業については、乙が用意するものとする。

16. 図面等の閲覧

乙は、本委託業務の範囲に関わり甲が管理する図面、取扱説明書等を閲覧することができるものとする。なお、閲覧図書は本業務以外に使用してはならない。

17. 補 則

- (1) 乙は、本仕様書において記載されていない事項については、作業に先立ち甲と打合せを行い、議事録あるいは打合せ内容を含んだ図面を速やかに提出し、甲の承認を得るものとする。
- (2) 設計書、仕様書にない事項であっても機器の保全上当然必要と認められる軽易事項については、乙の負担においてこれを施工しなければならない。

別記 1

三重県営サンアリーナ消防設備等の概要

防火対象物	
用途	体育館・観覧場
建物構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 3 階
規模	床面積 16,070.89 m ² / 延べ面積 24,366.61 m ²
消火器具 (109 本)	
粉末 ABC20 型	1 本
粉末 ABC10 型	106 本
粉末消火設備	
モリタ加圧式 MAS-33 認定 C-444 第 3 種粉末	3 台 (1F-空調機械室、自家発電機室、電機室)
屋内消火栓設備	
放水口数	29 個 (メイン; 19・サブ; 7・管理; 3)
加圧送水装置	ポンプ方式 メインアリーナ 1 階消火ポンプ室設置 300l/min 3φ 200V 7.5kw 揚程 78.5m
水源	地下室 56.3m ³ (スプリンクラー兼用)
ホース	15m×2~3 本 ノズル 40×13m/m
スプリンクラー設備	
スプリンクラーヘッド	閉鎖型 2,101 個、96°C 5 個(レストラン)
加圧送水装置	ポンプ方式 メインアリーナ 1 階消火ポンプ室設置 1,800l/min 3φ 200V 37kw 揚程 60m
水源	屋内消火栓と兼用
アラーム 弁	9 ヶ所
スプリンクラー送水口	埋込型双口送水口 管理棟入口横
消防用水	
貯水槽	地下水
水量	30 m ³ 屋内敷地内 3 ヶ所
投入孔	600mmφ マンホール
誘導灯及び誘導方式	
避難口誘導灯	87 個
通路誘導灯	111 個
誘導標識	2 個
ガス漏れ火災警報設備	
受信機	GP 型 1 級 10 回線 (監視室) 松下電工製
副受信機	10 回線 (管理事務室及び警備室)
検知器	型式 NLV-210 5 個
警戒区域	1) 機械室 1 (冷温水発生機) 2) 機械室 2

	3) ガバナー室 4) レストラン厨房 5) 管理室 (湯沸室)
自動火災報知設備	
受信機	P 型 1 級 中央監視室設置 松下電工製 自火報 100L 防排煙 55L ガス漏れ 10L 警報 20L
副受信機 1	管理事務室設置 自火報 100L 防排煙 55L ガス漏れ 10L 警報 20L
副受信機 2	警備室設置 自火報 100L 防排煙 55L ガス漏れ 10L 警報 5L
発信器	屋内消火栓連動 P 型 1 級 38 個
感知器 (724 個)	差動式スポット型 (2 種) 321 個 定温スポット型 20 個 光電式スポット型 (煙) 383 個 (1 種 114 個)
防火・排煙設備	シャッター 13 防火扉 11 垂壁 14 ダンパー 19
非常警報 (放送) 設備	
形式	WL-7500 (非常・業務兼用) 松下電工製
非常リモコン	管理事務室 (2F)・警備室 (1F)
スピーカー	216 個 【20 系統】 (コーン 196・ホーン 20)
非常電源 (自家発電設備)	
原動機	ガスタービン 750PS 起動時間 40SEC 以内
発電機	3 相交流同期発電機 6.6KV 625KVA 1800rpm
貯油槽	地下式 A 重油 3,000L
給油負荷	スプリンクラー、消火栓、非常照明、飲用・湧水ポンプ、浄化槽等
非常電源 (蓄電池設備)	
種類	ポケット式ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
容量	300AH/5HR 86 セル
電圧	103.2V 浮動充電 123V 均等充電 140.2V
供給負荷	受電・発電用操作電源、非常照明等
自家発用	始動用 700AH/10HR 制御用 30AH/10HR 24V
受変電設備	
容量等	契約電力 1,500KW 変圧器容量 4,225KVA
電圧	6,600V/210V. 182.105V 屋内キュービクル方式
非常用電源 (防災拠点用発電機)	
発電機	25KVA、210/105V、60Hz
貯油槽	600L、軽油、地上タンク

別記2

消火器管理表

管理棟・サブ1階

番号	設置場所	種別	型式番号	容量 kg	メーカー	製造年	製造番号	詰替年月
1	機械室1貯湯槽横	粉末	消第13-9	3.0	ヤマト	2018	V297942	
2	機械室1貯湯槽横	〃	消第23-332	6.0	〃	2011	006701	
3	機械室発生機前	〃	消第23-106	3.0	〃	2011	705320	
4	E/V機械室前	〃	〃	〃	〃	2011	705327	
5	空調機械室8PLB	〃	〃	〃	〃	2011	705351	
6	空調機械室8	〃	〃	〃	〃	2011	705350	
7	ガバナー室	〃	〃	〃	〃	2011	378210	
8	機械室2	〃	〃	〃	〃	2011	388657	
9	機械室2PLB	〃	〃	〃	〃	2011	705335	
10	自家発電機室出入口	〃	〃	〃	〃	2011	705309	
11	自家発電機室油ツク	〃	〃	〃	〃	2011	V297944	
12	電気室2出入口	〃	消第13-9	〃	〃	2018	54725	
13	電気室2搬入口	〃	消第23-106	〃	〃	2011	705323	
14	電気室3出入口	〃	消第13-9	〃	〃	2018	V297974	
15	電気室3搬入口	〃	消第23-106	〃	〃	2011	705313	
16	レセプション廊下PLB	〃	〃	〃	〃	2011	705321	
17	レセプション室前	〃	〃	〃	〃	2011	705329	
18	エントランスロビー階段前	〃	〃	〃	〃	2011	705340	
19	エントランスロビー階段下	〃	〃	〃	〃	2011	705358	
20	国際会議室前PLB	〃	〃	〃	〃	2011	705319	
21	同時通訳室前	〃	消第13-9	〃	〃	2018	V297941	
22	第1貴賓室前	〃	消第23-106	〃	〃	2011	705346	
23	第3会議室廊下奥	〃	消第13-9	〃	マルヤマ	2010	20175	
24	污水处理施設	〃	〃	〃	〃	2010	20207	
25	警備室横	〃	〃	〃	ヤマト	2018	V297920	
26	トレーナー室前	〃	消第23-106	〃	〃	2011	705356	
27	トレーニング室	〃	〃	〃	〃	2011	705332	
28	サブ1階入口PLB	〃	〃	〃	マルヤマ	2011	705354	
29	サブアリーナ1階西	〃	〃	〃	〃	2011	705298	
30	サブアリーナ1階北PLB	〃	消第13-9	〃	ヤマト	2010	20174	
31	サブアリーナ北	〃	消第23-106	〃	〃	2011	007145	
32	サブアリーナ東PLB	〃	〃	〃	〃	2011	705304	
33	サブアリーナ東	〃	〃	〃	〃	2011	705338	
34	屋外ブローアール室	〃	〃	〃	〃	2011	705326	

34本

管理棟・サブ2階

番号	設置場所	種別	型式番号	容量 kg	メーカー	製造年	製造番号	詰替年月
35	レストラン更衣室前	粉末	消第13-9	3.0	マルヤマ	2010	20206	
36	レストラン厨房	〃	消第23-106	〃	ヤマト	2011	705297	
37	管理事務室内	〃	〃	〃	〃	2011	705324	
38	管理事務室内	〃	〃	〃	〃	2011	705357	

39	管理事務室廊下	''	''	''	''	2018	V297934	
40	メインアリーナエントランス	''	消第 23-106	''	''	2011	705305	
41	サブ空調機室 4PLB	''	消第 13-9	''	''	2018	V297943	
42	第 2 貴賓室内	''	''	''	''	2018	V297931	
43	サブアリーナ 2階北	''	''	''	''	2018	V297914	
44	サブ 2階入口 PLB	''	''	''	''	2018	V297928	
45	サブアリーナ 2階東	''	''	''	''	2018	V297915	
46	サブ電気室 4	''	''	''	''	2018	V297946	
47	レストラン前 TEL	''	''	''	''	2018	V297945	
48	サブアリーナエントランス	''	消第 23-106	''	''	2011	705359	

14 本

管理棟・サブ 3階

番号	設置場所	種別	型式番号	容量 kg	メーカー	製造年	製造番号	詰替年月
49	スカイデッキ倉庫	粉末	消第 23-106	3.0	ヤマト	2011	705337	
50	スカイデッキ EV 前	''	''	''	''	2011	435458	
51	サブアリーナ 3階観客席	''	消第 13-9	''	''	2018	V297948	
52	''	''	''	''	''	2018	V297927	

4 本

メインアリーナ 2階

番号	設置場所	種別	型式番号	容量 kg	メーカー	製造年	製造番号	詰替年月
53	メイン 2階 A 出入口 PLB	粉末	消第 23-106	3.0	ヤマト	2011	705291	
54	記録室前通路	''	消第 13-9	''	''	2018	V297939	
55	メイン 2階 B 出入口 PLB	''	消第 23-106	''	''	2011	705334	
56	第 4 更衣室前通路	''	''	''	''	2011	705316	
57	メイン 2階 C 出入口 PLB	''	''	''	''	2011	705348	
58	第 2 器具庫前通路	''	''	''	''	2011	705353	
59	メイン 2階 D 出入口 PLB	''	''	''	''	2011	705308	
60	湧水ポンプ前通路	''	''	''	''	2011	705330	
61	メイン 2階 E 出入口 PLB	''	''	''	''	2011	705310	
62	控室 4 前通路	''	''	''	''	2011	705307	
63	メイン 2階 F 出入口 PLB	''	''	''	''	2011	705318	
64	第 5 器具庫前通路	''	''	''	''	2011	705315	
65	メイン 2階 G 出入口 PLB	''	''	''	''	2011	705317	
66	第 7 更衣室前通路	''	''	''	''	2011	705343	
67	メイン 2階 H 出入口 PLB	''	''	''	''	2011	705347	
68	空調機械室 12 前	''	消第 11-7	''	''	2018	V284137	
69	地下タンク貯蔵所	''	''	''	''	2011	705344	
70	地下タンク貯蔵所	''	消第 13-9	''	''	2016	063439	
71	屋外倉庫 1	''	消第 11-7	''	''	2019	128625	
72	屋外倉庫 2	''	''	''	''	2019	128612	
73	電機開閉所	''	消第 60-4-6	''	''	2019	128627	
74	防災用非常発電機 1	''	消防第 11-7	''	''	2019	128615	
75	防災用非常発電機 2	''	''	''	''	2019	128608	

23 本

メインアリーナ3階

番号	設置場所	種別	型式番号	容量 kg	メーカー	製造年	製造番号	詰替年月
76	メイン3階A出入口PLB	粉末	消第23-106	3.0	ヤマト	2011	705314	
77	メイン3階AB間通路	〃	〃	〃	〃	2011	705333	
78	メイン3階B出入口PLB	〃	〃	〃	〃	2011	705290	
79	メイン3階C電話前	〃	〃	〃	〃	2011	705355	
80	メイン3階C出入口PLB	〃	〃	〃	〃	2011	705349	
81	メイン3階C売店前	〃	〃	〃	〃	2011	705328	
82	メイン3階D出入口PLB	〃	消第11-7	〃	〃	2018	284138	
83	メイン3階DE間通路	〃	消第23-106	〃	〃	2011	705336	
84	メイン3階E出入口PLB	〃	消第11-7	〃	〃	2018	284139	
85	メイン3階E電話前	〃	消第13-9	〃	〃	2011	705342	
86	メイン3階EF間通路	〃	消第11-7	〃	〃	2018	284142	
87	メイン3階F出入口PLB	〃	消第23-106	〃	〃	2011	705325	
88	メイン3階G売店前	〃	消第13-9	〃	〃	2018	V297938	
89	メイン3階G出入口PLB	〃	消第11-7	〃	〃	2018	V266545	
90	メイン3階G電話前	〃	消第13-9	〃	〃	2018	V297919	
91	メイン3階H出入口PLB	〃	消第63-22-1	〃	〃	2011	388736	
92	メイン3階A男子便所前	〃	〃	〃	〃	2011	388728	

17本

メインアリーナ観客席

番号	設置場所	種別	型式番号	容量 kg	メーカー	製造年	製造番号	詰替年月
93	メインB-23-1	粉末	消第23-106	3.0	ヤマト	2011	705305	
94	メインC-23-2	〃	〃	〃	〃	2011	705341	
95	メインC-23-59	〃	〃	〃	〃	2011	388664	
96	メインE-23-1	〃	〃	〃	〃	2011	388679	
97	メインE-23-47	〃	〃	〃	〃	2011	705345	
98	メインE-23-74	〃	〃	〃	〃	2011	388658	
99	メインF-23-49	〃	〃	〃	〃	2011	388672	
100	メインG-23-50	〃	〃	〃	〃	2011	705311	
101	メインH-23-35	〃	〃	〃	〃	2011	378211	
102	メインA-23-13	〃	〃	〃	〃	2011	705331	

10本

メインアリーナ4階

番号	設置場所	種別	型式番号	容量 kg	メーカー	製造年	製造番号	詰替年月
103	Gファンルーム入口	粉末	消第13-9	3.0	ヤマト	2018	V297940	
104	G調光機械室入口	〃	消第23-106	〃	〃	2011	705339	
105	C大型映像調整室	〃	〃	〃	〃	2011	705312	
106	C映写投光室	〃	〃	〃	〃	2011	378202	
107	C音響機械室	〃	〃	〃	〃	2011	388735	

5本

合計：107本

別記3

粉末消火器設備管理表

設置場所	種別	型名	型式	容量 kg	メーカー	製造年	製造番号
機械室	移動式・粉	MAS-33	YDA-75CAJ	33.0	ヤマト	2011	003887
自家発電機室	〃	〃	〃	〃	〃	2011	003885
電気室	〃	〃	〃	〃	〃	2011	003893

別記4

消防用水設備管理表

設置場所	貯水槽	水量	投入孔
建物東面	地下式	30m ³	600mmφマンホール
建物北面	〃	〃	〃
建物南面	〃	〃	〃

別記5

自動火災報知機・ガス漏れ警報設備・誘導灯設備管理表

番号	設置場所	自動火災報知設備					ガス漏れ火災警報設備				誘導灯設備							
		差動 スポット 型感知器差動式	定温 スポット 型感知器低温式	煙 光電式	地区 音響警報 装置	発信器	ガス漏れ 検知器	検知区域 警報装置	ガス漏れ 表示	音響警報 装置のスピー カー	避難口誘導灯			通路誘導灯			誘導標識	
											特大キ セノン	中型キ セノン	中型減 光式	中型	小型 壁埋め 込み	小型 床埋め 込み	避難 口	通路
1	第5器具庫	18		4	1	1												
2	第6.7.8更衣室	15	1	5	1	1												
3	空調機械室12	10		4	1	1												
4	ロビー5	8		1	1	1												
5	役員室	9		4	1	1												
6	第3.4.5更衣室	15	1	6	1	1												
7	第2器具庫	21		3	1	1												
8	第2会議室	20		4	1	1												
9	南西通路	1		2	1	1												
10	西通路	2		2	1	1												
11	北西通路	3		2	1	1												
12	北通路	4		3	1	1												
13	北東通路	3		2	1	1												
14	東通路	2		2	1	1												
15	南東通路	1		2	1	1												
16	南通路	3		3	1	1												
17	上部 南西通路	1		2														
18	西通路	2		3														

番号	設置場所	自動火災報知設備					ガス漏れ火災警報設備				誘導灯設備							
		差動	定温	煙	地区音響装置	発信器	ガス漏れ検知器	検知区域警報装置	ガス漏れ表示	音声警報装置のスピーカー	避難口誘導灯			通路誘導灯			誘導標識	
		スポット型感知器差動式	スポット型感知器低温式	光電式							特大キセノン	中型キセノン	中型減光式	中型	中型	小型磨埋め込み	小型床埋め込み	避難口
19	北西通路			3														
20	北通路	1		3														
21	上部 北東通路			2														
22	上部 東通路	2		3														
23	上部 南東通路	1		2														
24	上部 南通路			4														
25	南西 1			7														
26	南西 2			7														
27	中央西			12														
28	北西 1			7														
29	北西 2			7														
30	北東 1			7														
31	北東 2			7														
32	中央東			12														
33	南東 1			7														
34	南東 2			7														
35	メイン 調光機械室	5			1	1												
36	メイン 映写投光室	7			1	1												
37	南西 2			6														
38	ファンルーム室上部			7														
39	中央西			13														
40	北西 1			6														
41	北西 2			8														
42	北西 3			2														
43	北東 3			2	1	1												
44	北東 2			7														
45	北東 1			6														
46	中央東			14														
47	映写投光室上部			7														
48	南東 2			6														
49	南東 1			10	1	1												
50	南西 1			9														
51	階段室 7・8			2														
52	階段室 5・6			2														
53	天井西階段室			1														
54	天井東階段室			1														
55	1階電気室	17																
56	1階機械室 2	20			1	1	1	1	1	1								

番号	設置場所	自動火災報知設備					ガス漏れ火災警報設備				誘導灯設備								
		差動	定温	煙	地区警報装置	発信器	ガス漏れ検知器	検知区域警報装置	ガス漏れ表示	音声警報装置のスピーカー	避難口誘導灯			通路誘導灯			誘導標識		
		スポット型感知器差動式	スポット型感知器低温式	光電式							特大キセノン	中型キセノン	中型減光式	中型	小型	小型	小型	小型	避難口
	4階																		
57	1階機械室1	14	11		1	1	1	1	1	1									
58	レセプション室	12	1	3	1	1													
59	ラウンジ1			3															
60	メインエントラホール			12															
61	国際会議室	23		2	1	1													
62	フィットネススタジオ	8		2	1	1													
63	第3. 4会議室	7	1	3	1	1													
64	第1. 2更衣室	7		3															
65	トレーニング室	7		4															
66	1階アリーナ前室	1			1	1													
67	天井面南西			8	1	1													
68	天井面西			9	1	1					16	18	7	3	14	3	2		
69	南東			8	1	1													
70	北東			9	1	1													
71	1階第1器具庫	8		1															
72	2階南通路				1	1													
73	空調機械室4			3	1	1													
74	階段室3			2															
75	階段室2	1		2															
76																			
77	天井裏南西			8															
78	天井裏北西			8															
79	天井裏南東			8															
80	天井裏北東			8															
	1階																		
	2階																		
	3階																		
81	2階レストラン	5	2	1	1	1	1	1	1	1									
82	メインアリーナエントランス	6		3	1	1													
83	ラウンジ2			2															
84	管理事務室	14	2	2			1	1	1	1									
85	エントラホール	3		2	1	1													
86	第5会議室	6	1	1	1	1													
87	2階電気室	6		1															
88	スカイデッキエレベータホール	1			1	1													
89	スカイデッキ 倉庫	1																	
90	南階段室			1															

番号	設置場所	自動火災報知設備					ガス漏れ火災警報設備				誘導灯設備									
		差動	定温	煙	地区音響装置	発信器	ガス漏れ検知器	検知区域警報装置	ガス漏れ表示	音声警報装置のスピーカー	避難口誘導灯			通路誘導灯			誘導標識			
		スポット型感知器差動式	スポット型感知器低温式	光電式							特大キセノン	中型キセノン	中型減光式	中型	中型	小型隠埋め込み	小型床埋め込み	避難口	通路	
91	階段室 1			1																
92	管理棟	厨房ガス検知器			1															
93		エレベーター			1															
		ガバナー室					1	1	1	1										
94	屋外	電気開閉所			1															
合計			321	20	383	38	38	5	5	5	5	46	26	7	8	8	77	26	2	0

- ・ 避難口誘導灯 87
- ・ 通路誘導灯 111
- ・ 誘導標識 2

合計 200

防火戸・排煙設備警戒区域一覧表

番号	設置場所	名 称
1	メイン2階	ロビー 6 防火シャッター
2		階段室 5・6 防火戸
3		ロビー 7 防火シャッター
4		階段室 7・8 防火戸
5	メイン3階	通路南西 防煙垂壁
6		通路北西 防煙垂壁
7		通路 北
8		階段室 5・6 防火戸
9		通路北東 防煙垂壁
10		通路南東 防煙垂壁
11		階段室 7・8 防火戸
12		通路南 防煙垂壁
13		映写投光室 シャッター
14	管 理 棟	1階中央監視室 シャッター
15		1階機械室 1 シャッター
16		1階ラウンジ 1 シャッター
17		1階機械室 1 防火戸
18	サブ1階	通路 防煙垂壁
19	管 理 棟	1階ロビー 3 シャッター
20		1階放送室 シャッター
21		2階吹抜け 防煙垂壁
22		2階階段室 1 防火戸
23	サブ1階	廊下 防火戸
24		
25		
26	メインアリーナ	排煙窓 北東
27		〃 南東
28		〃 北西
29		〃 南西
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36	メイン2階	床ピット 南西ダンパー
37		〃 北西ダンパー
38		〃 北西ダンパー
39		〃 北西ダンパー
40		
41	メイン3階	天井裏 南西ダンパー
42		〃 北西ダンパー

番号	設置場所	名 称
43	メイン3階	// 北東ダンパー
44		// 南東ダンパー
45	2階レストラン	厨房 ダンパー
46	管理棟1階	空調機械室 8 ダンパー
47		受付事務室 ダンパー
48	サブ1階	空調機械室 2 ダンパー
49		空調機械室 3 ダンパー
50	管理棟2階	南DS ダンパー
51	管理棟1階	ロビー ダンパー
52	管理棟2階	北DS ダンパー
53	サブ2階	電気室 ダンパー
54		空調機械室 4 ダンパー
55	サブアリーナ部	西DS ダンパー
56		

別記7

シャッター・防災垂れ幕設備管理表

設置No.	設置場所	型式	数	寸法(W×H)
SS-1-A	1F 幼児室	電動式防火シャッター 感知器連動	1	5,000×2,100
SS-2-A	1F 放送室	電動式防火シャッター 感知器連動	1	5,000×1,500
SS-3-A	1F サブアリーナ	電動式防火シャッター	1	2,400×2,400
SS-1-B	1F ロビー1	電動式防火シャッター 感知器連動	1	4,880×2,490
SS-2-B	1F ロビー3	電動式防火シャッター 感知器連動	1	4,000×2,990
SS-3-B	1F 空調機械室1	電動式防火シャッター 感知器連動	1	4,200×2,960
SS-4-B	1F 中央監視室	電動式防火シャッター 感知器連動	1	1,200×1,600
SS-5-B	2F 売店	手動式パイプシャッターバランス式	1	2,340×2,690
SS-5-B	2F 売店	手動式パイプシャッターバランス式	1	2,540×2,690
SS-1-C	2F ロビー6	電動式防火シャッター 感知器連動	1	4,150×3,290
SS-2-C	2F ロビー7	電動式防火シャッター 感知器連動	1	4,050×2,990
SS-3-C	観客席上部 映写調光室	手動式防火シャッター 感知器連動	3	5,505×1,150
SS-4-C	観客席上部 音響映像室	手動式防火シャッター 感知器連動	2	1,830×1,150
SS-5-C	2F ロビー6入口	電動式シャッター	1	4,130×3,440
SS-6-C	2F ロビー7入口	電動式シャッター	1	4,350×3,190
SS-8-C	2F 器具庫	電動式シャッター	2	4,100×2,960
SS-10-C	3F 売店	グリルシャッター バランス式	1	2,650×2,690
SS-11-C	3F 売店	グリルシャッター バランス式	1	3,600×2,690
RS-1-A	1F 廊下2	手動式防煙垂れ幕 感知器連動	1	2,750× 600
RS-1-B	2F ラウンジ	手動式防煙垂れ幕 感知器連動	1	14,740× 600
RS-2-B	2F エントランスホール	手動式防煙垂れ幕 感知器連動	6	6,020× 900
RS-1-C	3F 廊下	手動式防煙垂れ幕 感知器連動	6	2,020× 600
計			36	

電気設備保守点検業務仕様書

1. 件 名
三重県営サンアリーナ電気設備保守点検委託業務
2. 委 託 内 容
本委託業務は、県営サンアリーナの施設に設置されている電気設備等の保守点検を行うものである。
3. 一 般 事 項
本仕様書は委託契約書に付随する約款の下で適用されるものとする。
4. 契 約 期 間
委託契約書及び約款に記載するとおりとする。
5. 業 務 場 所
伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地 4 三重県営サンアリーナ内
6. 業 務 内 容
乙は、以下の内容に基づき、甲並びに甲の選任する電気主任技術者の指示に従い、適切適法に保守点検業務を行う。
 - (1) 業務範囲及び数量
 - ア. 乙は当該契約期間内に消防法等関連法規に定められている定期点検および保守を行うものとし、点検対象機器は、別添の下記仕様書及び管理対象設備・機器一覧表に示すとおりとする。
 - 別記1 点検整備機器一覧表
 - 別記2 点検項目仕様
 - イ. 上記ア項以外の業務
管理対象設備・機器に不具合、事故、故障が発見された場合に、甲の指示に従いすみやかに技術者を派遣し、調査、点検、修理を行うこと。
 - (2) 業務仕様
 - ア. 前項アに記載する点検については、関連法規に定められた頻度と内容により行う。
 - イ. 特に非常用発電機関係及び非常照明用蓄電池関係は、消防法に基づく法定点検を当該契約期間内に2回実施すること。
 - ウ. 前項イに記載するものについては、別途指示する。
7. 行 為 の 禁 止
 - (1) 乙は、本工事の施行に当たり、サンアリーナの来客者に迷惑になるような行為をしてはならない。
 - (2) 作業の実施に当たっては、施設（機器）が稼働中又は未稼働中にかかわらず、甲の立ち会い又は了解なしに操作又は作業を行ってはならない。
8. 関係法規の遵守
乙は業務に当たり、約款に規定する法令、規則、規格、その他関係諸法令を遵守し、業務の円滑なる進捗をはかるとともに諸法令の適用は、乙の負担と責任において行うものとする。

9. 管理指針値

点検にあたっての管理指針値（標準値又は許容値）は、乙の推奨する標準値、許容値又は製造業者等の規格値も準用するものとする。

10. 提出書類

乙が本委託業務を履行するにあたっては、以下の書類等を提出すること。

(1) 作業計画書

定期点検実施に先立ち、作業当該月の前月末までに、業務履行上の問題点や実施スケジュール等について甲と十分協議を行い、下記事項を記載した作業計画書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲の指示（承諾）により記載内容を含め一部を省略することが出来る。

ア. 作業概要

イ. 全体工程表

ウ. 作業工程表

エ. 作業組織表

オ. 作業項目、点検項目、点検要領書等

カ. その他必要なもの

① 作業計画書の内容に変更が生じた場合にはその都度、原則として当該作業に着手する前に変更に関する事項について変更計画書を提出しなければならない。

② 甲が項目、内容その他について補足を求めた場合は、追記した作業計画書を提出しなければならない。

(2) 作業実施報告書

ア. 作業実施当該月の翌月初めに、作業実施の結果を、甲に提出する。

イ. 作業報告書には、「6. (1) イ」に示す緊急作業の結果も記載すること。

ウ. 主要な機械設備定期点検作業については、実施時の写真を工種毎に撮影し、工種、内容等を記入の上整理し、作業実施報告書に添えて提出すること。

(3) その他の報告

ア. 作業実施において対象設備、機器の機能に異常がある場合、または劣化が発見された場合には、随時速やかに甲に報告すること。なお、必要に応じ劣化状況を示す写真及び図面を提出する。

イ. その他必要なもの、緊急を要するものは、その都度提出する。

11. 業務施行及び管理

(1) 乙は、業務実施にあたり常にその機器の目的、性能を把握し操作、点検調整を確実に実施できる熟練した技術者及び作業者を派遣するものとする。

(2) 乙は、技術者及び作業者の中から作業責任者を選定し、責任を持てる体制で業務を行うものとする。

(3) 乙は、業務工程表に示された作業量に対し十分対応できる機械器具を準備し、作業を行うものとするが、乙は作業上、甲が所有する特殊工具、クレーン等の必要がある場合、甲はこれを認め、使用することについて拒まないものとする。なお、甲がその使用機械器具類が不相当と認めたものは使用してはならない。

(4) 乙は、業務実施中において当該設備に障害等を発見（生）したときは、ただちに甲に発生原因及び経過等の内容について報告し、次の処置を行わなければならないものとする。

ア. 本業務に起因して、甲の構造物及び機器等に損傷等を与えた場合は、乙の負担で甲の指示に従い修理又は取り替えを行うものとする。

イ. 本業務に関わる機器の点検結果、補修、修繕の必要ある機器等を発見したときは、甲が別途指示するが、軽微（補修塗装を含む）なものについては乙の負担で実施するものとする。

- ウ. 本業務に関わりのない機器等で障害等を発見したときは、甲の指示を仰ぐものとする。
- (5) 乙は、既設構造物を汚損又はこれらに損傷を与える恐れがあるときは適切な養生を行うものとする。
 - (6) 乙は、常に作業環境の整備を行い、作業現場内及び公衆の出入りする場所での作業については周囲に不快感を与えないよう整理整頓し清潔に保たなければならない。なお、点検作業により生じた不用物は甲の指示により適切な処理を行うものとする。
 - (7) 乙は、業務の遂行上、必要な仮設備を甲の承認を得て設置するものとする。業務完成後は、速やかに撤去し、後片づけ、清掃を行うものとする。
 - (8) 別途工事が施工される場合は、乙はその工事関係者と調整をはかり、全ての工事が円滑に行われるよう協力するものとする。
 - (9) 疑義のある場合は甲と協議のうえ決定するものとする。

12. 安全管理

- (1) 車両、重機その他作業機器は使用に先立って始業点検を行い、安全を確認したうえで使用するものとする。
- (2) 作業従事者は必要な場合は必ず安全保護具を着用して作業にあたるものとする。
- (3) 乙の作業責任者は、統括管理責任者と協力し、常に作業員に対し作業指揮はもとより、作業態度、服装、安全具の使用等指揮監督を行うものとする。
- (4) 乙は、作業に先立ち、下記事項等について甲と協議し、必要により表示灯の処置を行うものとする。
 - ア. 開閉機器類の操作の禁止標示
 - イ. 高低圧等の充電部の注意標示又は立入禁止処置と標示
 - ウ. 作業区域標示と立入禁止措置等
 - エ. 機器の取扱注意標示
 - オ. 危険物標示
 - カ. その他必要なもの

13. 点検部品、交換等について

本委託業務において必要とされる消耗品雑材料及び軽微な部品等は、乙の負担において用意するものとする。ただし、通常点検、保守による当該設備の性能、機能維持水準を大きく超える事故、故障の修理の場合あるいは機器の経年劣化に伴い消耗品が大量に発生する場合は、甲乙が誠意を持って協議し、負担方法を決定するものとする。

14. 現場発生品

乙は、本委託業務において不要品等が発生したときは、調書を作成のうえ提出し、甲の検収を受けるものとする。検収後は、甲の指示により乙の責任において適正に処理するものとする。また、廃棄物については、関連法令並びに指針に従い処理するものとする。

15. 作業用電力

本委託業務に必要な電力は、甲が無償で支給するが、方法等については別途協議するものとする。ただし、停電を伴う作業については、乙が用意するものとする。

16. 図面等の閲覧

乙は、本委託業務の範囲に関わり甲が管理する図面、取扱説明書等を閲覧することができるものとする。なお、閲覧図書は本委託業務以外に使用してはならない。

17. 補 則

- (1) 乙は、本仕様書において記載されていない事項については、作業に先立ち甲と打合せを行い、議事録あるいは打合せ内容を含んだ図面を速やかに提出し、甲の承認を得るものとする。
- (2) 設計書、仕様書にない事項であっても機器の保全上当然必要と認められる軽易事項については、乙の負担においてこれを施行しなければならない。

点検整備機器一覧表

場所	盤名	構成機器 (点検機器名)	記号	形式	仕様	備考	
電気室1 メインアリーナ	高压引込盤	アレスター	LA	MASE-A	8.4KV 2500A LAU-K 引出ユニット付		
	高压受電盤	3極断路器	DS	DEV-41-3E	7.2KV 600A 3PST フック棒 操作インタロック付		
		真空遮断器	VCB	HA-12X-A1L	7.2KV 600A 12.5KA 電動バネ操作 DC100V 操作		
		方向地絡継電器	67	K2GS-BT-R2	AC110V 0.1~0.8A 5タップ 0.2~0.8秒 5タップ		
		過電流継電器	51	CO-CHT-D2	5A 定格3~8AINST30~80A 引出型 D2 ケース	受電用	
				CO-C-D2	5A 3~8A 引出型 D2 ケース		
		不足電圧継電器	27	CV-UC3M-D2	AC 110V 60~80V DC110V 引出型		
		計器用変成器	VT (PT)	EP-0FH	6600V/110V 100VA 1.0級 6号A 全モールド 7.2KV 40KA 1A		
					CT	BN-0 (LA)	6.9KV 40VA 1.0級 5A 40倍 n>10 全モールド
		零相変成器	ZCT	OTG-N68	6.6KV 400A 6号A モールド		
				OTG-N104	6.6KV 600A 6号A モールド		
	零相蓄電器	ZPD	VOC-1M	6.6KV 6号A 250PF×3			
	サブアリーナ饋電盤	真空遮断器	VCB	HA-12X-A1L	7.2KV 600A 12.5KA 電動バネ操作 DC100A 操作		
		方向地絡継電器	67	K2GS-BT-R2	AC110V 0.1~0.8A 5タップ 0.2~0.8秒 5タップ		
		過電流継電器	51	CO-C-D2	5A 3~8A 引出型 D2 ケース		
		計器用変成器	CT	BN-0 (LA)	6.9KV 40VA 1.0級 5A 40倍 n>10 全モールド		
	予備盤	真空遮断器	VCB	HA-12X-A1L	7.2KV 600A 12.5KA 電動バネ操作 DC100A 操作		
		方向地絡継電器		K2GS-BT-R2	AC110V 0.1~0.8A 5タップ 0.2~0.8秒 5タップ		
		過電流継電器		CO-C-D2	5A 3~8A 引出型 D2 ケース		
		計器用変成器		BN-0 (LA)	6.9KV 40VA 1.0級		
		計器用変成器	CT	BN-0 (LA)	5A 40倍 n>10 全モールド		
	コンデンサー主幹盤	真空遮断器	VCB	HA-12X-A1L	7.2KV 600A 12.5KA 電動バネ操作 DC100V 操作		
		過電流継電器	51	CO-C-D2	5A 3~8A 引出型 D2 ケース		
		計器用変成器	CT	BN-0 (LA)	6.9KV 40VA 1.0級 5A 40倍 n>10 全モールド		
	変圧器一次盤 (No.1~No.4)	真空遮断器	VCB	HA-12X-A1L	7.2KV 600A 12.5KA 電動バネ操作 DC100A 操作		
		過電流継電器	51	CO-C-D2	5A 3~8A 引出型 D2 ケース		
		計器用変成器	CT	BN-0 (LA)	6.9KV 40VA 1.0級 5A 40倍 n>10 全モールド		
	高压発電機切替盤	遮断器	VSS	VSB-66-16E	7.2KV 600A 12.5KA DC110V 0.4A 引出型 モーターチャージ4秒		
	高压コンデンサー盤 (No.1~No.4)	真空開閉器	VCS	HN-46X-2L1A	6.6KV 200A DC100V 操作 ラッチ式 ヒューズ溶断接点付		
		コンデンサー	SC		3相 6KV150Kvar		
		直列リアクトル	SR		3相 6KV9Kvar		
	電気室2	一般照明盤	変圧器	TR1φ		電灯用、屋内用、単相 300KVA モールド式(B種)	
			高压開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV A200A 12.5KA 31.5KA 投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付	

場所	盤名	構成機器 (点検機器名)	記号	形式	仕様	備考
メインアリーナ	一般照明盤	電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA	
		漏電火災報知器	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~80mA 5タップ	
	アリーナ照明盤	変圧器	TR1φ		電灯用、屋内用、3相 500KVA モールド式(B種)	
		高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付	
		電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA	
	アリーナ照明盤	漏電火災警報機	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~80mA 5タップ	
	電気音響電源盤	変圧器	TR1φ		音響用、屋内用、単相 75KVA モールド式(B種)	
		高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付	
		電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA	
		漏電火災警報機	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~80mA 5タップ	
	調光電源盤	変圧器	TR3φ		調光用、屋内用、3相 300KVA モールド式(B種)	
		高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付	
		電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA	
		漏電火災報知器	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~80mA 5タップ	
	イベント用電灯盤	変圧器	TR1φ		電灯用、屋内用、単相 300KVA モールド式(B種)	
		高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付	
		電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA	
		漏電火災警報機	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~80mA 5タップ	
	イベント用吊物空調動力盤	変圧器	TR3φ		動力用、屋内用、3相 300KVA モールド式(B種)	
		高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付	
電力ヒューズ		PF	JC-6R	7.2KV 40KA		
漏電火災警報機		LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~80mA 5タップ		
電気室3	大型画像装置電源盤	変圧器	TR3φ		動力用、屋内用、3相 150KVA モールド式(B種)	
		高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付	
		電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA	
		漏電火災警報機	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~80mA 5タップ	
	空調動力盤	変圧器	TR3φ		動力用、屋内用、3相 500KVA モールド式(B種)	
		高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付	
		電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA	
		漏電火災警報機	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~80mA 5タップ	
	空調一般動力盤	変圧器	TR3φ		動力用、屋内用、3相 300KVA モールド式(B種)	
		高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA投入	

場所	盤名	構成機器 (点検機器名)	記号	形式	仕様	備考		
メイン アリーナ	電気室3	空調一般動力盤	高圧開閉器			ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付		
		電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA			
		漏電火災警報機	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~80mA 5タップ			
	非常動力・アリーナ照明盤	変圧器	TR3φ			動力用、屋内用、3相 500KVA モールド式(B種)		
		高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA 投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付			
		電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA			
		漏電火災警報機	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~80mA 5タップ			
	非常電灯盤	変圧器	TR1φ			動力用、屋内用、単相 150KVA モールド式(B種)		
		高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA 投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付			
		電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA			
		漏電火災警報機	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~80mA 5タップ			
		交直切替	MCDT		3P 300A			
	直流電源装置	充電装置		CR1A145-50SM		3相混合ブリッジ方式 交流入力 210V 直流出力自動負荷 電圧補償装置 90-110V		
		蓄電池		AMH300P-86F		容量 300AH 単電池数 86 個 アルアリ蓄電池		
	発電機室	非常用発電装置	エンジン			ガスタービン型式 単純開放サイクルー軸式 電気式起動 18KW		
			発電機			開放保護型同期発電機 1800rpm ブラシレス励磁		
			蓄電池		HS-700E		24V700Ah 鉛蓄電池 エンジン始動用	
			蓄電池		HS-306E		24V30Ah 鉛蓄電池 制御用	
			充電装置				入力 1φ200V 50/60HZ	
	電気室	電気室 1、2、3	高圧母線			ブスバー方式		
			高圧母線			高圧絶縁電線方式		
ケーブル					6KV			
低圧回路						各盤の各 MCB 一括測定(不良のみ 分岐分電盤まで調査)以下低圧回 路は同じ		
接地端子箱								
サブアリーナ	電気室	高圧受電盤	3極断路器	DS	DEV-41-3E	7.2KV 600A 3PST フック棒 操作インタロック付		
			真空遮断器	VCB	HA-12X-A1L	7.2KV 600A 12.5KA 電動バネ操作 DC100V 操作		
			過電流継電器	51	CO-C-D2	5A 3~8A 引出型 D2 ケース		
			計器用変成器	VT (PT)	EP-0FH	6600V/110V 100VA 1.0級 6号A 全モールド 7.2KV 40KA 1A		
			計器用変成器	CT	BN-0 (LA)	6.9KV 40VA 1.0級 5A 40倍 n>10 全モールド		
	高圧饋電盤	真空遮断器	VCB	HA-12X-A1L	7.2KV 600A 12.5KA 電動バネ操作 DC100V 操作			
		過電流継電器	51	CO-C-D2	5A 3~8A 引出型 D2 ケース			
		計器用変成器	CT	BN-0 (LA)	6.9KV 40VA 1.0級 5A 40倍 n>10 全モールド			
	コンデンサー主幹板	遮断器	VCB	HA-12X-A1L	7.2KV 600A 12.5KA 電動バネ操作 DC100V 操作			
		過電流継電器	51	CO-C-D2	5A 3~8A 引出型 D2 ケース			

場所	盤名	構成機器 (点検機器名)	記号	形式	仕様	備考	
サブアリーナ 電気室	コンデンサー主幹板	計器用変成器	CT	BN-0 (LA)	6.9KV 40VA 1.0級 5A 40倍 n>10 全モールド		
	高圧コンデンサー盤	遮断器	VCB	HA-12X-A1L	7.2KV 600A 12.5KA 電動バネ操作 DC100V操作		
		コンデンサー	SC		3相 6KV100Kvar		
		直列リアクトル	SR		3相 6KV6Kvar		
	一般照明・イベント電灯盤	変圧器	TR1φ		動力用、屋内用、単相 150KVA モールド式(B種)		
		高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付		
		電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA		
		漏電火災警報機	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~800mA 5タップ		
	音響電源盤	変圧器	TR1φ		音響用、屋内用、単相 50KVA モールド式(B種)		
		高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付		
		電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA		
		漏電火災警報機	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~800mA 5タップ		
	調光電源盤	変圧器	TR3φ		調光用、屋内用、3相 150KVA モールド式(B種)		
		高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付		
		電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA		
		漏電火災警報機	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~800mA 5タップ		
	一般イベント用動力盤	変圧器	TR3φ		調光用、屋内用、3相 150KVA モールド式(B種)		
		高圧開閉器	LBS	LBS-6/20 OR	7.2KV 200A 12.5KA 31.5KA投入 ストライカー付(PF 溶断開放) 溶断接点付、補助接点付		
		電力ヒューズ	PF	JC-6R	7.2KV 40KA		
		漏電火災警報機	LGR	AGD-NY 4	AC100/200V 50~800mA 5タップ		
	非常電灯盤				低圧(非常用電源より)		
	非常動力・アリーナ照明盤				低圧(非常用電源より)		
	非常照明盤				低圧(非常用電源より)		
	2PC-1 盤					低圧回路	
		接地端子箱					
		高圧母線				高圧絶縁電線式	
		高圧ケーブル				6KV	
高圧母線					6KV		
低圧回路							
屋外	防災用発電機	エンジン	日野 WO4D	4サイクル水冷 立型	ディーゼルエンジン		
		発電機	NEA- 3504		ブラシレス同期発電機 1800min-1		
		燃料タンク			軽油 600L 運転時間約 83時間		
共通		シーケンス試験					
		避雷針			メイン及びサブアリーナ屋根		

点検項目仕様

本節で記載する点検機器は次のとおりとする。

キュービクル	閉鎖配電盤・計装盤・補助継電器盤・コントロール・現場盤・監視盤等
高圧遮断器	ガス遮断器・磁気遮断器・真空遮断器・油入遮断器
高圧電磁接触器	電磁接触器・真空接触器
高圧負荷開閉器	開閉器・電力ヒューズ
断路器	断路器
変圧器	油入・モールド・乾式
計器用変成器	変流器・計器用変圧器
進相コンデンサー	コンデンサー・リアクトル
避雷器	避雷器
保護継電器	過電流・過電圧・地絡・地絡方向
指示計	一般（電圧計・電流計・力率計・周波数計等）
非常用電源装置	始動装置・ガスタービン機関・発電機・発電機盤
碍子、母線、ケーブル	碍子・母線・電力ケーブル
接地線	接地線
防災用発電機	始動装置・ディーゼルエンジン・発電機・発電機盤・燃料タンク
一般電気工作物	監視カメラ設備
	電気時計設備
	テレビ共同受信設備
	インタホン設備

機器区分		点検仕様		標準値及び許容値	備考
種別	型式	点検箇所(項目)	点検内容		
負荷開閉器 (高圧)	断路器 負荷断路器 負荷開閉器	本体及び各部	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス交換 ④接触部の接触圧力調整、接触面の手入れ ⑤操作ロッドのピン脱落、取付ボルトの緩み点検 ⑥動作状態の確認	絶縁抵抗測定(許容値) 支持碍子 ①碍子、碍管 1000MΩ ②母線導体一括の場合 $\frac{10 \times \text{回路公称電圧(V)}}{N \times 100} \text{ M}\Omega$ (N: 碍子、碍管個数) 操作ロッド 1000MΩ 制御回路 回路大地間 1MΩ	
		(配線・接続部)	①断線、短絡、腐食、接続部の緩み等異常の有無の点検 ②端子、接続部のボルトナットの緩みがあれば増締め		
	試験(調整)測定	①絶縁抵抗測定 ・回路-大地間(通常機器に接続されている電路と他機器を含めた一括測定とする) ・同相間、異相間 ②開閉試験			
	電力ヒューズ 流限ヒューズ	本体及び各部	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス交換 ④動作状態の確認		
		(接触部)	接触状態の確認		
	試験測定	①絶縁抵抗測定 ・回路-大地間(通常機器に接続されている電路と他機器を含めた一括測定とする)			
高圧遮断器	真空型	本体及び各部 本体 動作機構 制御回路 導電部端子 碍子・碍管類 (操作機構)	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス交換 ④動作状態の確認 ピン類の脱落、取付ボルトの緩み点検	絶縁抵抗測定(許容値) 各相・大地間 10KV以下 500MΩ 異相間 10KV超過 1000MΩ 同相間 碍管、碍子 1000MΩ 制御回路 回路大地間 1MΩ	
		試験(調整)測定	①開閉動作試験(トリップテスト含む3回以上) ②手動開閉試験 ③絶縁抵抗測定 ・回路-大地間(通常機器に接続されている電路と他機器を含めた一括測定とする) ・同相間、異相間 ④動作回数計読値の記録		
高圧電磁接触器	電磁形 真空形	本体及び各部	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス交換 ④動作状態の確認 ⑤電磁石接触面の発錆 内部汚損の有無	絶縁抵抗測定(許容値) 各相・大地間 10KV以下 500MΩ 異相間 10KV超過 1000MΩ 同相間 碍管、碍子 1000MΩ 制御回路 回路大地間 1MΩ	
		試験(調整)測定	①開閉動作試験(トリップテスト含む3回以上) ②手動開閉試験 ③絶縁抵抗測定 ・回路-大地間(通常機器に接続されている電路と他機器を含めた一括測定とする) ・同相間、異相間		

機器区分		点検仕様		標準値及び許容値	備考																														
種別	型式	点検箇所(項目)	点検内容																																
変圧器	乾式 モールド型	本体及び各部	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス交換 ④動作状態の確認	絶縁抵抗測定(許容値) <table border="0"> <tr> <td rowspan="2"> 卷線、大地間 卷線、相互間 </td> <td>一次巻線</td> <td>50MΩ</td> </tr> <tr> <td>二、三次巻線</td> <td>2MΩ</td> </tr> </table>	卷線、大地間 卷線、相互間	一次巻線	50MΩ	二、三次巻線	2MΩ																										
		卷線、大地間 卷線、相互間	一次巻線			50MΩ																													
二、三次巻線	2MΩ																																		
試験測定	①絶縁抵抗測定 <ul style="list-style-type: none"> ・巻線-大地間(通常機器に接続されている電路と他機器を含めた一括測定とする) ・巻線間 ※下記の項目については、指定したときのみ実施するものとし、通常の点検時はしない。 <ul style="list-style-type: none"> ・温度計誤差試験 																																		
計器用変成器	乾式 モールド型	本体及び各部	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス交換 ④動作状態の確認	絶縁抵抗測定(許容値) 「巻線、大地間」一次巻線 50MΩ 「巻線、相互間」二、三次巻線 2MΩ																															
		試験測定	①絶縁抵抗測定 <ul style="list-style-type: none"> ・巻線-大地間(通常機器に接続されている電路と他機器を含めた一括測定とする) ・巻線間 																																
進相用 コンデンサー		本体及び各部 本体 放電装置 支持碍子	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス交換 ④動作状態の確認	絶縁抵抗測定(許容値) 碍子、碍管 ①個々の場合 1000MΩ ②母線導体一括の場合 $\frac{10 \times \text{回路公称電圧(V)}}{N \times 100} \text{ M}\Omega$																															
		試験測定	①絶縁抵抗測定 <ul style="list-style-type: none"> ・巻線-大地間(通常機器に接続されている電路と他機器を含めた一括測定とする) 																																
リアクトル		本体及び各部	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス交換 ④動作状態の確認	絶縁抵抗測定(標準値) 【巻線】 巻線・大地間・巻線相互間 (単位:MΩ) <table border="1"> <tr> <td>油温(°C) \ 電圧(KV)</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>66以上</td> <td>1200</td> <td>600</td> <td>300</td> <td>15</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>6.6~19</td> <td>800</td> <td>400</td> <td>200</td> <td>10</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>6.6以下</td> <td>400</td> <td>200</td> <td>100</td> <td>50</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>低圧</td> <td colspan="5">2MΩ(許容値)</td> </tr> </table> 【制御回路】 回路大地間(許容値)1MΩ	油温(°C) \ 電圧(KV)	20	30	40	50	60	66以上	1200	600	300	15	75	6.6~19	800	400	200	10	50	6.6以下	400	200	100	50	25	低圧	2MΩ(許容値)					
		油温(°C) \ 電圧(KV)	20		30	40	50	60																											
66以上	1200	600	300	15	75																														
6.6~19	800	400	200	10	50																														
6.6以下	400	200	100	50	25																														
低圧	2MΩ(許容値)																																		
試験測定	①絶縁抵抗測定 <ul style="list-style-type: none"> ・回路-大地間(通常機器に接続されている電路と他機器を含めた一括測定とする) 																																		
避雷器		本体及び各部 本体 接続リード線	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス交換 ④動作状態の確認	絶縁抵抗測定 本体 メーカー指示値による																															
		試験測定	①絶縁抵抗測定 <ul style="list-style-type: none"> ・回路-大地間(通常機器に接続されている電路と他機器を含めた一括測定とする) 																																

機器区分		点検仕様		標準値及び許容値	備考
種別	型式	点検箇所(項目)	点検内容		
保護継電器	過電流	本体及び各部 (接点) (配線) (可動部) (制御用スプリング) (永久磁石) (調整タップレバー) (接点プラグ)	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス交換 ④動作状態の確認 摩耗、アーク痕、ギャップの点検 接続部締付、半田付 ①開店円盤の円滑動作の確認 ②可動コイル、ストッパーの軸受不良、異物付着の点検 変形修正、取替 異物の付着の有無 接触不良の有無、整定値の確認 湾曲、亀裂、接触の点検	絶縁抵抗測定(許容値) 各回路外箱間 2MΩ 各回路相互間 2MΩ	
		試験測定	①絶縁抵抗測定 ・各回路相互間 ・各回路外箱間 ②特性試験 ・最小動作電流測定 ・限時特性測定 ③模擬故障試験・トリップ試験 保護継電器の接点を人為的に動作させる。又は短絡にするなりにより、模擬的に故障を発生させ、関連する遮断器のトリップ等の保護動作警報及び表示回路の総合動作試験 ④その他指定するもの		
	地絡方向	継電器内部 (接点) (配線) (可動部) (制御用スプリング) (永久磁石) (調整タップレバー) (接点プラグ)	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス交換 ④動作状態の確認 摩耗、アーク痕、ギャップの点検 接続部締付、半田付 ①開店円盤の円滑動作の確認 ②可動コイル、ストッパーの軸受不良、異物付着の点検 変形修正、取替 異物の付着の有無 接触不良の有無、整定値の確認 湾曲、亀裂、接触の点検	絶縁抵抗測定(許容値) 各回路外箱間 2MΩ 各回路相互間 2MΩ	
		試験測定	①絶縁抵抗測定 ・各回路相互間 ・各回路外箱間 ②特性試験 ・方向要素 ・過電流要素 ③模擬故障試験・トリップ試験 保護継電器の接点を人為的に動作させる。又は短絡にするなりにより、模擬的に故障を発生させ、関連する遮断器のトリップ等の保護動作警報及び表示回路の総合動作試験 ④その他指定するもの		

機器区分		点検仕様		標準値及び許容値	備考
種別	型式	点検箇所(項目)	点検内容		
保護継電器	電圧	継電器内部	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス交換 ④動作状態の確認 摩耗、アーク痕、ギャップの点検 接続部締付、半田付 (接点) (配線) (可動部) (制御用スプリング) (永久磁石) (調整タップレバー) (接点プラグ)	絶縁抵抗測定(許容値) 各回路外箱間 2MΩ 各回路相互間 2MΩ	
		試験測定	①絶縁抵抗測定 ・各回路相互間 ・各回路外箱間 ②特性試験 ・最大(小)動作電圧、復帰電圧測定 ・随時特性試験 ・直流地絡特性 ③模擬故障試験・トリップ試験 保護継電器の接点を人為的に動作させる。又は短絡にするなりにより、模擬的に故障を発生させ、関連する遮断器のトリップ等の保護動作警報及び表示回路の総合動作試験 ④その他指定するもの		
指示計 (デジタル計器を含む)	一般 電圧計 電流計 電力計 力率計 周波数計 液位計	本体及び各部	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃	計器誤差試験(許容値) 【電圧計、電流計、電力計】 定格値に対して±1.5% 【最大最小付電圧計、電流計】 定格値に対して±3.0% 【力率計】 位相角で±4° 【周波計】 指針計 指示範囲の±5% 【電力量計】 普通負担 100%(力率1.0)で2.0% 精密負担 100%(力率1.0)で1.0% 精密負担 10%(力率1.0)で1.0% 精密負担 5%(力率1.0)で1.5% 絶縁抵抗測定(許容値) 各回路外箱間 2MΩ 各回路相互間 2MΩ	
		試験測定	①絶縁抵抗測定 ②ゼロ点調整 ③誤差試験(目盛試験)		
自家発電設備 始動装置	電気始動	盤 本体及び各部	キュービクルに準ずる ①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②外部清掃	充電装置 絶縁抵抗測定(許容値) 回路相互間 2MΩ 回路大地間 2MΩ 制御回路 1MΩ	

機器区分		点検仕様		標準値及び許容値	備考
種別	型式	点検箇所(項目)	点検内容		
自家発電設備 始動装置	電気始動			蓄電池 比重測定(許容値) 鉛 1.215±0.995(20℃) アルカリ 1.160~1.300(20℃)	
		(充電器、整流器)	①各切替スイッチの接触部及び動作に異常のないことを確認する ②各警報回路、継電器が動作することを確認する ③負荷電圧補償装置が動作することを確認する ④表示灯に断線のないことを確認する。		
		(蓄電池)	①電槽の極板の曲がないことを確認する。 ②触媒栓の沈殿物の異常 ③電解液面の確認及び補水 ④端子、接続部のパッキンの劣化の有無		
		配線・接続部	断線、短絡、腐食、接続部の緩み等異常の有無の点検		
		試験(調整)測定	充電器 ①入力電圧、電流測定 ②浮動及び均等充電電圧、負荷電圧電流測定 ③波形測定 ④絶縁抵抗測定		
		試験(調整)測定	蓄電池 ①液面警報試験 ②温度測定 ③単電池電圧測定 ④総電圧測定 ⑤比重測定 ⑥均等充電測定 ⑦放電特性試験(常時負荷で30分間)		
ガスタービン 機関		本体及び各部 燃料系統 潤滑油系統 給排気系統 セルモータ系統 エンジン部 調速装置 付属装置 (燃料移送ポンプ) (始動弁) (他) (排気口) (ダイナモ) (安全弁)	①取付状態の点検 ②過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ③端子・接続部のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ④各部(槽)油量の点検及び注油、グリス補給 ⑤各ドレン弁よりの水抜き ⑥各部清掃 ⑦動作状態の確認 ①排気状態及び排気色点検 ①機能点検(電流計にて) ①動作確認		
		試験(調整)測定	①手動運転にて各部運転状態の確認 ②振動測定		
発電機		本体及び各部 軸・軸受周り 励磁回路 固定子 回転子	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続用のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③外部清掃及びオイル等の注油、グリス補給 ④動作状態の確認	絶縁抵抗測定(標準値) 【巻線】 高圧 大地間 ——— 定格電圧(V) ——— MΩ ——— 定格出力(KW)+1000	

機器区分		点検仕様		標準値及び許容値	備考	
種別	型式	点検箇所(項目)	点検内容			
発電機		(軸・軸受周り) (励磁回路)	①ベアリング点検 ①ブラシ、スプリングの点検 ②絶縁物の点検	定圧 大地間 1MΩ 【制御回路】 回路大地間(許容値) 1MΩ 【電圧継電器】 #84 最低動作電圧……定格の80%		
		(固定子) (回転子)	①コイルエンドの点検清掃 ①コイルエンドの点検清掃 ②バランスウエイトの点検・増締め 回転ファンの点検			
		試験(調整)測定	絶縁測定			
自家発電設備 (発電機盤)		外観点検	外被・扉体	①金属部の発錆、塗装のはがれ ②雨水の浸入や結露の形跡 ③扉などのゆるみ ④扉の施錠具合	絶縁抵抗測定(許容値) 【交流回路】 回路電圧 150V 以下の場合 0.1MΩ 回路電圧 150V~3000V の場合 0.2MΩ 回路電圧 300V 以上の場合 0.2MΩ 【直流回路】 1MΩ	
			扉面取付器具	①計器、リレー等のガラスカバー、枠の破損を点検。くもり、ほこりの付着等の清掃 ②信号灯の破損、レンズの脱落 ③開閉器類の取手の破損、動作具合 ④計器の指針の曲がり、靈位指示ずれ		
		内部点検	配線端子台	①端子接続部のゆるみ、過熱により変色 ②電線被服の破損、過熱による変色 ③端子台に異物、じんあいの付着 ④絶縁部の破損		
			接地線・接地端子	①接地線の腐食、断線 ②接続部のゆるみ		
		器具点検	指示計	別に記載する		
			保護継電器	別に記載する		
			操作開閉器 切替開閉器	①接点の荒れ ②端子部のゆるみ増締め		
配線用遮断器 漏電遮断器	①絶縁部の破損、変形、じんあいの付着 ②端子部の過熱による変色、ボルトのゆるみ ③開閉具合					
		電磁接触部 補助継電器	①絶縁部の破損、変形、じんあいの付着 ②端子部の過熱による変色、ボルトのゆるみ ③操作装置のコイル、鉄心の変色、焼損 ④接触部の接点の荒れ、消耗、変色			
		試験測定	①起動停止試験 ②補機運転試験 ・燃料移送ポンプの運転(単独・自動) ・換気装置の運転(単独・自動) ③自動運転試験 ④負荷運転試験(定常負荷) ⑤保護連動試験(各保護装置の警報動作試験を含む) ⑥AVR動作試験 ⑦運転時間計の読み ⑧絶縁抵抗測定 回路一大地(MCCB 以下の各負荷回路)			

機器区分		点検仕様		標準値及び許容値	備考
種別	型式	点検箇所(項目)	点検内容		
碍子碍管 母線 電力ケーブル		電力ケーブル 母線、導体 支持物 碍子、碍管 主要接続部	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続部のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③各部清掃		
		試験測定	絶縁測定 (通常本設備に接続されている電路と他機器を含めた一括測定とする。)		
接地線		リード線 各機器接続部 (接地箇所)	①過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②端子・接続部のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③各部清掃 地形の変化の有無	接地抵抗測定(許容値) 【電気工作物】 電気設備技術基準による 【計装設備】 電気設備技術基準による 【通信設備】 電気設備技術基準による 【避雷針】 10Ω以下	
		試験測定	①導通試験 ②接地抵抗測定		
防災用発電機	始動・停止	盤 本体及び各部	キュービクルに準ずる ①□ 過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②□ 外部清掃		
		発電機盤	①取付状態の点検 ②過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ③端子・接続部のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ④各部(槽)油量の点検及び注油、グリス補給 ⑤各ドレン弁よりの水抜き ⑥各部清掃 ⑦動作状態の確認		
		燃料庫	①□ 過熱、異音、異臭、振動、亀裂、損傷、汚損、発錆、緩み、摩耗、変形等の異常の有無の点検 ②接続部のボルトナットの緩みの有無の点検、緩みがあれば増締め ③各部清掃		

清掃業務仕様書

1. 件 名
三重県サンアリーナ清掃委託業務
2. 委 託 内 容
本委託業務は、指定箇所の日常並びに定期清掃を主たる業務とし、良好な環境衛生の維持と建材の保全に努めること。特にガラス清掃を含む高所作業等については労働安全衛生法等を遵守して安全管理に万全を期すること。
なお、用水、電力の使用については必要最小限にとどめ、特に照明は作業終了後ただちに消灯すること。
3. 一 般 事 項
本仕様書は委託契約書に付随する約款の下で適用されるものとする。
4. 契 約 期 間
委託契約書及び約款に記載する通りとする。
5. 業 務 場 所
 - (1) 施設名 三重県営サンアリーナ
 - (2) 所在地 三重県伊勢市朝熊町鴨谷 4383 番地の 4
 - (3) 建物の構造 鉄筋コンクリート造・鉄骨造・3 階
 - (4) 建物規模 延床面積 24,312 m²
6. 業 務 の 内 容
本契約にかかる清掃業務は、別記 1「清掃場所一覧表（リスト A～K）」及び別記 2「清掃業務詳細仕様書」に基づき行うものとする。
 - (1) 日常清掃
 - ア. 床清掃…箇所は、リスト A に示す
 - イ. 床以外清掃…同上、リスト B に示す
 - ウ. メインアリーナ、サブアリーナの座席清掃…同上、リスト C に示す
 - エ. 更衣室、シャワールーム清掃…同上、リスト D に示す
 - オ. その他清掃…同上、リスト E に示す
 - カ. イベント時の巡回清掃…同上、リスト K に示す
 - (2) 特別清掃
上記、日常清掃と別にトイレ及び特殊床の特別清掃の実施すること。
 - ア. トイレ特別清掃…箇所及び回数は、リスト F に示す
 - イ. 硬質床特別清掃…同上、リスト G に示す
 - ウ. 繊維床特別清掃…同上、リスト H に示す
 - エ. 弾性床特別清掃…同上、リスト I に示す
 - オ. ガラス・サッシ枠特別清掃…同上、リスト J に示す
 - (3) ゴミ収集
サンアリーナ施設の通常利用時においては、ゴミ収集箱から集積所までの運搬、集積ゴミの分別及び適量な分量への梱包を行うものとする。
 - (4) 本委託業務の範囲
大会、イベント、集会、興行など特定の大人数利用の場合は、原則として利用者（主催者）によるゴミ処理を義務付けるため、本委託業務に含まれないものとし、その対象については都度、事前に甲と協議して決定する。

7. 受託者の業務

(1) 作業従事者の身分の明確化

乙は、本業務の実施に先立って、作業従事者の氏名を記載した名簿を甲に届けなければならない。作業従事者を変更する場合も同様とする。

(2) 乙は、作業従事者に対して制服及び名札を着用させなければならない。

(3) 作業責任者

乙は、本業務を円滑に執行するため、作業従事者の内から作業の現場における実施責任者（「作業責任者」という。）を選任し、甲に届け出なければならない。

作業責任者は、契約内容の履行、作業従事者の監督、関連部署との連絡調整、作業従事者のサービス管理について総括すること。

8. 作業時間

(1) 乙は、建物内外に作業従事者を適正に配置し、常時清掃作業を行うものとする。

(2) 通常は、8時45分から17時00分の間に行うものとする。ただし、貸館の使用状況に応じて早朝、夜間に清掃を必要とする場合は、この限りではない。また、清掃作業は、貸館の使用状況に応じて、貸館業務に支障を来たさない日時に行うこと。

9. 費用負担等

(1) 本作業に使用する機械、器具、材料等は、すべて品質良好なもので、予め検査を受けた品質か、これと同等以上のものを使用すること。本作業に使用する機械などは乙の負担とする。

(2) トイレトペーパー、ビニール袋（ゴミ用、トイレ用）、石鹸等は、甲の負担とする。支給品の保管は、管理簿等により、乙の負担で行うこと。

(3) 受託業務遂行のために必要な用水、電力、ロッカー、机、資材置場等は、甲が無償で貸与する。また、業務作業員の事務室（控室）は、甲において無償提供する。

(4) ゴミ処理費は、乙の負担とする。（年間；20,000 kg程度）

10. 作業計画書等の提出

(1) 乙は、特別清掃の実施にあたり、事前に甲と協議し、作業計画書を提出しなければならない。

(2) 乙は、特別清掃実施後、作業報告書を当該月末または翌月初めまでに甲に提出しなければならない。

(3) 乙は、日常清掃の作業終了後、作業業務報告書（日報）に必要事項を記入し、翌朝作業責任者より、甲に提出報告すること。

(4) 上記の報告書の様式は甲と協議のうえ定めることとし、その作成費用は乙の負担とする。

(5) 甲は、本業務に関して調査し、又は報告を求め、必要のある時は改善を命ずることができる。この場合、乙は、直ちにこれに応じてその結果を報告しなければならない。

(6) 持込備品リストの提出

乙は、契約締結後速やかに本業務にかかる持ち込み備品リストを提出し、甲の承諾を得るものとする。

11. 作業管理等

(1) 鍵の管理

貸与した鍵は、慎重に扱い、業務を遂行するため必要な時間と場所に限り使用すること。

(2) 安全管理

作業の実施にあたっては、作業従事者の安全に十分配慮し、衛生及び火気の取り扱いについて注意するとともに、甲や貸館利用者の安全確保のために、次の事項について十分注意

すること。

ア. 塵埃を飛散させないこと。

イ. 清掃器具、使用物品の取り扱いに注意し、三重県営サンアリーナ施設・備品等を損傷しないこと。

ウ. 消防法第2条第7号に規定する発火性、又は引火性の危険物は絶対に使用しないこと。

12. 作業上の留意事項

(1) 清掃作業は、三重県営サンアリーナの特異性を考慮し、特に次の事項に留意すること。

ア. 三重県営サンアリーナの業務に支障のないよう実施すること。

イ. 作業が一般利用者の支障にならないよう注意すること。

ウ. 常に利用者から見られていることを認識し、不必要な私語、態度をとらないよう注意すること。

エ. 教育・文化施設であることを十分認識し、利用者には良好な態度で接すること。

オ. 喫煙は指定の場所以外でないこと。

(2) 乙は、作業従事者の労務管理及び健康管理等を適正に行うとともに、作業従事者に事故がある時は、代替要員を確保し業務に支障のないように留意すること。

(3) その他、細部については甲の指示を受けること。

別記1

清掃場所別詳細表（リストA～K）

リストA：床清掃

場 所	床素材	備 考	
会議棟1階	エントランスホール	御影石	
会議棟1階	ホール階段	御影石	
会議棟1階	V I P玄関ホール	御影石	使用前日及び使用後
会議棟1階	ラウンジ通路	タイルカーペット	
会議棟1階	国際会議室	タイルカーペット	使用後
会議棟1階	第3会議室	タイルカーペット	使用後
会議棟1階	V I P廊下・通訳室通路	タイルカーペット	使用前日及び使用後
会議棟1階	階段室1	タイルカーペット	
会議棟1階	レセプション前トイレ	タイル	
会議棟1階	第1特別室トイレ	石材タイル	使用前日及び使用後
会議棟1階	V I P前トイレ	石材タイル	使用前日及び使用後
会議棟1階	エスカレーター	ステンレス	
会議棟1階	ラウンジ	絨毯	
会議棟1階	レセプションルーム	絨毯	
会議棟1階	第1特別室	絨毯	使用後
会議棟1階	第4会議室	絨毯	使用後
会議棟1階	レセプション横廊下	塩ビシート	
会議棟1階	パントリー	塩ビシート	
会議棟1階	給湯室	塩ビシート	
会議棟1階	エレベーター	1台	
会議棟2階	和室	畳	使用後
会議棟2階	ラウンジ	タイルカーペット	
会議棟2階	役員室	タイルカーペット	
会議棟2階	管理事務室	タイルカーペット	
会議棟2階	応接室	タイルカーペット	
会議棟2階	第5会議室	タイルカーペット	使用後
会議棟2階	特室・会議室前廊下	タイルカーペット	使用後
会議棟2階	事務所通路・更衣室打合せ室	タイルカーペット	
会議棟2階	トイレ	タイル	
会議棟2階	第2特別室トイレ	石材タイル	使用前日及び使用後
会議棟2階	第2特別室	絨毯	使用前日及び使用後
会議棟2階	事務所給湯室	塩ビシート	
会議棟2階	給湯室	塩ビシート	
サブ1階	フィットネスルーム	マット	
サブ1階	サブアリーナ床	フローリング	
サブ1階	サブアリーナ前廊下	ビニールタイル	
サブ1階	通用口廊下	ビニールタイル	
サブ1階	情報コーナー	ビニールタイル	
サブ1階	電話コーナー	ビニールタイル	
サブ1階	控室	タイルカーペット	
サブ1階	放送室	タイルカーペット	

場 所		床素材	備 考
サブ1階	東側階段（階段室2）	タイルカーペット	
サブ1階	西側階段（階段室3）	タイルカーペット	
サブ1階	避難通路 東側	タイルカーペット	
サブ1階	避難通路 西側	タイルカーペット	
サブ1階	観客席 床	タイルカーペット	
サブ1階	トイレ	タイル	
サブ1階	警備室・トレーナ室	塩ビシート	
サブ1階	トレーニングルーム	塩ビシート	
サブ1階	更衣室	塩ビシート	
サブ2階	サブエントランスホール	御影石	
サブ2階	風除室	御影石	
サブ2階	観客席 通路	タイルカーペット	
サブ2階	トイレ	タイル	
メイン2階	メインエントランスホール	御影石	
メイン2階	風除室	御影石	
メイン2階	メインアリーナ 床	フローリング	
メイン2階	休憩室・記者室・記録室	タイルカーペット	使用後
メイン2階	本部・役員室	タイルカーペット	使用後
メイン2階	控室3	タイルカーペット	使用後
メイン2階	控室5	タイルカーペット	使用後
メイン2階	トイレA	タイル	
メイン2階	トイレB	タイル	
メイン2階	トイレC	タイル	
メイン2階	トイレE	タイル	
メイン2階	トイレG	タイル	
メイン2階	トイレH	タイル	
メイン2階	メインアリーナ 回廊	塩ビシート	
メイン2階	第3・4・5更衣室	塩ビシート	
メイン2階	控室4	塩ビシート	
メイン2階	第2会議室	塩ビシート	使用後
メイン2階	搬入事務室	塩ビシート	
メイン2階	第6・7・8更衣室	塩ビシート	
メイン2階	第1会議室	塩ビシート	使用後
メイン2階	医務室	塩ビシート	使用後
メイン2階	階段室5, 6（A側階段）	塩ビシート	
メイン3階	エレベーターホール	御影石	
メイン3階	トイレA～C	タイル	
メイン3階	トイレC～E	タイル	
メイン3階	トイレE～G	タイル	
メイン3階	トイレG～A	タイル	
メイン3階	観客席 床	カーペット	
メイン3階	観客席 通路	カーペット	
メイン3階	観客席（可動席）床	カーペット	
メイン3階	ロビー東側	塩ビシート	
メイン3階	ロビー南側	塩ビシート	

場 所		床素材	備 考
メイン3階	ロビー西側	塩ビシート	
メイン3階	3階 回廊	塩ビシート	
メイン3階	自販機コーナー	塩ビシート	
メイン3階	電話コーナー	塩ビシート	
メイン3階	売店コーナー	塩ビシート	
屋外	V I P玄関	御影石	
屋外	B側出入口軒先	石材タイル	
屋外	C出入口軒先	石材タイル	
屋外	D側出入口軒先	石材タイル	
屋外	E側搬入口軒先	石材タイル	
屋外	F側出入口軒先	石材タイル	
屋外	G側搬入口軒先	石材タイル	
屋外	H側出入口軒先	石材タイル	
屋外	スカイデッキ	石材タイル	
屋外	東ペテストリアンデッキ	石材タイル	
屋外	南ペテストリアンデッキ	石材タイル	
屋外	西ペテストリアンデッキ	石材タイル	

リストB；床以外の清掃

場 所		床素材	備 考
会議棟1階	エントランスホール	御影石	
会議棟1階	ホール階段	御影石	
会議棟1階	V I P玄関ホール	御影石	使用前日及び使用後
会議棟1階	V I P玄関ホール	御影石	使用前日及び使用後
会議棟1階	ラウンジ通路	タイルカーペット	
会議棟1階	国際会議室	タイルカーペット	使用後
会議棟1階	第3会議室	タイルカーペット	使用後
会議棟1階	V I P廊下・通訳室通路	タイルカーペット	使用前日及び使用後
会議棟1階	階段室1	タイルカーペット	
会議棟1階	レセプション前トイレ	タイル	
会議棟1階	第1特別室トイレ	石材タイル	使用前日及び使用後
会議棟1階	V I P前トイレ	石材タイル	使用前日及び使用後
会議棟1階	エスカレーター	ステンレス	
会議棟1階	ラウンジ	絨毯	
会議棟1階	レセプションルーム	絨毯	
会議棟1階	第1特別室	絨毯	使用前日及び使用後
会議棟1階	第4会議室	絨毯	使用後
会議棟1階	レセプション横廊下	塩ビシート	
会議棟1階	パントリー	塩ビシート	
会議棟1階	給湯室	塩ビシート	
会議棟1階	エレベーター	1台	
会議棟2階	和室	畳	使用後
会議棟2階	ラウンジ	タイルカーペット	
会議棟2階	役員室	タイルカーペット	使用後
会議棟2階	管理事務所	タイルカーペット	使用後

場 所		床素材	備 考
会議棟2階	応接室	タイルカーペット	使用後
会議棟2階	第5会議室	タイルカーペット	使用後
会議棟2階	特室・会議室前廊下	タイルカーペット	使用後
会議棟2階	事務所通路・更衣室打合せ室	タイルカーペット	
会議棟2階	トイレ	タイル	
会議棟2階	第2特別室トイレ	石材	使用前日及び使用後
会議棟2階	第2特別室	絨毯	使用前日及び使用後
会議棟2階	事務所給湯室	塩ビシート	
会議棟2階	給湯室	塩ビシート	
サブ1階	フィットネスルーム	マット	
サブ1階	サブアリーナ前廊下	ビニールタイル	
サブ1階	通用口廊下	ビニールタイル	
サブ1階	情報コーナー	ビニールタイル	
サブ1階	電話コーナー	ビニールタイル	
サブ1階	控室	タイルカーペット	
サブ1階	放送室	タイルカーペット	
サブ1階	東側階段（階段室2）	タイルカーペット	
サブ1階	西側階段（階段室3）	タイルカーペット	
サブ1階	避難通路 東側	タイルカーペット	
サブ1階	避難通路 西側	タイルカーペット	
サブ1階	トイレ	タイル	
サブ1階	警備室・トレーナ室	塩ビシート	
サブ1階	トレーニングルーム	塩ビシート	
サブ1階	第1・2更衣室	塩ビシート	
サブ2階	サブエントランスホール	御影石	
サブ2階	風除室	御影石	
サブ2階	観客席 通路	タイルカーペット	
サブ2階	トイレ	タイル	
メイン2階	メインエントランスホール	御影石	
メイン2階	風除室	御影石	
メイン2階	休憩室・記者室・記録室	タイルカーペット	
メイン2階	本部・役員室	タイルカーペット	使用後
メイン2階	控室3	タイルカーペット	使用後
メイン2階	控室5	タイルカーペット	使用後
メイン2階	トイレA	タイル	
メイン2階	トイレB	タイル	
メイン2階	トイレC	タイル	
メイン2階	トイレE	タイル	
メイン2階	トイレG	タイル	
メイン2階	トイレH	タイル	
メイン2階	メインアリーナ 回廊		
メイン2階	第3・4・5更衣室	塩ビシート	
メイン2階	控室4	塩ビシート	使用後
メイン2階	搬入事務室	塩ビシート	
メイン2階	第6・7・8更衣室	塩ビシート	

場 所		床素材	備 考
メイン2階	第1会議室	塩ビシート	
メイン2階	医務室	塩ビシート	
メイン2階	階段室5・6（A側階段）	塩ビシート	
メイン3階	エレベーターホール	御影石	
メイン3階	トイレA～C	タイル	
メイン3階	トイレC～E	タイル	
メイン3階	トイレE～G	タイル	
メイン3階	トイレG～A	タイル	
メイン3階	観客席 通路	カーペット	
メイン3階	ロビー東側	塩ビシート	
メイン3階	ロビー南側	塩ビシート	
メイン3階	ロビー西側	塩ビシート	
メイン3階	3階 回廊	塩ビシート	
メイン3階	自販機コーナー	塩ビシート	
メイン3階	電話コーナー	塩ビシート	
メイン3階	売店コーナー	塩ビシート	

リストC；メインアリーナ・サブアリーナ座席

場 所		材質	席数	備 考
メインアリーナ	固定観客席	布地貼り	4980	特に食事場所として使用した後
	電動可動席	布地貼り	2180	特に食事場所として使用した後
サブアリーナ	固定観客席	布地貼り	1002	特に食事場所として使用した後

リストD；更衣室・シャワールーム

場 所		床材質	数	備 考
メインアリーナ	シャワールーム6ヶ所	タイル	82	
サブアリーナ	シャワールーム2ヶ所	タイル	13	

リストE；その他清掃

場 所		材質	備 考
野外	建物周辺	インターロッキング	
野外	緑地帯	植込地・芝生	
照明器具	蛍光灯		
照明器具	カバー付蛍光灯		
照明器具	ダウンライト		

リストF；トイレ特別清掃

場 所		床材質	回数/年
会議棟2階	管理事務所横トイレ	タイル	1
サブ1階	トイレ	タイル	1
サブ2階	トイレ	タイル	1

場 所		床材質	回数/年
メイン2階	トイレA・B・C・E・G・H	タイル	1
メイン3階	トイレA・B・C・D・E・F・G	タイル	1
会議棟1階	レセプション前トイレ	タイル	1
会議棟1階	第1特別室トイレ	石材タイル	1
会議棟1階	VIP前トイレ	タイル	1
会議棟2階	第2特別室トイレ	タイル	1

リストG；硬質床特別清掃

場 所		床材質	回数/年
会議棟1階	エントランスホール	御影石	2
会議棟1階	ホール階段	御影石	2
会議棟1階	VIP玄関ホール	御影石	2
サブ2階	サブエントランスホール	御影石	2
サブ2階	風除室	御影石	2
その他	VIP玄関	御影石	2
メイン2階	メインエントランスホール	御影石	2
メイン2階	風除室	御影石	2
メイン2階	エレベーターホール	御影石	2
サブアリーナ	第1更衣室	タイル	2
サブアリーナ	第2更衣室	タイル	2
サブアリーナ	第3更衣室	タイル	2
サブアリーナ	第4更衣室	タイル	2
サブアリーナ	第5更衣室	タイル	2
サブアリーナ	第6更衣室	タイル	2
サブアリーナ	第7更衣室	タイル	2
サブアリーナ	第8更衣室	タイル	2
メイン3階	スカイデッキ	石材タイル	1
メイン3階	東ペテストリアンデッキ	石材タイル	1
メイン3階	南ペテストリアンデッキ	石材タイル	1
メイン3階	西ペテストリアンデッキ	石材タイル	1

リストH；繊維床特別清掃

場 所		床材質	回数/年
会議棟1階	ラウンジ通路	タイルカーペット	1
会議棟1階	国際会議室	タイルカーペット	1
会議棟1階	第3会議室	タイルカーペット	1
会議棟1階	VIP廊下・通訳室通路	タイルカーペット	1
会議棟1階	階段室1	タイルカーペット	1
会議棟2階	ラウンジ	タイルカーペット	1
会議棟2階	役員室	タイルカーペット	1
会議棟2階	管理事務所	タイルカーペット	1
会議棟2階	応接室	タイルカーペット	1
会議棟2階	第5会議室	タイルカーペット	1

場 所		床材質	回数/年
会議棟 2階	特室・会議室前廊下	タイルカーペット	1
会議棟 2階	事務所通路・更衣室打合せ室	タイルカーペット	1
サブ1階	控室	タイルカーペット	1
サブ1階	放送室	タイルカーペット	1
サブ1階	東側階段（階段室2）	タイルカーペット	1
サブ1階	西側階段（階段室3）	タイルカーペット	1
サブ1階	避難通路 東側	タイルカーペット	1
サブ1階	避難通路 西側	タイルカーペット	1
サブ2階	観客席 床	タイルカーペット	1
サブ2階	観客席 通路	タイルカーペット	1
メイン2階	休憩室・記者室・記録室	タイルカーペット	1
メイン2階	本部・役員室	タイルカーペット	1
メイン2階	控室3	タイルカーペット	1
メイン2階	控室5	タイルカーペット	1
メイン3階	階段室9・10（VIP観客席）	タイルカーペット	1
会議棟 1階	ラウンジ	絨毯	1
会議棟 1階	レセプションルーム	絨毯	1
会議棟 1階	第1特別室	絨毯	1
会議棟 1階	第4会議室	絨毯	1
会議棟 2階	第2特別室	絨毯	1
メイン3階	観客席 床	カーペット	1
メイン3階	観客席 通路	カーペット	1
メイン3階	観客席（可動席）床	カーペット	1

リストI；弾性床特別清掃

場 所		床材質	回数/年
サブ1階	サブアリーナ前廊下	ビニールタイル	2
サブ1階	通用口廊下	ビニールタイル	2
サブ1階	情報コーナー	ビニールタイル	2
サブ1階	電話コーナー	ビニールタイル	2
会議棟 1階	レセプション横廊下	塩ビシート	2
会議棟 1階	パントリー	塩ビシート	2
会議棟 1階	給湯室	塩ビシート	2
会議棟 2階	事務所給湯室	塩ビシート	2
会議棟 2階	給湯室	塩ビシート	2
会議棟 2階	レストラン食堂	塩ビシート	2
サブ1階	警備室・トレーナ室	塩ビシート	2
サブ1階	トレーニングルーム	塩ビシート	2
サブ1階	第1・2更衣室	塩ビシート	2
メイン2階	メインアリーナ 回廊	塩ビシート	2
メイン2階	第3・4・5更衣室	塩ビシート	2
メイン2階	控室4	塩ビシート	2
メイン2階	第2会議室	塩ビシート	2
メイン2階	搬入事務室	塩ビシート	2

場 所		床材質	回数/年
メイン2階	第6・7・8更衣室	塩ビシート	2
メイン2階	第1会議室	塩ビシート	2
メイン2階	医務室	塩ビシート	2
メイン2階	階段室5・6（A側階段）	塩ビシート	2
メイン2階	階段室7・8（E側階段）	塩ビシート	2
メイン3階	ロビー北側	塩ビシート	2
メイン3階	ロビー東側	塩ビシート	2
メイン3階	ロビー南側	塩ビシート	2
メイン3階	ロビー西側	塩ビシート	2
メイン3階	3階 回廊	塩ビシート	2
メイン3階	自販機コーナー	塩ビシート	2
メイン3階	電話コーナー	塩ビシート	2
メイン3階	売店コーナー	塩ビシート	2

リストJ；ガラス・サッシ枠特別清掃

場 所		面積	回数/年
施設内	ガラス・サッシ枠	1282	2

リストK；巡回日常清掃

場 所		床素材	備 考
会議棟1階	エントランスホール	御影石	イベント等の利用時
会議棟1階	ホール階段	御影石	イベント等の利用時
会議棟1階	VIP玄関ホール	御影石	イベント等の利用時
サブ1階	情報コーナ	ビニールタイル	イベント等の利用時
会議棟1階	レセプション	タイル	イベント等の利用時
会議棟2階	トイレ	タイル	イベント等の利用時
サブ1階	トイレ	タイル	イベント等の利用時
サブ2階	トイレ	タイル	イベント等の利用時
メイン2階	トイレA・B・C・E・G・H	タイル	イベント等の利用時
メイン3階	トイレA～G	タイル	イベント等の利用時
会議棟1階	VIP前トイレ	石材タイル	イベント等の利用時

ゴミ処分量；年間20,000Kg程度（3日に1回以上の処分・運搬）

〔参考〕年間ゴミ排出量（過去3ヵ月実績）委託者より聴取

ゴミの種類	月数量 (kg)	年間数量 (kg)
可燃物	900	10,800
不燃物	300	3,600
リサイクル（新聞・雑誌・ダンボール）	450	5,400
計	1,650	19,800

清掃業務詳細仕様書

I 定期清掃・巡回日常清掃

I-1 玄関ホール

1. 床の清掃

除塵	自在ほうき又はフロアーダスターによる除塵 バフingパッド方式又はパウダー方式によりクリーニングを行う。なお、方法は特記による。
隅	自在ほうき、広い場所はフロアーダスター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
水拭き	部分水拭き（汚れの目立つ部分は、モップで水拭きする。）

2. 床以外の清掃

フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵
扉ガラス	部分拭き	汚れの目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きをする。
什器	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。
灰皿	吸殻収集	吸殻を収集し、灰皿はタオルで拭く。
ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで拭き及び乾拭きをする。
金属部分	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。

3. 日常巡回清掃

床 [弾性床・硬質床]	部分水拭き	汚れ、水滴等が付着した部分はモップで拭く。
灰皿	吸殻収集	灰皿を点検して、吸殻を収集し、タオルで拭く。
ごみ箱	ごみ収集	
フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵する。

I-2 事務所

1. 床の清掃

弾性床	除塵	自在ほうき又はフローアースターによる除塵 隅は自在ほうき、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
	部分水拭き	汚れが目立つ部分は、モップで水拭きをする。
繊維床	除塵	真空掃除機で除塵する。(容易に除去できるしみ取りを含む)

2. 床以外の清掃

ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。
-----	------	--------------------------------------

I-3 会議室

1. 床の清掃

弾性床	除塵	自在ほうき又はフローアースターによる除塵 隅は自在ほうき、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
	部分水拭き	汚れが目立つ部分は、モップで水拭きをする。
繊維床	除塵	真空掃除機で除塵する。(容易に除去できるしみ取りを含む)

2. 床以外の清掃

ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。
什器備品	拭き	タオルで水拭きをする。汚れは、適正洗剤を用いて除去する。
窓台	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。
	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。

I-4 廊下及びエレベーターホール

1. 床の清掃

弾性床 硬質床	除塵	自在ほうき又はフローアースターによる除塵 隅は自在ほうき、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
	部分水拭き	汚れが目立つ部分は、モップで水拭きをする。

繊維床	除塵	真空掃除機で除塵する。(容易に除去できるしみ取りを含む)
-----	----	------------------------------

2. 床以外の清掃

ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。
-----	------	--------------------------------------

3. 日常巡回清掃

弾性床 硬質床	部分水拭き	汚れ、水滴等が付着した部分は、モップで拭く
繊維床	除塵	汚れ等が付着した部分は、カーペットスィーパーで回収して除塵する。
ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集する。

I-5 便所及び洗面所

1. 床の清掃

弾性床 硬質床	除塵	自在ほうき又はフローアダスターによる除塵 隅は自在ほうき、広い場所はフローアダスター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
	部分水拭き	汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをする。

2. 床以外の清掃

ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。
扉及び便所面 台のへだて	部分拭き	汚れた部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。
洗面台及び 水栓	拭き	スポンジで適正散在を塗布し、洗浄のうえ、タオルで拭く。
鏡	拭き	適正洗剤を用いて乾拭きする。
衛生陶器	洗浄	適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。
衛生消耗品	補充	トイレットペーパー、水石鹼を補充する。
汚物容器	汚物収集	内容物を収集し、容器の外面で汚れた部分はタオルで拭き及び乾拭きする。

3. 日常巡回清掃

床 [弾性床・硬質床]	部分水拭き	汚れ、水滴等が付着した部分はモップで拭く。
ごみ箱	ごみ収集	
洗面台	拭き	汚れた部分は、タオルを用いて拭く。
鏡	拭き	汚れた部分は、タオルを用いて拭く。
衛生陶器	洗浄	汚れた部分は、適正洗剤で洗浄し、拭く。
衛生消耗品	補充	トイレトペーパー、水石鹼を補充する。
汚物容器	汚物収集	内容物を収集する。

I-6 湯 沸 室

1. 床の清掃

弾性床	除塵	自在ほうき又はフローアースターによる除塵 隅は自在ほうき、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
	全面水拭き	全面をモップで水拭きをする。

2. 床以外の清掃

流し台	洗浄	中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。
厨芥収集	厨芥収集	容器を適正洗剤で清掃する。

3. 日常巡回清掃

床 [弾性床・硬質床]	部分水拭き	汚れ、水滴等が付着した部分はモップで拭く。
----------------	-------	-----------------------

I-7 エレベーター

1. 床の清掃

弾性床	除塵	真空掃除機で吸塵する。
	部分水拭き	汚れ、水滴等が付着した部分は、モップで拭く

硬質床	除塵	自在ほうき又はフローアダスターによる除塵 隅は自在ほうき、広い場所はフローアダスター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
	部分水拭き	汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをする。
フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵する。

2. 床以外の清掃

壁・扉・操作盤	部分拭き	汚れた部分は、水拭き又は適正洗剤で拭く。
扉溝	除塵	真空掃除機で吸塵する。

3. 日常巡回清掃

床 [弾性床・硬質床]	部分水拭き	汚れ、水滴等が付着した部分はモップで拭く。
----------------	-------	-----------------------

I-8 階 段

1. 床の清掃

弾性床	除塵	自在ほうき又はフローアダスターによる除塵 隅は自在ほうき、広い場所はフローアダスター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
	全面水拭き	汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをする。
硬質床	除塵	自在ほうき又はフローアダスターによる除塵 隅は自在ほうき、広い場所はフローアダスター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
	部分水拭き	汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをする。
繊維床	除塵	真空掃除機で吸塵する。(容易に除去できるしみ取りを含む)

2. 床以外の清掃

手すり	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。
窓台	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。
	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。

I-9 メイン・サブアリーナフロアー

1. 床の清掃

フローリング	除塵	全面モップで乾拭きをする。
--------	----	---------------

I-10 アリーナ観客席床

1. 床の清掃

繊維床	除塵	真空掃除機による除塵
	しみ取り	しみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤（水溶性又は油性）を用いて、しみを取る。

2. 床以外の清掃

手すり	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。
窓台	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。
	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。

I-11 アリーナ観客席（布地椅子）

[メインアリーナ 固定数 ; 4,890 席・可動席 2,180 席 / サブアリーナ 固定席 1,002 席]

繊維床	除塵	真空掃除機による除塵
	しみ取り	しみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤（水溶性又は油性）を用いて、しみを取る。

I-12 シャワールーム及び脱衣室

1. 床の清掃

硬質床 〔浴室・シャワーブース内〕	洗浄	適正洗剤を用いて、モップ又はタオルで洗剤拭き及び水拭きをする。
弾性床又は 木床 〔更衣室〕	除塵	①自在ほうき又はフロアーダスターによる除塵 隅は自在ほうき、広い場所はフロアーダスター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する ②真空掃除機を併用する除塵 隅は自在ほうき、広い場所はフロアーダスター又は自在ほうきで掃

		き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
	拭き	適正洗剤を用いて、ブラシ又は床磨き機により洗浄し、水洗いする。
繊維床	除塵	真空掃除機で吸塵する。(容易に除去できるしみ取りを含む)

2. 床以外の清掃

壁 (浴室・シャワーブース内)	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。
ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする
扉	部分拭き	汚れた部分を水拭き又は適正洗剤を用いて除去する。
洗面台	拭き	スポンジで専用洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。
鏡	拭き	乾拭き及び適正洗剤を用いて仕上げる。
椅子・洗面器	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭き、整理する。
水栓・シャワー 一金具等	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く
排水口	ごみ収集	ごみを収集し、目皿を水で洗う。
足拭きマット	乾燥	足拭きマットを乾燥させる
脱衣箱、脱衣籠	拭き	タオルで拭き、整理する。
消耗品	補充	指定された消耗品（石鹸、ペーパー類）を補充する。

I-13 屋外周辺

出入口軒先・デッキ等の建物周辺

除塵	自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
----	----------------------------

水拭き	汚れが目立つ部分をモップで水拭きする。
-----	---------------------

I-14 その他清掃

1. 建物周辺インターロッキング

拾い掃き	ごみ・落ち葉等の拾い掃き。巡回して粗ごみを拾う。
------	--------------------------

2. 緑地帯

拾い・掃き	ごみ・落ち葉等の拾い掃き。巡回して粗ごみを拾う。
散水	湯水時に軽微な散水をする

3. 照明器具

拭き	適正洗剤を用いて管球、反射板、カバー等を拭き、水拭きして仕上げる。 汚れが落ちない場合は、更に適正洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。
----	--

II ゴミ収集

II-1 ごみ収集

1. 中継所から集積所までの運搬

- ・ごみ中継所に集められたごみ・吸殻等は、区別して集積所まで運搬する。

2. 分別

- ・集められたごみは、種類ごとに分別する。

3. 梱包

- ・集められたごみは、適当な分量に梱包する。

II-2 年間ゴミ処分量 20,000 kg程度

1. 年間ゴミ処理想定量

- ・可燃物 10,800kg 程度、不燃物 3,600 kg程度、リサイクルゴミ 5,400 kg

2. 回収回数

- ①最低3日に1回は、回収し、伊勢市清掃センターまで運搬し、処分をすること。
- ②サンアリーナ周辺から出たゴミ年間 20,000 kgまで処分すること。

III 特別定期清掃

III-1 トイレ

床・壁面・洗面台・扉及び便所面台洗浄（床保護剤が塗布されていない場合）

- ①椅子等軽微な什器の移動を行う。
- ②床面・壁面・洗面台・扉及び便所面台の除塵を行う。
 - 7. 自在ほうき又はフローアースターによる除塵
隅は自在ほうき、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
 - 4. 真空掃除機を併用する除塵
隅は真空掃除機で、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
- ③床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないよう塗布する。
- ④洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。
- ⑤吸水機又は床用スクイジーで汚水を除去する。
- ⑥全面をモップで2回以上水拭きをして、汚水や洗浄分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
- ⑦移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。

Ⅲ-2 御影石・石材タイル

一般床洗浄（床保護剤が塗布されていない場合）

- ①椅子等軽微な什器の移動を行う。
- ②床面の除塵を行う。
 - 7. 自在ほうき又はフローアースターによる除塵
隅は自在ほうき、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
 - 4. 真空掃除機を併用する除塵
隅は真空掃除機で、広い場所はフローアースター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
- ③面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないよう塗布する。
- ④浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。
- ⑤吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。
- ⑥全面をモップで2回以上水拭きをして、汚水や洗浄分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
- ⑦移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。

Ⅲ-3 絨毯・タイルカーペット

除塵	①真空掃除機で吸塵する。（容易に除去できるしみ取りを含む） ②カーペットスリーパーによる除塵 床表面の粗ごみをカーペットスリーパーで回収して除陣する。
しみ取り	しみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤（水溶性又は油溶性）を用いて、しみを取る。
補修 〔スポットクリーニング〕	バフイングパッド方式又はパウダー方式によりクリーニングを行う。
洗浄 〔全面クリーニング〕	カーペット床全面を清掃し、丁寧に汚れを除去する。

Ⅲ-4 ビニールタイル・塩ビシート

表面洗浄を行う。ただし、汚れの目立つ部分については、剥離線洗浄を行う。

1. 表面洗浄

- ①椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、線浄水の浸入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。

②床面の除塵を行う。

7. 自在ほうき又はフロアーダスターによる除塵

隅は自在ほうき、広い場所はフロアーダスター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。

4. 真空掃除機を併用する除塵

隅は真空掃除機で、広い場所はフロアーダスター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所まで搬出する。

③床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。

④洗浄用パッド（赤）を装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。

⑤吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。

⑥床全面をモップで2回以上水拭きして、汚水や洗浄分を除去した後、十分に乾燥させる。

⑦樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないよう格子塗りをし、十分に乾燥する。

⑧樹脂床維持剤の塗布回数は、原則として1回（格子塗り）とする。

⑨移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。

2. 剥離洗浄

①椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の浸入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。

②床面の除塵を行う。

7. 自在ほうき又はフロアーダスターによる除塵

隅は自在ほうき、広い場所はフロアーダスター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する

4. 真空掃除機を併用する除塵

隅は真空掃除機で、広い場所はフロアーダスター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所まで搬出する

③剥離用パッド（黒）を装着した床磨き機で洗浄する。

④吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。

⑤剥離状況を点検し、不十分な箇所がある場合は、再度剥離作業を行う。

⑥床剤表面を中和させるため、床磨き機で水洗いを行う。

⑦吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。

⑧床全面をモップで3回以上水拭きして、汚水や剥離剤を除去した後、十分に乾燥させる。

⑨樹脂床維持剤をモップで、塗り残しや塗りむらのないよう格子塗りをし、十分に乾燥した後塗り重ねる。

⑩樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は、3回（格子塗り）とする。

3. 補修（空バフing〔スプレークリーニング〕）

①汚れた部分は、水又は専用補修液をスプレーし、パッド（赤又は白）を装着した床磨き機で乾燥するまで研磨する。なお、汚れが目立つ場合は、適正に希釈した表面洗浄用洗剤を用いる。

②削り取られたかすを取り除き、スプレーバフingを行った箇所を水拭きした後、樹脂床維持剤を塗布して補修する。

Ⅲ-5 ガラス・サッシ

1. 作業資格者

①2m以上の高所作業を行う場合の作業員は、労働安全衛生法による講習を受講し修了証を携帯している者又は高所作業車運転技能講習修了書とする。

②ゴンドラ作業を行う作業員は、ゴンドラ安全規則の講習修了者とする。

2. 窓ガラス洗浄

ガラス面に水又は中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、窓用スクイジーで汚水を除去する。

- ①ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。
- ②ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。なお、熱線反射ガラスは金属皮膜が施されているため窓用スクイジー等で傷をつけないよう作業を行うとともに、微粉塵によって傷がつくおそれがあるので、水又は洗剤液を十分に塗布してからスクイジー操作又は作業を行う。さらに、金属皮膜は、強酸性洗剤や強アルカリ性洗剤等に影響を受けるので、水又は中性洗剤を使用する。また、飛散防止等を目的としてガラス面にフィルムが貼られている場合も、同様に行う。

3. 外部建具

- ①刷毛又は真空掃除機等で建具の表面や溝の除塵をする。
- ②適正洗剤を用いて汚れを磨き洗いして除去し、汚水を拭き取る。
- ③タオルで水拭きを行い、乾拭きをして仕上げる。

環境管理業務仕様書

1. 件 名
三重県サンアリーナ設備運転管理委託業務
2. 委 託 内 容
本委託業務は、県営サンアリーナの施設の受水槽、冷却塔の水質検査及び受水槽、貯湯槽の点検清掃、ネズミ・害虫の防除、照度及び空気環境、煤煙の測定とする。
3. 一 般 事 項
本仕様書は委託契約書に付随する約款の下で適用されるものとする。
4. 契 約 期 間
委託契約書及び約款に記載する通りとする。
5. 業 務 場 所
伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地 4 三重県営サンアリーナ内
6. 業 務 の 内 容
本契約にかかる設備運転管理業務の種類は以下の通りとする。
(1) 環境管理業務…別記 1
7. 作業従事者及び保有資格
(1) 乙は、本委託業務を遂行するため作業従事者の中で、ビルメンテナンス協会指定の作業資格を有していること。
8. 管 理 指 針 値
点検にあたっての管理指針値（標準値又は許容値）は、乙の推奨する標準値、許容値又は製造業者等の規格値も準用するものとする。
9. 提 出 書 類
乙が本委託業務を履行するにあたっては、以下の書類等を提出すること。
(1) 月間作業計画書
乙は月毎に作業当該月の前月末までに、業務履行上の問題点や実施スケジュール等について、甲と十分協議を行い、下記事項を記載した作業計画書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲の指示（承諾）により記載内容を含め一部を省略することができる。
ア. 作業概要
イ. 全体行程表
ウ. 作業工程表
エ. 作業組織表（常駐作業従事者以外の作業従事者による作業の場合）
オ. 作業項目、点検項目、点検要領書等
カ. その他必要なもの
① 乙は、作業計画書の内容に変更が生じた場合にはその都度、原則として当該作業に着手する前に変更に関する事項について変更計画書を提出しなければならない。
② 乙が項目、内容その他について補足を求めた場合は、追記した作業計画書を提出しなければならない。

別記 1

環境管理業務

名称	業務内容	点検回数
給水設備	・受水槽の法定清掃	年 1 回
	・飲料水の法定水質測定(水の色・濁り・臭い・味・PH・残留塩素)	週 1 回
	・飲料水の法定水質検査(一般項目)	年 2 回
	・飲料水の法定水質検査(トリハロメタン関係と一般項目)	年 1 回
	・雑用水の水質検査(大腸菌群・濁度)	年 6 回
その他	・室内空気環境測定	年 6 回
	・鼠の防除	年 2 回
	・害虫の防除	年 2 回
	・排気煤煙濃度測定	年 2 回

周辺緑地維持管理業務仕様書

1. 件 名
三重県サンアリーナ周辺緑地維持管理委託業務
2. 委 託 内 容
本委託業務は、県営サンアリーナの来館者が快適に過ごせるように空間、景観を確保するための、サンアリーナ管理地内緑地の維持管理を主たる業務とする。
3. 一 般 事 項
本仕様書は委託契約書に付随する約款の下で適用されるものとする。
4. 契 約 期 間
委託契約書及び約款に記載する通りとする。
5. 業 務 場 所
伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地の 4 三重県営サンアリーナ管理地内
6. 業 務 の 内 容
「2. 委託内容」に記載する目的を達成するため、除草、芝刈り、樹木剪定等を行うものであり、年間を通じ貸館利用状況に応じて別記1「施工内訳表」に基づき適切に管理すること。
7. 利 用 者 優 先
乙は、本委託業務を履行するにあたり、来館利用者の安全や利用便宜を阻害しないよう配慮すること。
8. 提 出 書 類
乙が本委託業務を履行するにあたっては、以下の書類等を提出すること。
 - (1) 作業計画書
乙は、作業当該月の前月末までに、業務履行上の問題点や実施スケジュール等について甲と十分協議を行い、下記事項を記載した作業計画書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、委託者の指示（承諾）により記載内容を含め一部を省略することができる。
 - ア. 作業概要
 - イ. 全体行程表
 - ウ. 作業工程表
 - エ. 作業組織表
 - オ. 作業項目、点検項目、点検要領書等
 - カ. その他必要なもの
 - ① 乙は、作業計画書の内容に変更が生じた場合にはその都度、原則として当該作業に着手する前に変更に関する事項について変更計画書を提出しなければならない。
 - ② 甲が項目、内容その他について補足を求めた場合は、追記した作業計画書を提出しなければならない。
 - (2) 作業実施報告書
 - ア. 乙は作業の結果報告書を作成し、甲に提出しなければならない。
 - イ. 実施時の写真を工種毎に撮影し、工種、内容等を記入の上整理し、作業実施報告書に

添えて提出すること。

(3) その他の報告

- ア. 設作業実施において対象施設等に不具合や異常が発見された場合、乙は直ちにその旨、甲に報告すること。
- イ. その他必要なもの、緊急を要するものは、その都度提出する。

施工内訳表

	費目	樹種等	施工名称	数量	単位	備 考
剪定業務	高木管理	ケヤキ	剪定 (冬期 1 回)	19	本	
		クスノキ	剪定 (冬期 1 回)	14	本	
		サクラ	剪定 (冬期 1 回)	5	本	
	亜高木管理	ウメ	剪定 (夏期 1 回)	2	本	
		ヤマモモ	剪定 (夏期 1 回)	8	本	
		モミジ	剪定 (夏期 1 回)	2	本	
		ヒイラギモクセイ	剪定 (夏期 1 回)	2	本	
		アラカシ	剪定 (夏期 1 回)	2	本	
		クロガネモチ	剪定 (夏期 1 回)	4	本	
		スダジイ	剪定 (夏期 1 回)	10	本	
		サザンカ	剪定 (夏期 1 回)	43	本	
		キンモクセイ	剪定 (夏期 1 回)	65	本	
	低木管理	寄せ植え	剪定 (夏期 1 回)	2,577	m ²	
他管理	剪定枝等処分費	年間 1500kg 程度	1	式		
防虫害防除業務	高木管理	ケヤキ	防虫害防除 (1 回)	19	本	
		クスノキ	防虫害防除 (1 回)	14	本	
		サクラ	防虫害防除 (1 回)	5	本	
	亜高木管理	ウメ	防虫害防除 (1 回)	2	本	
		ヤマモモ	防虫害防除 (1 回)	8	本	
		モミジ	防虫害防除 (1 回)	2	本	
		ヒイラギモクセイ	防虫害防除 (1 回)	2	本	
		アラカシ	防虫害防除 (1 回)	2	本	
		クロガネモチ	防虫害防除 (1 回)	4	本	
		スダジイ	防虫害防除 (1 回)	10	本	
		サザンカ	防虫害防除 (1 回)	43	本	
		キンモクセイ	防虫害防除 (1 回)	65	本	
	低木管理	寄せ植え	防虫害防除 (1 回)	2,577	m ²	
	高木管理	ケヤキ	施肥 (冬期 1 回)	19	本	1 本当り 50g
		クスノキ	施肥 (冬期 1 回)	14	本	1 本当り 50g
		サクラ	施肥 (冬期 1 回)	5	本	1 本当り 100g
	亜高木管理	ウメ	施肥 (冬期 1 回)	2	本	1 本当り 50g
		ヤマモモ	施肥 (冬期 1 回)	8	本	1 本当り 25g
		モミジ	施肥 (冬期 1 回)	2	本	1 本当り 25g
		ヒイラギモクセイ	施肥 (冬期 1 回)	2	本	1 本当り 25g
		アラカシ	施肥 (冬期 1 回)	2	本	1 本当り 25g

	費目	樹種等	施工名称	数量	単位	備考
	亜高木管理	クログネモチ	施肥（冬期1回）	4	本	1本当り 25g
		スタジイ	施肥（冬期1回）	10	本	1本当り 50g
		サザンカ	施肥（冬期1回）	43	本	1本当り 25g
		キンモクセイ	施肥（冬期1回）	65	本	1本当り 25g
	低木管理	寄せ植え	施肥（冬期1回）	2,577	m ²	

費目・工種・施工名称	回数	数量	単位	備考
芝生刈込	年2回	2,808	m ²	
芝生施肥	年1回	1,404	m ²	
芝生除草剤散布	年1回	1,404	m ²	
抜根除草	年2回	1,918	m ²	
日本庭園管理	年6回			砂利敷部 抜根除草・砂利模様付
緑地散水管理	年20回			

※施肥・防虫害防除については、管理の状況に応じて施工を行うかどうかを決める。

※A駐車場及び職員駐車場の緑地も含む。

浄化槽維持管理業務仕様書

1. 件 名
三重県サンアリーナ浄化槽維持管理委託業務
2. 委 託 内 容
本委託業務は、県営サンアリーナの施設に設置されている合併処理浄化槽の正常な性能、機能を維持し適正な運転が行われるため、施設・設備の保守管理、水質検査ならびに汚泥抜き取りを主たる業務とする。
3. 一 般 事 項
本仕様書は委託契約書に付随する約款の下で適用されるものとする。
4. 契 約 期 間
委託契約書及び約款に記載する通りとする。
5. 業 務 場 所
伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地 4 三重県営サンアリーナ内
6. 業 務 の 内 容
合併処理浄化槽の維持管理は、浄化槽法及び厚生労働省関係浄化槽法施行規則第 2 条（保安点検の技術上の基準）によるもののほか、次の業務を実施するものとする。
 - (1) ポンプ類、破碎機、送風機等の電圧電流、給油状況、異音の有無、振動の有無、ポンプ類の揚水状況、軸受の発熱の有無、レベルスイッチの点検調整
 - (2) スクリーン及び沈砂地の状況、流入水量の状況、それに伴うスクリーンかす及び汚泥、土砂の場外搬出作業
 - (3) ばっ気槽混合液の色相、臭気、水素イオン濃度、30 分沈降汚泥の状況、送気量の調整及び返送汚泥量調査
 - (4) 沈澱地のスカム及び汚泥の除去、調整
 - (5) 処理水の水温、色相、臭気、透明度、水素イオン濃度等の簡易水質検査
 - (6) 放流水の残留塩素検査、消毒薬品の有無、補充
 - (7) 法令に基づく放流水の水質試験検査
検査項目は下記の通りとする。
 - ア. 月 1 回 検査項目
PH、BOD、遊離残留塩素、全窒素、全リン、COD、SS、大腸菌群数
 - イ. 週 1 回 検査項目
COD、T-N、T-P
 - (8) 機械室内、処理施設内の清掃
 - (9) オイル、小規模用品等の消耗品の補充
7. 定 期 作 業
乙は合併処理浄化槽の正常な機能を維持するため、別記 1「作業明細書」に従い、定期的に資格を有する技術者を派遣し、維持管理業務を実施しなければならない。
8. 緊 急 作 業
乙は、定期の作業のほか、事故又は故障等により、甲の要請があれば、ただちに技術者を派遣して、修理調整を行わなければならない。これらに要する費用は、原則として乙の負担とする。

9. 部品交換等

通常の点検、保守において交換する消耗品、部品等は乙の負担とする。ただし、通常点検、保守による当該設備の性能、機能維持水準を大きく超える事故、故障の修理の場合あるいは機器の経年劣化に伴い消耗品が大量に発生する場合は、甲乙が誠意を持って協議し負担方法を決定するものとする。

10. 提出書類

乙が本委託業務を履行するにあたっては、以下の書類等を提出すること。

(1) 作業実施報告書

ア. 乙は、作業実施後結果報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

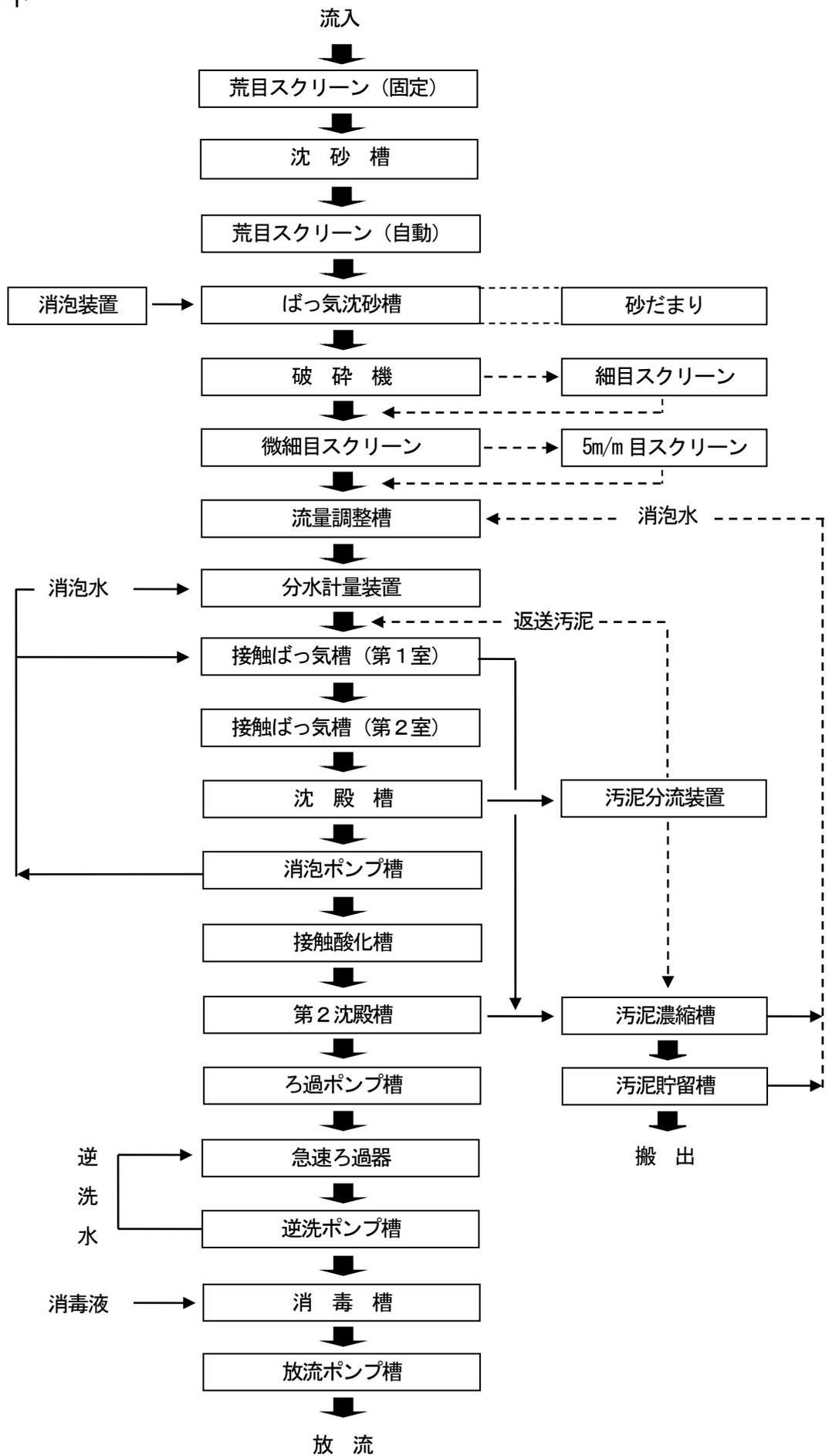
イ. 主要な定期点検作業については、実施時の写真を工種毎に撮影し、工種、内容等を記入の上整理し、月間作業実施報告書に添えて提出すること。

(2) その他の報告

ア. 作業実施において対象施設、機器の機能その他に不具合や異常がある場合、または劣化が発見された場合には、随時速やかに甲に報告すること。なお、必要に応じ劣化状況を示す写真及び図面を提出する。

イ. その他必要なもの、緊急を要するものは、その都度提出する。

フローシート



別記 1

作 業 明 細 書

工 種	内 訳	数量	単位	摘 要
	三重県営サンアリーナ浄化槽維持管理委託業務			
保守管理業務	直接人件費	52	回	
	車輛費	52	回	
	薬剤代	1	式	
水質検査業務	月 1 回検査項目	12	回	PH・BOD・遊離残留・全窒素・全リン・COD・SS・大腸菌群数
	週 1 回検査項目	40	回	COD・T-N・T-P
	検体の運搬収集料金	52	回	
汚泥抜き取り業務		150	m ³	

MOVIN' OTIS MAINTENANCE 仕様書

MOVIN' OTIS MAINTENANCE (ムービン オーチス メンテナンス) は遠隔監視機能を装備したエレベーター(以下「エレベーター」という。)の運転状態を24時間365日遠隔監視を行い予防保守を実施し、エレベーター各機器の機能を常時適性に発揮させて、安全かつ良好な運転状態を維持させるため次の条項を実施します。

1. 遠隔監視

- (1) エレベーターの運転状態を遠隔監視装置により日本オーチス・エレベータ株式会社サービス情報センター(以下「情報センター」という。)で監視します。
- (2) 情報センターでは受信専門技術者が24時間待機しております。

2. 遠隔監視通報メッセージの種類

- (1) 閉じ込め故障
- (2) 起動不能
- (3) 戸開閉不良
- (4) 安全装置作動
- (5) 電源異常
- (6) 基準設定値頻度異常(着床不良、戸反転等)
- (7) その他警報(アラーム)
- (8) その他注意報(アラート)

3. エレベーターから情報センターへの直話サービス

エレベーターかご内から情報センターへ次のような場合は直接通話ができます。

- (1) 閉じ込め故障

4. 定期点検

運行データの分析を実施して定期的に技術者を派遣し、機械装置の点検、清掃、給油及び調整を行います。

5. 部品及び機器の修理、取り替え、調整

- (1) 運行データの分析を通じて機器の機能維持に必要と判断した場合は、直ちに部品の修理もしくは取り替え、調整を行います。
- (2) 修理、取り替え及び調整の範囲は、MOVIN' OTIS MAINTENANCE 契約範囲一覧表のとおりです。

6. 部品の常備

金属性のキャビネットを機械室に設置し、次の部品を常備します。

- (1) 保守用部品
- (2) 小修理用部品
- (3) 油脂類

7. 故障対応

万一故障が発生した場合は、情報センターから速やかに技術者を派遣し、適切な処置を行います。

8. 精密検査

必要に応じ監督技術者を派遣し、総合的に機械装置の精密検査を行います。

9. 報告書

遠隔監視の結果を定期的に提出します。

10. 建築基準法に準じた定期検査

建築基準法(第12条)で定める定期検査に準じた点検、検査を行います。

MOVIN' OTIS MAINTENANCE

契約範囲一覧表

1. 契約に含まれる修理、取替、調整の範囲は次の通りとする。

電 動 機	(1) 巻線及び回転子 (2) 軸受
油 圧 機 器	(3) ポンプ装置 (4) バルブ装置 (5) サイレンサー装置 (6) オイルタンク、フィルター
制 御 盤	(7) 抵抗、コンデンサー、スイッチ、リレー、ヒューズ類、ブレーカー、 トランス、プリント基板、配線材 (8) 遠隔監視装置
調 速 機	(9) 張り車、軸受及びその付属部品
か ご 関 係	(10) かごガイド・シュー及びその付属部品 (11) かご非常止め装置 (12) 運転操作盤の付属部品 (13) 扉開閉装置及びその付属部品 (14) 扉安全装置及びその付属部品 (15) ドア・ガイドシュー、ドア・ハンガー及びその付属部品 (16) 光センサー及びその付属部品 (17) 階床表示装置及びその付属部品 (18) 換気装置の部品 (19) 照明部品(ランプ類含む) (20) インターホン (21) 停電灯装置 (22) 積載超過装置及びその付属部品
ホール信号装 置	(23) 外呼ボタン及びその付属部品 (24) 階床表示装置及びその付属部品 (25) 到着灯、予約灯、チャイム及びその付属部品
外 扉 装 置	(26) ドア・スイッチ及びその付属部品 (27) ドア・クローザー及びその付 属部品 (28) 扉解錠機構装置及びその付属部品 (29) ドア・ハンガー及びその付属部品(ローラー・ガイドシュー含む)
昇降路関係	(30) プランジャー綱車 (31) 巻上用ロープ (32) 調速機ロープ (33) 移動ケーブル (34) リミット・スイッチ及びその付属部品 (35) 位置検出装置及びその付属部品
ピット関係	(36) 緩衝器(油圧又はスプリング型)及びその付属部品
そ の 他	(37) 電気配管配線一式(但し昇降路外配管配線を除く)

※ 機種によっては、仕様が異なる。

2. 契約に含まれないものは次の通りとする。

- (1) 機械室内建物付属設備(照明・換気・空調設備およびスイッチなど)
- (2) 昇降路周壁
- (3) 次の項目およびその意匠部分に対する仕上直し(塗装メッキ直し)、修理または取替清掃
 - 1. かご室内扉およびパネル天井
 - 2. 外扉および三方枠
 - 3. 敷居
 - 4. かご床タイル
 - 5. 換気装置カバー
 - 6. 外呼ボタンプレート
 - 7. 階床表示盤
 - 8. 運転操作盤
 - 9. 防犯モニターカメラ

REM 監視サービス契約書

株式会社スコルチャ三重（以下「甲」という。）および日本オーチス・エレベーター株式会社（以下「乙」という。）は、昇降機の保守・点検に関する甲乙間の2020年3月31日付契約（以下「原契約」という。）に基づく乙の業務に乙のREMエレベーター監視システム（甲の施設内に設置する監視装置と乙のサービス・センターとを電話回線で接続し、昇降機の運転状態を監視するシステムをいう。以下同じ。）による監視サービスを追加することに関し、以下の通り合意する。

第1条 甲および乙は、原契約に基づいて乙が実施すべきサービスにREMエレベーター監視システムによる監視サービスを追加することに合意する。

第2条 甲は、監視システムを稼働させるため、その施設内に監視装置を設置する。

第3条 第1条の監視サービスの範囲は次の通りとする。

- (1) 定期的に乙の技術者を甲の施設に派遣し、監視装置を点検・調整すること。
- (2) REMエレベーター監視システムにより昇降機の異常を発見した場合に直ちに技術員を派遣すること。
- (3) 監視装置の通常の使用の過程で故障が発生した場合に、乙が必要と認める修理および部品の取替をすること。
 2. 前条第3号の修理および取替には、昇降機の修理およびその部品の取替に関する原契約の規定を準用する。
 3. 原契約が点検契約である場合には、監視サービスは第1項第3号の修理および取替を含まないものとする。

第4条 乙は、監視装置を稼働させるための乙のソフトウェア（以下「REMソフトウェア」という。）を甲が監視装置上で使用することを認め、甲に対し、REMソフトウェアを収めたチップ（以下「ROMチップ」という。）3個を貸与する。

2. 甲は、REMソフトウェアを複製または解析し、その他REMソフトウェアにつき乙が有する技術上の秘密を害する行為をし、または第三者がこれらの行為をすることを許してはならない。
3. 本契約が終了した場合には、終了の理由のいかんを問わず、甲は直ちにROMチップを乙に返還しなければならない。

第5条 監視装置と乙のサービス・センターを接続する電話回線は、乙がその負担において開設し維持するものとする。

第6条 本契約に基づく契約料金は、保守契約書（エレベーター）に含むものとする。

第7条 昇降機の占有・管理の責任に関する原契約規定は、監視装置の占有・管理に準用する。

第8条 本契約は、2020年4月1日に効力を生じ、当事者の一方から他方に対する1カ月前の書面をもって解除されるまでその効力を有する。

2. 原契約が期間満了、解除その他の理由により終了した場合には、本契約も同時に終了する。
3. 当事者の一方が支払いを停止し、またはこれにつき破産、和議開始、更生手続開始、整理開始もしくは特別清算開始の申立があったときは、他方の当事者は直ちに本契約を解除することができる。

第9条 甲は、乙の書面による同意を得た場合を除き、本契約に基づくその権利・義務を第三者に移転することができない。

第10条 本契約締結前にREMエレベーター監視システムにつき甲乙間でなされた一切の取り決め、合意または約束は、本契約締結と同時にその効力を失う。

第11条 本契約に規定のない事項については原契約の規定を適用する。

舞台関係総合管理業務仕様書

1. 委託業務名称
三重県サンアリーナ舞台関係総合管理業務
2. 目 的
甲は乙に、三重県営サンアリーナ（以下「施設」という。）舞台関係設備機器（舞台機構・音響・照明・大型映像）の操作及び管理業務を本仕様書に基づき委託する。乙は会館運営、利用サービスの向上及び安全管理に配慮し、併せて利用者に対して適切な助言、指導、監督を行い、催し物の進行と効果が十分達せられるよう努めること。なお、当施設は、多目的施設であり、多種多様の催し物が開催されることから、その業務に対応できる舞台関係総合管理技術に熟知した技術員を出動させること。
3. 一 般 事 項
本仕様書は委託契約書に付随する約款の下で適用されるものとする。
4. 委 託 期 間
委託契約書及び約款に記載するとおりとする。
5. 業 務 場 所
伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地の 4 三重県営サンアリーナ内
6. 技術員の出動
 - (1) 乙は甲の出動派遣要求に基づき、必要な技術員を適時出動させること。
 - (2) 出動要請人数は、甲の指示どおりとする（業務、打合せ共）。ただし、イベント規模等により、乙が出動要請に不足等を覚えたときは、その都度協議するものとする。
技術員出動の基本単価における勤務時間は、原則午前 8 時 00 分から午後 10 時 00 分とする。ただし、貸館の状況により出動技術員の勤務時間が短縮される場合でも基本 1 日単価を払うものとする。
 - (3) 上記の基本勤務時間外の早出あるいは延長勤務が発生した場合は、以下の時間外料金を支払うものとする。

1) 早朝勤務	4 : 00 ~ 8 : 00	2,800 円/時間（税別）
2) 深夜勤務	22 : 00 ~ 28 : 00 (4 : 00)	2,600 円/時間（税別）
 - (4) 特に、打合せを目的とする出動において、勤務時間が 6 時間に満たない場合の 1 日単価は基本単価の 50%とする。
 - (5) 乙は、甲の事前打合せの為の出動要請が乙の甲への営業活動、及びその他業務と同じ日程で組まれた場合には、日数換算を行わない。
 - (6) 乙の出動業務が連続勤務となった場合、勤務終了から次の日の勤務開始時間が 8 時間を切った場合には甲は、宿泊費用補填をおこなう。補填額は、1 日あたり 5,000 円とする。
 - (7) 催事の元請又はそれに準ずる立場にある業者が乙であってその受注業務に舞台関係管理業務が含まれる場合、本委託契約に基づく舞台関係技術者の出動については、催事の規模、内容等により、その都度協議して決めることとする。
7. 業務の内容
 - (1) 当施設は多目的施設であり、多種多様の催し物に応じた、舞台機構・舞台音響・舞台照明等の施設機器の適切な操作及び、指導・管理・監督を行い、特に安全管理には、十分留意すること。

- (2) 利用者・設営業者・オペレーター等との事前打合せ及び、利用当日においては助言・指導を適切に行うこと。
- (3) 設営業者が入らない催事に於いては、その都度、出勤人員の協議を行うこととする。
- (4) 乙は、月毎に当該月の終了時に甲が定める様式で月間の出勤業務実績を甲に報告すること。

8. その他

- (1) 乙は、当該仕様書に記載された業務上及び、技術上の責任を負うものとする
- (2) 業務に必要な事務机、椅子等は、甲が設置する。(無償貸与)
- (3) 業務の実施にあたって必要とする日誌・各記録表は、乙の負担とする。
- (4) 本委託契約の対象設備における電池の他、簡易な消耗品及び部材の適正在庫の維持と管理は、甲の業務とする。

9. 特記事項

本委託契約の期間は委託契約書に記載する通りとするが、翌年の契約については本契約期間の業務実績及び業務実態に基づき、更新の可否及び契約金額、契約条件を甲及び乙が協議の上、決定する。

舞台機構（吊物）点検業務仕様書

1. 件 名
三重県サンアリーナ舞台機構（吊物）点検委託業務
2. 委 託 内 容
本委託業務は、県営サンアリーナのメインアリーナ及びサブアリーナに設置されている舞台機構（吊物）の正常な性能、機能を維持し適正な運転が行われるため、設備の点検保守を主たる業務とする。
3. 一 般 事 項
本仕様書は委託契約書に付随する約款の下で適用されるものとする。
4. 契 約 期 間
委託契約書および約款に記載するとおりとする。
5. 業 務 場 所
伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地の 4 三重県営サンアリーナ内
6. 業務内容
別記1「舞台機構（吊物）備機管理表」に記載する通りとする。
7. 定期点検・整備及び緊急保守
受託者（以下、「乙」という。）は別記1に記載する各機器の正常な機能を維持するため、契約期間内（年）に2回の定期点検及び整備を実施する。また、障害や不具合が発生した場合は、委託者（以下、「甲」という。）の要請に応じただちに技術者を出勤させて修理調整を行わなければならない。
8. 技術者
乙は、定期点検ならびに緊急保守作業に、必要な技能及び資格を有する技術者を就役させなければならない。
9. 費用負担の範囲
点検、保守を行うための通常必要な小物消耗品は乙の負担とする。ただし、別記1に記載する通常点検、保守による当該設備の性能、機能維持水準を大きく超える事故、故障の修理の場合あるいは機器の経年劣化に伴い消耗品が大量に発生する場合は、甲及び乙は誠意を持って協議し負担方法を決定するものとする。
10. 提出書類
乙が本委託業務を履行するにあたっては、以下の書類等を提出すること。
 - (1) 作業計画書
乙は定期点検作業毎に作業実施月の前月末までに、業務履行上の問題点や実施スケジュール等について甲と十分協議を行い、下記事項を記載した作業計画書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲の指示（承諾）により記載内容を含め一部を省略することが出来る。
 - ア 作業概要
 - イ 全体工程表

- ウ 作業工程表
- エ 作業組織表
- オ 作業項目、点検項目、点検要領書等
- カ その他必要なもの

- ① 乙は、作業計画書の内容に変更が生じた場合にはその都度、原則として当該作業に着手する前に変更に関する事項について変更計画書を提出しなければならない。
- ② 甲が項目、内容その他について補足を求めた場合は、追記した作業計画書を提出しなければならない。

(2) 作業実施報告書

- ア 乙は、作業実施後すみやかに、作業実施の結果報告書を作成し、甲に提出しなければならない。
- イ 作業実施報告書は、定期点検の場合だけでなく、7.に記載する緊急作業の結果も報告すること。
- ウ 主要な点検及び修理作業については、実施時の写真を工種毎に撮影し、工種、内容等を記入の上整理し、作業実施報告書に添えて提出すること。

(3) その他の報告

- ア 作業実施において対象施設、機器の機能その他に不具合や異常が発見された場合、乙は別記1に記載する修理又は取替えを行い、上記月間報告書とは別に、直ちに甲に報告すること。また、劣化が発見された場合にも、速やかに甲に報告すること。なお、必要に応じ劣化状況を示す写真及び図面を提出すること。
- イ その他必要なもの、緊急を要するものは、その都度提出すること。

舞台機構（吊物）設備管理表

舞台吊物点検内容

メインアリーナ	メインステージ	1	バトンA1～A5	5台	電動ドラム巻き取り式
		2	ライトバトンA1～A4	4台	電動ドラム巻き取り式
		3	サイドライトバトンA上手・A下手	2台	電動ドラム巻き取り式
		4	メインスピーカーA	1台	電動ドラム巻き取り式
		5	サイドスピーカーA上手・A下手	2台	電動ドラム巻き取り式
	サブステージ	1	バトンB1～B3	3台	電動ドラム巻き取り式
		2	ライトバトンB1～B3	3台	電動ドラム巻き取り式
		3	サイドライトバトンB上手・B下手	2台	電動ドラム巻き取り式
		4	メインスピーカーB	1台	電動ドラム巻き取り式
		5	サイドスピーカーB上手・B下手	2台	電動ドラム巻き取り式
	センター	1	バトンC1～C4	4台	電動ドラム巻き取り式
		2	ライトバトンC1～C4	4台	電動ドラム巻き取り式
		3	相撲吊用フック	1台	電動ドラム巻き取り式
	エリア	1	点吊	18台	電動ドラム巻き取り式
	サブアリーナ	1	バトン1～4	4台	電動ドラム巻き取り式
2		ライトバトン1～3	3台	電動ドラム巻き取り式	
3		サイドライト上手・下手	2台	電動ドラム巻き取り式	
4		サイドスピーカー上手・下手	2台	電動ドラム巻き取り式	

上記吊物機構に対する点検保守業務を行う。

< 条件 >

- 点検は6ヶ月に1回実施する。

定期点検において、異常、故障を認めた場合には、それに対する対処を講じ、軽微な調整工事にて対処できるものについては、点検内にて行う。

- ・ 月次点検は特に指定のない場合、午前9時始業～午後6時終了とする。

必要ある場合には日時追加を点検業務請負者が委託者職員に申し出を行い、協議の上、日時を改めて決定する。点検請負者が申し出を行った際には、その作業時間を点検業務契約金額内に含むものとする。

故障などでの工事を含む修理は月次点検内では行わず、特に別途費用が生じる場合には委託者と別途協議を行い日時・費用等を決定する

- ・ 不時の故障の場合には委託者からの要請により、極力早い段階にて技術者を出勤させる。この際に費用の発生する場合には、委託者に報告を行い、別途対応を協議する。
- ・ 保守に必要な消耗品は契約金額に含むものとする。
消耗品；マシン油、ウエスなど
- ・ 部品が必要となる場合、また、工事施工が必要となる場合、新たな機能を付加する場合については契約金額には含まず、別途対応ならびに費用・実施日程について協議を行う。

照明設備点検業務仕様書

1. 件 名
三重県営サンアリーナ照明設備保守点検業務委託業務
2. 委 託 内 容
本委託業務は、県営サンアリーナに設置されている環境照明制御システムならびにメインアリーナ及びサブアリーナの舞台照明設備の正常な性能、機能を維持し適正な運転が行われるため、設備の点検保守を主たる業務とする。
3. 一 般 事 項
本仕様書は委託契約書に付随する約款の下で適用されるものとする。
4. 契 約 期 間
委託契約書及び約款に記載する通りとする
5. 委 託 場 所
伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地 4 三重県営サンアリーナ内
6. 対 象 設 備
本委託業務の対象設備・機器は、別記1「照明環境制御システム定期点検区分」、別記2「メインアリーナ舞台調光設備・照明器具保守点検区分」、別紙3「サブアリーナ舞台調光設備・照明器具保守点検区分」に記載するとおりとする。
7. 定期点検・整備及び緊急保守
受託者（以下、「乙」という。）は照明設備の正常な機能を維持するため、契約期間内（年）に1回の定期点検及び整備を実施する。また、障害や不具合が発生した場合は、委託者（以下、「甲」という。）の要請に応じたただちに技術者を出勤させて修理調整を行わなければならない。
8. 技 術 者
乙は、定期点検ならびに緊急保守作業に、必要な技能及び資格を有する技術者を就役させなければならない。
9. 費用負担の範囲
点検、保守に際して部品の交換が発生する場合、これらの費用、経費は、乙の負担とする。ただし、通常保守による当該設備の性能、機能維持水準を大きく超える事故、故障の修理の場合あるいはオーバーホールの場合は、甲及び乙は誠意を持って協議し負担方法を決定するものとする。
10. 現有施設の費用
 - (1) 現有施設の使用は、三重県営サンアリーナの運営管理に支障を及ぼさない限り認めるものとし、その範囲は協議し決める。
 - (2) 施設の使用にあたり乙が施設内の建築物及び機器、装置並びに備品等を破損し場合は、すみやかに現状に復旧させるとともに、その費用は乙が負担するものとする。
11. 提 出 書 類
乙が本委託業務を履行するにあたっては、以下の書類等を提出すること。

(1) 作業計画書

乙は作業実施に先立ち作業当該月の前月末までに、業務履行上の問題点や実施スケジュール等について甲と十分協議を行い、下記事項を記載した作業計画書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲の指示（承諾）により記載内容を含め一部を省略することが出来る。

- ア 作業概要
- イ 全体工程表
- ウ 作業工程表
- エ 作業組織表
- オ 作業項目、点検項目、点検要領書等
- カ 安全対策
- キ その他必要なもの

- ① 乙は、作業計画書の内容に変更が生じた場合にはその都度、原則として当該作業に着手する前に変更に関する事項について変更計画書を提出しなければならない。
- ② 甲が項目、内容その他について補足を求めた場合は、追記した作業計画書を提出しなければならない。

(2) 作業実施報告書

- ア 乙は、作業終了後ただちに作業実施の結果報告書を作成し、甲に提出しなければならない。
- イ 作業実施報告書には、7.に記載する緊急作業の結果も報告すること。
- ウ 主要な定期点検作業については、実施時の写真を工種毎に撮影し、工種、内容等を記入の上整理し、作業実施報告書に添えて提出すること。

(3) その他の報告

- ア 作業実施において対象施設、機器の機能その他に不具合や異常が発見された場合、乙は修理又は取替えを行い、その旨を甲に作業実施報告書にて報告すること。また、劣化が発見された場合にも、速やかに委託者に報告すること。なお、必要に応じ劣化状況を示す写真及び図面を提出すること。
- イ その他必要なもの、緊急を要するものは、その都度提出すること。

照明環境制御システム定期点検区分

MECS-L 定期点検対象機器

機器名称	区分	備考	注
主操作盤	◎	定期点検にて点検	
グラフィック盤	◎	定期点検にて点検	
副操作盤	◎	定期点検にて点検	
端末器	○	定期点検にて点検	注 1

MECS-L 定期点検対象外機器

機器名称	区分	備考	注
フェーダー卓	×		
昼光センサー	×		
インターフェース	×		
パターンスイッチ	×		
壁スイッチ	×		
EE スイッチ	×		
ワイヤレススイッチ	×		
サージ吸収ユニット	△	落雷の発生が認められた場合点検	
パルス増幅器	×		
バックアップ UPS	△	電圧・バッテリーの状態は定期点検内	

〈表-1〉

MECS-L（照明環境制御システム）定期点検

- ・ 機器温度、外観状況、機器動作に関する点検を行う
- ・ 区分は上記表-1 に準じ、注-1 端末機に関しては全数の電圧特性と伝送特性の点検を実施する。
- ・ 制御機能に関しては設置される信号入力を入力し、想定されたプログラムに従って動作することを確認する。
- ・ 打ち込まれたプログラムデータは保存し、バックアップを必ず保持する。

舞台調光設備・照明器具保守点検区分

		機器名称	区分	備考	注
調光設備	調光操作卓	主卓	◎		
		移動卓	◎		
		ワイヤレスリモコン	◎		
		コネクタ一部	◎		
		コンセント盤	◎		
		仮設電源盤	◎		
		袖卓	×	システム障害の発生時には 左記の限りではない。	
		副卓	×		
		部屋間仕切り選択部	×		
		レクチャー卓	×		
		壁リモコン	×		
	映写室リモコン	×			
	調光器盤	主幹部	◎		
		制御部	◎		
		調光ユニット部	◎		
自動追尾装置		×			
サスペンションフライダクト		◎	外観機能点検		
照明器具	照明灯具	センターフォローピンスポットライト	◎	XY光軸合わせ/ワイヤー各種可動部点検	
		ジョイントボックス			
		ボーダーケーブル	○	外観機能点検	
		ケーブルかご	○	外観点検	
		移動器具			
		延長ケーブル			
		エフェクトマシン			
		天反ライト	なし		
		トーマンタルライト	なし		
		タワーライト	なし		
		プロセニウムスポットライト	なし		
		花道フットライト	なし		
		ムービングスポットライト	なし		

〈表-2〉

メインアリーナ舞台照明設備定期点検

・取付状態の異常を点検する。

- ・接続端子部の緩みを点検する。
- ・操作卓、移動卓の機能確認・メモリー保持他、CPUの動作確認。
- ・操作面のフェーダー他、部品の状況確認
- ・調光器盤のユニットについて全数特性点検を行う。
- ・操作面切替等の運用制御の確認
- ・フライダクト端子部の30%サンプリング確認
- ・吊物のワイヤー接続部の確認
- ・センターフォローピンのシャッター、ズーミングワイヤーの点検、XY光軸合わせを行う。
- ・ボーターケーブルの点検を行う

サブアリーナ

舞台調光設備・照明器具保守点検区分

称名器機		区分	備考	注	
調光設備	調光操作卓	主卓	◎		
		移動卓	×		
		電子クロスバー卓	×		
		ワイヤレスリモコン	◎		
		コネクター部	◎		
		コンセント盤	◎		
		仮設電源盤	◎		
		袖卓	×	システム障害の発生時には 左記の限りではない。	
		副卓	×		
		部屋間仕切り選択部	×		
		レクチャー卓	×		
		壁リモコン	×		
	映写室リモコン	×			
	調光器盤	主幹部	◎		
制御部		◎			
調光ユニット部		◎			
自動追尾装置					
照明器具	照明灯具	ボーダーライト	×	外観点検	注1
		サスペンションフライダクト	○	外観機能点検	注1
		サスペンション用スポットライト	除外	外観点検	注1
		アッパーホリゾンライト	×	外観点検	注1
		ローアホリゾンライト	×	外観点検	注1
		フットライト	×	外観点検	注1
		フロントサイドスポットライト	除外	外観点検	注1
	照明器具	シーリングスポットライト	除外	外観点検	注1
		フロアーコンセント	×	外観点検	注1
		ウォールコンセント	○	外観機能点検	注1
		センターフォローピンスポットライト	◎	XY光軸合わせ/ワイヤー 各種可動部点検	
		ジョイントボックス			
		ボーダーケーブル	○	外観点検	注1
		ケーブルかご	◎	外観機能点検	注1
移動器具	○	外観点検	注1		

称名器機		区分	備考	注
照明器具	延長ケーブル			
	エフェクトマシン			
	天反ライト	なし		
	トーマンタールライト	なし		
	タワーライト	なし		
	カッタースポットライト			
	プロセニウムスポットライト	なし		
	花道フットライト	なし		
	ムービングスポットライト	なし		

表-3

サブアリーナ舞台照明設備定期点検

- ・取付状態の異常を点検する。
- ・接続端子部の緩みを点検する。
- ・操作卓、移動卓の機能確認・メモリー保持他、CPUの動作確認。
- ・操作面のフェーダー他、部品の状況確認
- ・調光器盤のユニットについて全数の特性確認を行う。
- ・操作面切替等の運用制御の確認
- ・灯具の外観点検を行う
- ・フライダクト端子部の30%サンプリング確認
- ・吊物のワイヤー接続部の確認
- ・センターフォローピンのシャッター、ズーミングワイヤーの点検、XY光軸合わせを行う。
- ・ボーターケーブルの点検を行う

舞台音響設備年間サポート業務仕様書

1. 件 名
三重県サンアリーナ舞台音響設備年間サポート委託業務
2. 委 託 内 容
本委託業務は、県営サンアリーナのメインアリーナ及びサブアリーナに設置されている舞台音響設備の正常な性能、機能を維持し適正な運転が行われるため、設備の保守を主たる業務とする。
3. 一 般 事 項
本仕様書は委託契約書に付随する約款の下で適用されるものとする。
4. 契 約 期 間
委託契約書および約款に記載するとおりとする。
5. 業 務 場 所
伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地の 4 三重県営サンアリーナ内
6. 業 務 内 容
別記1の「舞台音響設備機器構成表・点検項目（メインアリーナ、サブアリーナ）」に記載する各機器の保守点検を行う。
7. 整備及び緊急保守
受託者（以下、「乙」という。）は別記1に記載する各機器の正常な機能を維持するため、契約期間内（年）に2回の定期点検及び整備を実施する。また、障害や不具合が発生した場合は、委託者（以下、「甲」という。）の要請に応じただちに技術者を出勤させて修理調整を行わなければならない。
8. 技 術 者
乙は、定期点検ならびに緊急保守作業に、必要な技能及び資格を有する技術者を就役させなければならない。
9. 費用負担の範囲
点検、保守を行うための通常必要な小物消耗品は乙の負担とする。ただし、別記1に記載する通常点検、保守による当該設備の性能、機能維持水準を大きく超える事故、故障の修理の場合あるいは機器の経年劣化に伴い消耗品が大量に発生する場合は、甲及び乙は誠意を持って協議し負担方法を決定するものとする。
10. 提 出 書 類
乙が本委託業務を履行するにあたっては、以下の書類等を提出すること。
 - (4) 作業計画書
受託者は定期点検作業毎に作業実施月の前月末までに、業務履行上の問題点や実施スケジュール等について委託者と十分協議を行い、下記事項を記載した作業計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者の指示（承諾）により記載内容を含め一部を省略することが出来る。
 - キ 作業概要

- ク 全体工程表
- ケ 作業工程表
- コ 作業組織表
- サ 作業項目、点検項目、点検要領書等
- シ
- (5) 作業実施報告書
 - エ 乙は、作業実施後すみやかに、作業実施の結果報告書を作成し、甲に提出しなければならない。
 - オ 作業実施報告書は、定期点検の場合だけでなく、7.に記載する緊急作業の結果も報告すること。
- (6) その他の報告
 - ウ 作業実施において対象施設、機器の機能その他の不具合や異常が発見された場合、乙は別記 1「舞台音響機器点検項目」に記載する修理又は取替えを行い、上記月間報告書とは別に、直ちに甲に報告すること。また、劣化が発見された場合にも、速やかに甲に報告すること。なお、必要に応じ劣化状況を示す写真及び図面を提出すること。
 - エ その他必要なもの、緊急を要するものは、その都度提出すること。

11. 特記事項

工事業務を伴う修理については別途、有償とする。

舞台音響設備機器構成表・点検項目

舞台音響設備点検項目及び諸条件

メインアリーナ・サブアリーナ共に、別表の機器構成表に記載される音響設備についての点検業務を行う。

本表に記載されない機器については点検項目から除外する。

【月次点検】

問診	会館管理者にご協力頂き、運営中のトラブル、支障についてのヒアリングを行う。その結果、支障のある箇所を重点的に点検する。
点検 1	主に音響調整室の内部にて行う。 ラインレベルソースをコネクター架より入力、各ゲインストラクチャーステージにおける増幅率を評価し、実際にスピーカー出力から出力した音質、音圧を評価する。
点検 2	音響調整卓 2 面を清掃。ガリノイズ、その他の支障がないか確認。
点検 3	フロアノイズレベル、スピーカーユニットの状態を確認、F 特性を取る。

月次点検の第一義的な目的は、故障の有無の確認を行うことに有り、故障を確認した場合には、その対処を監督員と別途協議し、費用の発生する修理については見積を行う。

(POINT1：問題の早期発見)

選択肢①＝根本的な改善を行う

選択肢②＝仮設緊急対処を行う

②の指示が下った場合には、定期点検時まで根本的な改善を行えるよう、報告を上げる。

－故障確認により、代替機器が必要な場合には、別途費用、その他の工賃について見積を提出する。

【定期点検】

- ・音響調整卓のモジュール分解・清掃 (2 式)
- ・電力増幅架のパワーアンプの清掃と任意のパワーアンプサンプリング 5 台の分解、部品外観検査。(5 台中、1 台以上の異常が確認された場合には全数調査) (メイン)
- ・電力増幅架のパワーアンプの清掃と分解、パワーチェック (サブ)
- ・測定器を使用した GEQ のフィルター動作チェック。(メイン・サブ)
- ・端子部緩みの確認 (メイン・サブ)
- ・回線チェック (メイン・サブ)
- ・総合機能点検 (メイン・サブ)
- ・F 特、SPL 測定 (メイン・サブ)
- ・プロセッサコンフィグ確認 (メイン・サブ)
- ・月次報告にて判断されたウイークポイントの点検
- ・各機器のパラメータの設定確認

年次点検は年一回、人員 4～6 名で行う。

【その他総合】

メインアリーナ出力調整卓に関しての分解点検は 2 年に 1 度とし、メーカーメンテナンスを受ける。(ただし、不調、故障等はこの限りではない)

メインアリーナ

NO.	品名	型式	数量	備考
1	音響調整卓			
	1) 入力調整卓	ヤマハLS9-32	1	
	2) 同上用デジタルスロットカード	ヤマハMY-AE16	2	
	3) 出力調整卓	ヤマハMDN-1マトリクスコントローラ	1	
	4) 同上中核デジタルミキシングエンジン	ヤマハDME64N	1	
	5) 同上用スロットカード	ヤマハMY16-AE	2	
	6) 同上用スロットカード	ヤマハMY4-DA	1	
	7) ワードクロックジェネレーター	ローゼンダール Nanoclocks	1	
	8) 結線端子盤	特型/MARS	1	
	9) ワイヤレスマイク機器	ATW-R92	2	
	10) アナログ音声パッチ盤	特型/MARS	1	
	11) 出力制御タッチパネル	AMX-CV17	1	
	12) 同上リンクボックス	ビデオブレイクボックス	1	
	13) CPUマスター/通常	NI2100	1	
	14) CPUマスター/バックアップ	NI2100	1	
	15) カードフレーム(小)	NXF-MINI	1	
	16) カードフレーム(大)	NXF	1	
	17) AMXカード1	NXC-REL10	19	
	18) AMXカード2	NXC-I/O10	6	
	19) AMXカード3	NXC-NH	1	
	20) AMX電源部	PS8.4J	4	
	21) 制御結線端子盤ユニット	特型/MARS	1	
	22) カード筐体		8	
	23) 無停電電源装置	UPS1500RM	1	
	24) モニタースピーカー用パワーアンプ	DA-250D	1	
	25) モニタースピーカー	ヤマハ NS10M	2	
	26) 電源部(1)	タスカムAV-P1800	1	
	27) 電源部(2)	タスカムAV-P1800	1	
	28) 機器収納卓	特型/MARS	1	
	29) 無線LANアクセスポイント	NETGEAR WN-WAPG/A	1	
30) 制御用PC	DELLカスタマイズ	1		
2	出力監視架			
	1) 出力メーターユニット	TOAMP1216	6	
	2) 出力制御スイッチボード	特型/SP個別制御 NXC-CPI16特 マニュアル操作タリユニット	10	2007/11 変更(AMX仕様)
	3) 電源部	同上駆動DC電源PS8.4J	1	
	4) ワイヤレス機器	タスカムAV-P1800 SONY WRR-840	2	旧型:予備機/通常使用
3	入出力パッチ架			
	1) モノラー/MIXユニット	REVAC特型	1	
	2) 4:1×5音声ルーター	REVAC特型	1	
	3) チャイムユニット	ローランドAR3000R	1	
	4) 映像音声調整用プロセッサ	ラムサWZ-DM35	2	
5) 入出力パッチユニット	特型	1		
4	出力制御架			数量3/ラムサWZ-DM35は除外
	1) デジタルミキシングエンジン	ヤマハDME64N	4	
	2) 拡張用デジタルI/Oカード	MY16-AE	4	
	3) 拡張用ADDAカード	MY8-ADDA96	4	
	4) 拡張用DAカード	MY8-DA96	12	
	5) 緊急用バックアッププロセッサ	SP2060	1	
	6) 同上用分配器	ドローマー DA6	3	
	7) I/Oパッチ盤	特型/MARS	1	
	8) 中継パッチ盤	特型/MARS	1	
	9) 中継端子盤ユニット	特型/MARS	1	
	10) グラフィックイコライザー	LAオーディオ EQ231G-SP	2	
11) 8ポートスイッチングHub	I/O Data GS-108A	1		
5	電力増幅架			数量10
	1) マルチチャンネルモニター	MP-1216	4	
	2) デジタルパワーアンプ	DA-550F	14	
	3) 主電源パネル	PD-1130	11	
	4) デジタルミキシングプロセッサ	D-2008SP	2	
	5) マイク・ラインインプットモジュール	D-2000AD1	4	
	6) コプラネットインターフェース	D-2000CB	2	
	7) ラインアウトプットモジュール	D-971M	12	
	8) デジタルパワーアンプ	D-250F	9	
	9) HUB	ProCurveSwitch2312	2	
	10) インテグレートコントローラー	AMX NI2100	1	
	11) 同上パワーサプライ	PS8.4j	1	
	12) 出力パネル		4	
	13) スピーカーコンセントアンプ	PC2002(未交換)	6	
14) 出力パネル		1		
6	スピーカーシステム1			
	1) ラインアレイスピーカー	SR-C8L	12	Aステージ
	2) ラインアレイスピーカー	SR-C8S	4	Aステージ
	3) ラインアレイサブウーファー	SR-C15B	4	Aステージ
	4) アウトフィル小スピーカー	HX-5B	2	Aステージ
5) リギングフレーム・架台		2	Aステージ	

NO.	品名	型式	数量	備考
7	スピーカーシステム2			
	1) ラインアレイスピーカー	S R-C8L	16	センタークラスター
	2) ラインアレイスピーカー	S R-C8S	16	センタークラスター
	3) 下向きスピーカー	S R-F09-V2	1	センタークラスター/低域コロシ
8	スピーカーシステム3 ラインアレイスピーカー	H X-5B	32	
9	スピーカーシステム4 天井埋めこみ型スピーカー	YAMAHA S2X	8	
10	コンセントパネル アリーナ4箇所	特型	4	
11	一点吊マイク センタークラスター	特型	1	
12	エアモニターマイク エアモニターマイク	E/V RE-18	2	
13	仕込連絡装置			
	1) ミキサー	ヤマハM406	1	
	2) リモートパネル	特型	1	
	3) 入出力パネル	特型	1	
	4) シュア-SM58-LC		1	
	5) その他			
14	インカム装置		1	
15	ワゴン型音響装置			
	1) ミキサー	ヤマハMR-840	1	
	2) CDプレーヤー	TASCAM CD-401	2	
	3) カセットデッキ	TASCAM 122MK II	2	
	4) リモートパネル	特型	1	
	5) その他		1	
16	FBスピーカー FBスピーカー	ヤマハ SM12H II	4	
17	移動用スピーカー 移動用スピーカー	ヤマハ MS60S	4	
18	マイクロホン			
	1) ダイナミックマイク1	シュアSM58-LC	4	
	2) ダイナミックマイク2	シュアSM57-LC	4	
	3) コンデンサマイク	AKG C451B	4	
19	ケーブル他			
	マルチケーブル	16 c h	2	
	マルチケーブルドラム	16 c h	2	
20	備品 カフボックス	トモカ	2	

サブアリーナ

NO.	品名	型式	数量	備考
1	音響調整卓			
	1) 入力調整卓	ヤマハLS9-32	1	
	2) 同上用デジタルスロットカード	ヤマハMY-AE16	1	
	3) 拡張用ADDAカード	MY8-ADDA96	1	
	4) 卓脚	オオハシ(改)	1	
2	出力バッファ架			
	1) パターンパネル	特型	1	
	2) デジタルミキシングエンジン	ヤマハDME24N	1	
	3) 同上用デジタルスロットカード	ヤマハMY-AE16	1	
	4) I/Oパッチ	特型	1	
	5) AMX用電源部	PS8.4J	1	
	6) グラフィックイコライザ	ヤマハ Q2031B	3	
3	出力制御架1・2			
	1) I/Oジャック盤	特型	1	
	2) マスターCPU	AMX N12100	1	
	3) マルチチャンネルモニター	MP-1216	1	
	4) デジタルミキシングプロセッサ	D-2008SP	1	
	5) マイク・ラインアウトブットモジュール	D-2000DA1	3	
	6) ラインアウトブットモジュール	D-971M	3	
	7) リモートコントロールモジュール	D-983	1	
	8) デジタルパワーアンプ550W×4	DA-550F	2	
	9) デジタルパワーアンプ250W×4	DA-250F	1	
	10) デジタルパワーアンプ150W×4	DA-150F	1	
	11) 主電源ユニット	PD-1130	1	
	12) その他	AMXリレーボード他	1	
4	ライニングスピーカー			
	1) ラインアレイスピーカー	SR-C8L	4	
	2) ラインアレイスピーカー	SR-C8S	4	
	3) サイドフィルススピーカー	HX-5B	4	
	4) リギングフレーム		2	
5	シーリングスピーカー シーリングスピーカー	USI ミュージカスター	9	
6	コンセント盤 上手下手中央3箇所	特型	3	
7	音源架			
	1) CDプレーヤー	CD-401	1	
	2) カセットデッキ	122Mk II	2	
	3) チャイムシステム	TOA	1	
	4) その他	その他	1	
8	ワイヤレス			
	1) ダイバーシティチューナー	SONY WRR-840	2	
	2) マイクロホン ハンド	SONY WRT-810	4	
	3) マイクロホン ピン	SONY WRT-820	4	
9	FBスピーカー FBスピーカー	ヤマハ SM12H II	2	
10	ケーブル		1	
11	備品 カフボックス	トモカ	2	

自動扉開閉装置保守点検業務仕様書

1. 件 名
三重県サンアリーナ自動扉開閉装置保守点検委託業務
2. 委 託 内 容
本委託業務は、県営サンアリーナに設置されている自動扉開閉装置の正常な性能、機能を維持し適正な運転が行われるよう施設・設備の点検保守を主たる業務とする。
3. 一 般 事 項
本仕様書は委託契約書に付随する約款の下で適用されるものとする。
4. 契 約 期 間
委託契約書及び約款に記載するとおりとする。
5. 業 務 場 所
伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地の 4 三重県営サンアリーナ内
6. 対 象 設 備
 - ・株式会社ナブコドア製 DS-21 型自動扉開閉装置 ; 9 台
 - DS-41 型自動扉開閉装置 ; 1 台
 - DS-11 型自動扉開閉装置 ; 2 台
 - ・付属部品及びコントロールボックス（地震感知器を含む）、スイッチボックス等を含む
7. 定期点検・整備及び緊急保守
乙は自動扉開閉装置の正常な機能を維持するため、当該契約期間内に 2 回の定期点検及び整備を実施する。また、障害や不具合が発生した場合は、甲の要請に応じただちに技術者を出動させて修理調整を行わなければならない。
8. 技術者
乙は、定期点検並びに緊急保守作業に、必要な技能及び資格を有する技術者を就役させなければならない。
9. 費用負担の範囲
点検、保守に際して部品の交換が発生する場合、これらの費用、経費は、乙の負担とする。ただし、通常保守による当該設備の性能、機能維持水準を大きく超える事故、故障の修理の場合あるいはオーバーホールの場合は、甲乙が誠意を持って協議し負担方法を決定するものとする。
10. 提出書類
乙が本委託業務を履行するにあたっては、以下の書類等を提出すること。
 - (1) 作業計画書
乙は作業実施に先立ち作業当該月の前月末までに、業務履行上の問題点や実施スケジュール等について甲と十分協議を行い、下記事項を記載した作業計画書を作成し、甲に提出しなければならない。
ただし、甲の指示（承諾）により記載内容を含め一部を省略することが出来る。
 - ア. 作業概要
 - イ. 全体工程表

- ウ. 作業工程表
 - エ. 作業組織表
 - オ. 作業項目、点検項目、点検要領書等
 - カ. 安全対策
 - キ. その他必要なもの
 - ① 乙は、作業計画書の内容に変更が生じた場合にはその都度、原則として当該作業に着手する前に変更に関する事項について変更計画書を提出しなければならない。
 - ② 甲が項目、内容その他について補足を求めた場合は、追記した作業計画書を提出しなければならない。
- (2) 作業実施報告書
- ア. 乙は、作業終了後ただちに作業実施の結果報告書を作成し、甲に提出しなければならない。
 - イ. 作業実施報告書には、7に記載する緊急作業の結果も報告すること。
 - ウ. 主要な定期点検作業については、実施時の写真を工種毎に撮影し、工種、内容等を記入の上整理し、作業実施報告書に添えて提出すること。
- (3) その他の報告
- ア. 作業実施において対象施設、機器の機能その他に不具合や異常が発見された場合、乙は修理又は取替えを行い、その旨を甲に作業実施報告書にて報告すること。また、劣化が発見された場合にも、速やかに甲に報告すること。なお、必要に応じ劣化状況を示す写真及び図面を提出すること。
 - イ. その他必要なもの、緊急を要するものは、その都度提出すること。

11、設備更新

本仕様書対象設備において設備更新が発生した場合は、保守委託料を甲・乙協議の上金額を変更する。

電動式椅子付移動観覧席保守点検業務仕様書

1. 件 名
三重県サンアリーナ電動式椅子付移動観覧席保守点検委託業務
2. 委 託 内 容
本委託業務は、県営サンアリーナのメインアリーナに設置されている電動式椅子付移動観覧席の正常な性能、機能を維持し適正な運転が行われるため、施設・設備の点検保守を主たる業務とする。
3. 一 般 事 項
本仕様書は委託契約書に付随する約款の下で適用されるものとする。
4. 契 約 期 間
委託契約書及び約款に記載する通りとする。
5. 業 務 場 所
伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地 4 三重県営サンアリーナ内
6. 対 象 設 備
 - 電動式椅子付移動観覧席 RCS-2202 (変) 2,180 席
 - 制御設備 1 式
7. 業 務 内 容
本委託契約の業務内容は、別記1「保守点検特記仕様書」に記載するとおりとする。
8. 定期点検及び緊急保守
乙は移動観覧席の正常な機能を維持するため、当該契約期間内に1回の精密点検を実施する。また、障害や不具合が発生した場合は、甲の要請に応じ直ちに技術者を出動させて修理調整を行わなければならない。
9. 技 術 者
乙は、定期点検並びに緊急保守作業に、必要な技能及び資格を有する技術者を就役させなければならない。
10. 費用負担の範囲
点検、保守に際して部品の交換が発生する場合、これらの費用、経費は、乙の負担とする。ただし、通常保守による当該設備の性能、機能維持水準を大きく超える事故、故障の修理の場合あるいはオーバーホールの場合は、甲乙は誠意を持って協議し負担方法を決定するものとする。
11. 提出書類
乙が本委託業務を履行するにあたっては、以下の書類等を提出すること。
 - (1) 作業計画書
乙は作業実施に先立ち作業当該月の前月末までに、業務履行上の問題点や実施スケジュール等について甲と十分協議を行い、下記事項を記載した作業計画書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲の指示（承諾）により記載内容を含め一部を省略することが出来る。

- ア. 作業概要
 - イ. 全体工程表
 - ウ. 作業工程表
 - エ. 作業組織表
 - オ. 作業項目、点検項目、点検要領書等
 - カ. 安全対策
 - キ. その他必要なもの
 - ① 乙は、作業計画書の内容に変更が生じた場合にはその都度、原則として当該作業に着手する前に変更に関する事項について変更計画書を提出しなければならない。
 - ② 甲が項目、内容その他について補足を求めた場合は、追記した作業計画書を提出しなければならない。
- (2) 作業実施報告書
- ア. 乙は、作業終了後ただちに作業実施の結果報告書を作成し、甲に提出しなければならない。
 - イ. 作業実施報告書には、8.に記載する緊急作業の結果も報告すること。
 - ウ. 主要な定期点検作業については、実施時の写真を工種毎に撮影し、工種、内容等を記入の上整理し、作業実施報告書に添えて提出すること。
- (3) その他の報告
- ア. 作業実施において対象施設、機器の機能その他に不具合や異常が発見された場合、乙は修理又は取替えを行い、その旨を作業実施報告書にて報告すること。また、劣化が発見された場合にも、速やかに甲に報告すること。なお、必要に応じ劣化状況を示す写真及び図面を提出すること。
 - イ. その他必要なもの、緊急を要するものは、その都度提出すること。

電動式移動観覧席（RCS）保守点検特記仕様書

【点 検 項 目】

1. 本体外観点検
 - (1) 支柱、貫材、ブレーシング、ローラーカバーその他構造部材に変形および損傷がないかどうかを確認する。
 - (2) 椅子、踏み台、幕板、手摺りに著しい損傷がないかどうかを確認する。
 - (3) テーブルに著しい損傷がないかどうか、および天板の揃いは良いかどうかを確認する。（※テーブル付製品の場合のみ、点検・確認する事項です。）
2. 組立接合部点検
各部材を接合しているボルト、ナット、ピン類等の脱落または緩みがないかどうかを確認する。
3. 操作用スイッチ点検
 - (1) スイッチの接点に損傷がないかどうかを確認する。
 - (2) 本体との接合部、コネクタ、ケーブル、スイッチボックスに著しい損傷がないかどうかを確認する。
 - (3) 前進、後退、非常停止の各スイッチの機能に異常がないかどうかを確認する。
4. 制御装置点検
 - (1) 制御盤内各装置に著しい損傷がないかどうかを確認する。
 - (2) 各リミットスイッチ等自動制御部品に著しい損傷がないかどうかを確認する。
 - (3) 引き出しおよび収納時に、所定の位置に正しく自動停止するかどうかを確認する。
5. 駆動装置点検
 - (1) モーター、ギアボックス、その他駆動部品に著しい損傷がないかどうかを確認する。
 - (2) モーター、ギアボックス、その他駆動部品を固定しているボルト、ナットに緩みがないかどうかを確認する。
 - (3) 作動中モーターに異常な発熱がないかどうか、また異常な音が発生していないかどうかを確認する
6. 起立装置点検
 - (1) 椅子の起立、収納が確実かつ円滑に連動するかどうかを確認する。
 - (2) 椅子の起立伝道部品に適正な間隔があるかどうかを確認する。
7. 動作点検
テーブルの操作が正常であるかどうかを確認する。（手動セットタイプのみ）
8. 配線ケーブル点検
配線ケーブルおよび結線部に損傷がないかどうかを確認する。
9. 絶縁テスト
制御盤、モーター一部の絶縁性を確認する。
10. 報告書作成
点検受託者は、点検整備完了後、点検完了当日に保守点検報告書 1 部を点検委託者に提出する。

11. 部品交換

部品等の損傷が著しく、交換の必要があると判断される場合は、KSS株式会社（点検業務受託者）とお客様（点検業務委託者）で協議して別途に作業を行う。

大型映像装置保守点検業務仕様書

1. 件 名
三重県営サンアリーナ大型映像装置保守点検委託業務
2. 委 託 内 容
本委託業務は、県営サンアリーナに設置されている大型映像システム機器の正常な性能、機能を維持し、適正な運転が行われるよう施設、設備の保守点検を主たる業務とする。
3. 一 般 事 項
本仕様書は、委託契約書に付随する約款の下で適用されるものとする。
4. 契 約 期 間
委託契約書及び約款に記載する通りとする。
5. 委 託 場 所
伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地の 4 三重県営サンアリーナ内
6. 対 象 設 備
本委託業務の対象設備・機器は、別記1「設備機器明細」に記載する通りとする。
7. 定期点検・整備及び緊急保守
乙は、大型映像システム機器の正常な機能を維持するため、当該契約期間内に2回の定期点検を実施する。また当該契約期間内に発生した障害や不具合については、甲の要請に応じ、ただちに技術者を出動させて、それらの修理を行わなければならない。
8. 費用負担の範囲
業務委託期間内における点検に要する費用は、光熱水費を除いて、すべて業務委託料に含まれるものとする。甲の要請に応じて行う障害や不具合の修理の代金は業務委託料には含まれないものとし、甲は乙に対しかかる代金を支払うものとする。
なお、当該代金の額については乙からの見積りに基づき甲乙協議して決定するものとする。
9. 技 術 者
乙は、定期点検並びに緊急保守作業に必要な技能及び資格を有する技術者を就役させなければならない。
10. 費用負担の範囲
業務委託期間内における点検、調整に関する費用は光熱水費を除いて、すべて点検業務委託費用に含まれるものとする。ただし機器の破損、劣化等により必要となった部品の費用については、別途協議する。
11. 現有施設の費用
 - (1) 現有施設の使用は、三重県営サンアリーナの運営管理に支障を及ぼさない限り認めるものとし、その範囲は協議し決める。
 - (2) 施設の使用にあたり乙が施設内の建築物及び機器、装置並びに備品等を破損した場合は、すみやかに現状に復旧させるとともに、その費用は乙が負担するものとする。

12. 提出書類

乙が本委託業務を履行するにあたっては、以下の書類を提出すること。

(1) 作業計画書

作業実施に先立ち作業当該月の前月末までに、業務履行上の問題点や実施スケジュール等について、甲と十分協議を行い、下記事項を記載した作業計画書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし甲の指示（承諾）により記載内容を含め一部を省略することができる。

- ア. 作業概要
- イ. 全体工程表
- ウ. 作業工程表
- エ. 作業組織表
- オ. 作業項目、点検項目、点検要領書等
- カ. 安全対策
- キ. その他必要なもの

- ① 作業計画書の内容に変更が生じた場合には、原則としてその都度当該作業に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
- ② 甲が項目、内容その他について補足を求めた場合は、追記した作業計画書を提出しなければならない。

(2) 作業実施報告書

- ア. 乙は、作業終了後ただちに作業実施の結果報告書を作成し、甲に提出しなければならない。
- イ. 作業実施報告書には、7.に記載する緊急作業の結果も報告すること。
- ウ. 主要な定期作業については、実施時の写真を工程毎に撮影し、工種、内容等を記入の上、整理し作業実施報告書に添えて提出すること。

(3) その他の報告書

- ア. 作業実施において対象施設、機器の機能その他に不具合や異常が発見された場合、乙は修理又は取替えを行い、その旨を作業実施報告書にて報告すること。また、劣化が発見された場合にも、速やかに甲に報告すること。なお、必要に応じ劣化状況を示す写真及び図面を提出すること。
- イ. その他必要なもの、緊急を要するものは、その都度提出すること。

13. その他

この仕様書に明記されていない場合でも、点検、調整に必要であると認められるものは、乙の責任において処理するものとする。またこの仕様書に明記されていない場合における疑義については、協議の上、甲の指示に従うこととする。

設備機器明細

1. 大型映像装置	
● 表示部	1 式
● 筐体部	1 式
● 標示パネル	1 式
● LDU	1 式
● SOP	1 式
● SCU	1 式
● ディスプレイ	1 式
● PSコントローラ	1 式
● 外気処理装置	1 式
(※精密点検においては表示部の輝度測定及び色調整を行う)	
2. アリーナ移動卓	
● ケーブル補償器	1 式
● コントロールパネル	1 式
● 映像分配機	1 式
● DVD一体型ビデオ	1 式
● 映像・音声切替器	1 式
● ツイストペア伝送器	1 式
● 液晶3連モニター	1 式
● 液晶タッチパネル	1 式
● 制御ユニット	1 式
● 音量コントローラ	1 式
● CD/MDレコーダ	1 式
● カセットデッキ	1 式
● ワイヤレス受信機	1 式
● ワイヤレスチューナー	1 式
● ワイヤレスアンテナ	1 式
● ワイヤレスマイクロホン	1 式
● インカム親機	1 式
● ヘッドセット	1 式
● コンパクトミキサー	1 式
● 電源制御ユニット	1 式
3. 調整室	
● カメラ制御切替器	1 台
● 映像マトリックススイッチャー	1 台
● ワイド液晶テレビ	1 台
● BD/DVDレコーダ	1 台
● 映像分配器	4 台
● コンポーネント分配器	1 台
● フレームシンクロナイザー	1 台
● コンポーネントマトリックススイッチャー	1 台
● 音声マトリックススイッチャー	1 台

● ツイストペア受信機	1 式
● ツイストペア送信機	1 台
● ケーブル補償器	1 台
● 画面合成プロセッサ	1 台
● HD-SD I コンバーター	1 式
● 17 型液晶モニター	1 式
● 音声モニター	1 台
● メイン制御ユニット	1 式
● 通信分配器	1 台
● パワーサプライ	1 台
● 音声遅延ユニット	1 台
● 同期信号発生器	1 式
● SD I スイッチャー	1 式
● 電源制御ユニット	3 台
● SD I 分配器	1 式
● 映像分配器	1 台
● ビデオパッチ盤	1 式
● オーディオパッチ盤	1 式
● MONO ユニット	1 式
4. メイン放送室	
● ミキシングユニット	1 台
● デジタルマルチプロセッサ	10 台
● パターンコントローラ	1 式
5. カメラ部	
● コンバーチブルカメラ	2 式
● コンバーチブルカメラ用屋内回転台	2 式
6. ガイドボード	
● ツイストペア受信機	1 台
● ツイストペア送信機	1 台
● 映像分配器	1 台
● 液晶テレビ	1 台
● DVD プレーヤー	1 台
● 50 型 PDP	1 式
7. その他備品	
● 液晶プロジェクター	2 台
● 液晶大型プロジェクター	1 台

バスケットゴール保守点検業務仕様書

1. 件 名
三重県サンアリーナ バスケットゴール保守点検委託業務
2. 委 託 内 容
本委託業務は、県営サンアリーナのバスケットゴールの正常な性能、機能を維持し適正な運転が行われるため、施設・設備の点検保守を主たる業務とする。
3. 一 般 事 項
本仕様書は委託契約書に付随する約款の下で適用されるものとする。
4. 契 約 期 間
委託契約書及び約款に記載する通りとする。
5. 業 務 場 所
伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地 4 三重県営サンアリーナ内
6. 対 象 設 備
 - オレンジゴール 4 対 (8 台)
 - パラレルゴール 2 対 (4 台)
7. 定期点検及び緊急保守
乙はバスケットゴールの正常な機能を維持するため、当該契約期間内に 1 回の精密点検を実施する。また、障害や不具合が発生した場合は、甲の要請に応じ直ちに技術者を出勤させて修理調整を行わなければならない。
8. 技 術 者
乙は、定期点検並びに緊急保守作業に、必要な技能及び資格を有する技術者を就役させなければならない。
9. 費用負担の範囲
点検、保守に際して部品の交換が発生する場合、これらの費用、経費は、乙の負担とする。ただし、通常保守による当該設備の性能、機能維持水準を大きく超える事故、故障の修理の場合あるいはオーバーホールの場合は、甲及び乙は誠意を持って協議し負担方法を決定するものとする。
10. 提 出 書 類
乙が本委託業務を履行するにあたっては、以下の書類等を提出すること。
 - (1) 作業計画書
乙は作業実施に先立ち作業当該月の前月末までに、業務履行上の問題点や実施スケジュール等について甲と十分協議を行い、下記事項を記載した作業計画書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲の指示（承諾）により記載内容を含め一部を省略することが出来る。
 - ア. 作業概要
 - イ. 全体工程表
 - ウ. 作業工程表
 - エ. 作業組織表

オ. 作業項目、点検項目、点検要領書等

カ. 安全対策

キ. その他必要なもの

① 乙は、作業計画書の内容に変更が生じた場合にはその都度、原則として当該作業に着手する前に変更に関する事項について変更計画書を提出しなければならない。

② 甲が項目、内容その他について補足を求めた場合は、追記した作業計画書を提出しなければならない。

(2) 作業実施報告書

ア. 乙は、作業終了後ただちに作業実施の結果報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

イ. 作業実施報告書には、7.に記載する緊急作業の結果も報告すること。

ウ. 主要な定期点検作業については、実施時の写真を工種毎に撮影し、工種、内容等を記入の上整理し、作業実施報告書に添えて提出すること。

(3) その他の報告

ア. 作業実施において対象施設、機器の機能その他に不具合や異常が発見された場合、乙は修理又は取替えを行い、その旨を作業実施報告書にて報告すること。また、劣化が発見された場合にも、速やかに甲に報告すること。なお、必要に応じ劣化状況を示す写真及び図面を提出すること。

イ. その他必要なもの、緊急を要するものは、その都度提出すること。

レストラン食器洗浄機保守点検業務仕様書

1. 件 名
三重県サンアリーナ レストラン食器洗浄機保守点検委託業務
2. 委 託 内 容
本委託業務は、県営サンアリーナのレストラン食器洗浄機の正常な性能、機能を維持し適正な運転が行われるため、施設・設備の点検保守を主たる業務とする。
3. 一 般 事 項
本仕様書は委託契約書に付随する約款の下で適用されるものとする。
4. 契 約 期 間
委託契約書及び約款に記載する通りとする。
5. 業 務 場 所
伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地 4 三重県営サンアリーナ内
6. 対 象 設 備
 - ホシザキ製食器洗浄機 型式JWE-580UA (J11487)
7. 定期点検及び緊急保守
乙は食器洗浄機の正常な機能を維持するため、当該契約期間内に2回の精密点検を実施する。また、障害や不具合が発生した場合は、甲の要請に応じ直ちに技術者を出動させて修理調整を行わなければならない。
8. 技 術 者
乙は、定期点検並びに緊急保守作業に、必要な技能及び資格を有する技術者を就役させなければならない。
9. 点検項目
 - ・ 運転電圧、運転電流の確認及び漏電確認
 - ・ 機械の動作確認及び洗浄交換
 - ・ モーター類、接触音、異常の確認、部品交換及び調整
 - ・ 設定温度の確認及び温度測定
 - ・ 水漏れ等状態の確認
 - ・ 洗浄、すすぎノズル等摩耗確認
10. 費用負担の範囲
契約期間中の修理は無償とするが点検、保守に際して部品の交換が発生する場合、これらの費用、経費は、乙の負担とする。ただし、通常保守による当該設備の性能、機能維持水準を大きく超える事故、故障の修理の場合あるいはオーバーホールの場合は、甲及び乙は誠意を持って協議し負担方法を決定するものとする。
11. 提 出 書 類
乙が本委託業務を履行するにあたっては、以下の書類等を提出すること。
 - (1) 作業計画書

乙は作業実施に先立ち作業当該月の前月末までに、業務履行上の問題点や実施スケジュール等について甲と十分協議を行い、下記事項を記載した作業計画書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲の指示（承諾）により記載内容を含め一部を省略することが出来る。

- ア. 作業概要
- イ. 全体工程表
- ウ. 作業工程表
- エ. 作業組織表
- オ. 作業項目、点検項目、点検要領書等
- カ. 安全対策
- キ. その他必要なもの

- ① 乙は、作業計画書の内容に変更が生じた場合にはその都度、原則として当該作業に着手する前に変更に関する事項について変更計画書を提出しなければならない。
- ② 甲が項目、内容その他について補足を求めた場合は、追記した作業計画書を提出しなければならない。

(2) 作業実施報告書

- ア. 乙は、作業終了後ただちに作業実施の結果報告書を作成し、甲に提出しなければならない。
- イ. 作業実施報告書には、7.に記載する緊急作業の結果も報告すること。
- ウ. 主要な定期点検作業については、実施時の写真を工種毎に撮影し、工種、内容等を記入の上整理し、作業実施報告書に添えて提出すること。

(3) その他の報告

- ア. 作業実施において対象施設、機器の機能その他に不具合や異常が発見された場合、乙は修理又は取替えを行い、その旨を作業実施報告書にて報告すること。また、劣化が発見された場合にも、速やかに甲に報告すること。なお、必要に応じ劣化状況を示す写真及び図面を提出すること。
- イ. その他必要なもの、緊急を要するものは、その都度提出すること。